

第1章 予防対策

第1節 風水害に強いまちづくり

災害から町域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全事業等を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

1 治山

森林は、環境保全及び防災上大きな役割を果たしており、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかける。

(1) 予防、復旧治山事業

崩壊危険地及び崩壊地、侵食された渓流などの山地を復旧、整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、谷止工や水路工、植栽工等を行う。

(2) 保安林整備事業

機能の低下した保安林、被災した保安林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした改植や補植を行うとともに、水源かん養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成、改良を行う。

2 砂防

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう国及び県に積極的に働きかける。

(1) 砂防事業

砂防えん堤の建設や土砂流出防止の護岸工事等の整備を行うよう県に対し働きかけ災害の未然防止を図る。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

崩壊防止工事については、土地所有者等が施工することが困難又は不適当と認められ、かつ「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するよう県に對して働きかけを行う。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、かつ、多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所又は公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等地域に対応した防止施設の整備を県に働きかける。

3 河川管理施設の整備

(1) 中小河川の改修

河川災害の防止を図るため、中小河川の改修を促進する。

(2) 砂防対策の推進

土砂災害の防止を図るため、砂防ダム、渓流工事などの砂防対策を推進する。

(3) 治水ダムの建設

生活に密着した小規模生活ダムの建設や洪水による河川災害を防止するための治水ダムの建設を促進する。

4 都市排水

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプ、雨水調整施設の整備や雨水幹線等の排水施設の整備を推進する。

5 道路

道路は、災害時の避難、物資の輸送、救援・救護、消防活動に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど多様な機能を有する。このため、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。

6 農地保全

農業及び農業用施設の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

(1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれがある地域では、排水機、排水樋門、排水路等の整備を行い、予想される被害を未然に防止する。

(2) ため池等整備事業

かんがい用ため池のうちには、老朽化し、堤体からの漏水、余水吐の能力不足等がみられるものがあり、改修工事を推進し、漏水等による災害を未然に防止する。

7 海岸保全

各管理者は、海岸を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、堤防・護岸の新設補強及び根固め工、消波工、消波堤、護岸堤等の整備を推進する。

8 港湾・漁港整備

各管理者は、産業活動上重要な役割を果たしている港湾や漁港を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、防波堤・護岸等の外郭施設の整備を推進する。

第2節 災害危険地域等の予防対策

山崩れ、がけ崩れ、水害の未然防止やいったん災害が発生した場合の被害軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡回や有害行為の禁止、避難体制の整備等の災害予防対策に努める。また、危険箇所にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）に対する防災情報の周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制の整備等に努める。

1 土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 土砂災害危険箇所の予防対策

町は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害危険箇所の周知徹底及び適切な土地利用の誘導など土砂災害の予防対策に努める。

ア 危険箇所等について、町民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。

イ 危険箇所等の巡回を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する防災訓練を実施する。

ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して町民に周知徹底を図る。

エ がけ崩れ等により被害が予想される町民を対象に、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図る。

オ 土砂災害防止法に基づいて指定された土砂災害警戒区域等において、新規住宅の立地抑制等のソフト対策を進める。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害は突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

町は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じ、町民に周知する。

また、警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予警報及び避難の指示等の伝達方法

イ 適切な避難方法、避難所

2 山地災害危険箇所

町は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、町民に周知徹底を図るとともに、警戒避難体制について整備するよう努める。

3 老朽ため池危険箇所

(1) ため池の管理体制

ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努める。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておく。

(2) 情報の周知

町は、ハザードマップを作成する際に、老朽ため池決壊被害想定区域、ため池の決壊時における伝達情報、避難所等の必要な事項を町民に周知させるよう努める。

4 重要水防箇所

(1) 重要水防箇所

- ① 町は、「朝日町水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとる。
- ② 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定める。

5 浸水想定区域

(1) 浸水想定区域内の施設等の公表

町域に水防法第15条による浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称、所在地について、地域防災計画に定めるとともに、住民へ周知を図る。なお、水防法にはこれらの施設の明確な要件が示されていないため、地下街等及び要配慮者利用施設については、次のとおり位置付ける。

ア 地下街等（該当施設なし）

消防法施行規則（昭和36年自治省令6号）第12条の8に掲げる次の施設

- ① 延べ面積が千平方メートル以上の地下街
- ② 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物

イ 要配慮者利用施設

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（六）（七）項に掲げる次の施設、その他防災上の配慮を要する者が利用する施設

- ① 病院、診療所
- ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- ③ 小学校、中学校

(2) 水位情報の伝達方法

町は、地域防災計画において定めた浸水想定区域内の地下街等又は主として要配慮者が利用する

施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位情報（避難判断水位到達情報）の伝達方法を定める。

(3) 避難確保計画

浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者は、単独又は共同して作成して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、町に報告するとともに、公表しなければならない。

- ① 洪水時の防災体制に関する事項
- ② 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ③ 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

6 災害危険区域等

(1) 土地利用に関する規制、誘導

県では、法令に基づき溢水、たん水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源をかん養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要のある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制することとしており、町は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図る。

(2) 災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限を行う。

また、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限することとなっており、町は、これらの制限を受ける住宅を対象に、がけ地近接等危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

(3) 盛土による災害の防止に向けた対応

県及び市町村は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指示を行うものとする。

7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

町地域防災計画で名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下により、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成等を行うものとする。

（1）水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難確保計画を作成するとともに、当該計画に基づく訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

（2）避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長へ報告する。これを変更したときも同様とする。

※資料1-9 要配慮者利用施設一覧表

第3節 孤立集落化の予防

町は、地震に伴う土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。

1 実態の調査等

町は、孤立のおそれのある集落について事前に調査を行うとともに、万一に備えた救助計画の策定に努める。

2 孤立集落の機能維持

町は、孤立のおそれのある集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画の策定に努める。

- ① 土木作業機械及び管理棟
- ② 危険箇所照明設備
- ③ 通信施設設備
- ④ 負傷者搬送用資機材

3 通信連絡体制の整備

町は、孤立のおそれのある集落との通信を確保するため、次のとおり非常時に備えた通信連絡体制の整備に努めるとともに、運用等についても具体的に定めておくように努める。

- ① 防災行政無線の整備
- ② 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ③ 非常通信の確保
- ④ 他の機関の通信手段の活用
- ⑤ 衛星携帯電話の配備

4 事前措置

(1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、町では、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について推奨する。

(2) 救急・救助体制の整備

町では、孤立した集落での地震災害等に伴うけが人等の発生に備え、輸送手段の確保等について事前に計画を作成するよう努める。また、孤立集落への救急・救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が有効であることから、町は、県と連携して孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制の整備に努める。

第4節 防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、町民をはじめ各防災関係機関等が、地震・津波など災害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、町民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮する。

また、東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

1 町民に対する防災知識の普及

町及び関係機関は、町民に対し、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持ち出し品の準備等、家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。

(1) 普及の方法

ア 各種団体等による普及

P T A、青年団体、女性団体、自治振興会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、映像資料等の貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 広報媒体による普及

町は、広報あさひや朝日町ホームページ、みらーれTVやラジオミュー等のテレビ、ラジオなどの各種広報媒体をはじめ、パンフレット等印刷物の活用により、防災知識の普及に努める。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、必要な情報の提供に努める。

ウ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

町は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実践的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

エ 防災研修会・出前講座の開催

防災知識の普及高揚を図るため、防災に関する学識経験者又は災害体験者等による講演会を適宜実施する。また、町内会、自主防災組織、各種団体等を対象とした出前講座の開催を通じて、防災知識の普及に努める。

オ ハザードマップによる普及

町は、洪水や土砂災害等の危険箇所や避難場所等を示すハザードマップを整備し、住民等に対し周知を図るものとする。なお、町はハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、住民による建物の耐震・津波補強、将来的な居住場所の移転、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

町をはじめ、防災関係機関等の防災体制、対策について理解してもらうよう努める。

イ 過去の主な被害事例

町及びその周辺で発生した災害をはじめ、全国的に大きな被害をもたらした事例について、その紹介に努める。

ウ 普段からの心がけ

住宅の点検や屋内の整理点検、火災の防止、応急救護、非常食・飲料水の準備（最低3日分）、避難場所・避難経路の確認、非常持ち出し品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、基本的な防災用資機材の操作方法の習得等、普段からの防災に対する心がけに関する知識の普及に努める。

エ 災害発生時の心得

場所別、状況別の心得や避難方法、家族間の連絡方法について日頃からの意識付けを行うほか、連絡手段として、NTTの伝言ダイヤル「171」、携帯電話各社の災害用伝言ダイヤル等の周知を図る。

2 学校教育における防災教育

町教育委員会は、学校等における災害を未然に防止するため、普段から児童、生徒の発育段階及び地域の実態等に応じた必要な防災教育を行う。

(1) 安全指導

- ① 教育課程の中で災害の種類、原因実態及びその対策等防災関係の事項を指導するとともに、防災関係機関、防災施設及び防災関係の催し等の見学を行う。
- ② 登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ異常気象時における通学路の点検及び情報の収集方法、児童、生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校ごとに樹立し、児童、生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図る。

(2) 防災訓練

児童、生徒及び教職員の防災意識の高揚と災害時に迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、学校行事等の一環として災害種別に応じた防災訓練を適宜実施する。

(3) 児童・生徒の理解を深める防災教育の推進

住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童・生徒の理解が進むよう、児童・生徒用防災ハンドブック等の印刷物の活用、防災検定や消防団員・自主防災組織等が参画した体験型・実践型の防災授業の実施など、より分かりやすい内容で行うものとする。

3 庁内職員及び関係機関等の職員に対する教育

町、各事業所及び関係機関は、職員に対する防災教育として講習会、研修会等を開催し、災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図ることで、防災教育の普及徹底に努める。

具体的な教育内容としては、各機関の防災体制と各自の任務分担、非常参集の方法、業務継続計画（B C P）の理解と運用、地震・津波の特性などの防災知識と技術、防災関係法令の運用などが挙げられる。

(1) 講習会、研修会の実施

職員一般を対象とし、防災に関する講習会を適宜開催する。また、災害対策関係法令及びその他防災関係法令の説明、土木、水防、建築、その他の防災技術研修会を適宜実施する。

(2) ロールプレイング方式による図上訓練の実施

災害時における業務分担等についての自覚と認識を深めるため、実際の災害発生を想定したロールプレイング方式による図上訓練を適宜実施する。

(3) 現地調査及び視察

現況の把握と対策の検討を行うため、災害危険箇所等の現地調査及び防災関係施設、防災関係研究機関等の視察を適宜実施する。

(4) 防災活動マニュアル等の配布

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等を収録した防災活動マニュアル等を適宜作成し、配布する。

第5節 自主防災組織の育成

災害から町民の生命、身体及び財産を守るために、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、町民一人ひとりが「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る」と認識するとともに、町民が団結し、組織的に行動することが必要である。

町は、地域における防災活動の中心として位置づけられる自主防災組織に対し、防災活動を有効に実施するための指導及び防災資機材の整備等を進め、日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者に対する防災上の措置等により防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災体制の充実、強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

1 自主防災組織の結成

「みんなのまちはみんなで守る」の考え方のもと、町では平成18年から自主防災組織の結成が進み、町内10の全自治振興会及び町内会を基盤とする70以上の組織が結成されている。

今後、未組織の町内会においても組織化を促すとともに、活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消により自主防災組織の充実を図るため、防災士や県の自主防災アドバイザー制度等を活用しながら、積極的かつ計画的な啓発活動を行う。

(1) 自主防災組織の編成基準

ア 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

(ア) 適正規模で編成

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

(イ) 昼夜間の活動に支障がないよう編成

昼夜間に町内にいる住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内にいる住民の名簿の作成に努める。

イ 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

(2) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、平常時と災害時に分け、概ね次の活動を行う。

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及活動
- ② 各種訓練の実施
 - ・情報収集伝達訓練

- ・初期消火訓練
 - ・避難訓練
 - ・救出救護訓練
 - ・給食給水訓練
- ③ 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）
- ④ 防災資機材等の備蓄及び整備点検

イ 災害時の活動

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 出火防止、初期消火及び除排雪活動
- ③ 救出救護活動
- ④ 避難及び避難誘導の実施
- ⑤ 給食、救護物資の配布及びその協力

2 自主防災組織の育成

(1) 防災リーダー等の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、町は、より一層きめ細かな指導・助言や、地域において防災リーダーとなる防災士等の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの配布、防災講習会等への参加、開催など、教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

(2) 活動環境の整備

町は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするため、活動に使用する防災資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

また、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する防災資機材の整備、沿岸部の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対し、県とともに支援するものとする。

(3) 訓練の充実

震災時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。

(4) 自主防災組織連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資するという観点から、自治振興会単位又は町単位の連絡協議会の設置に努める。

(5) 自主防災組織と各種団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の各種団体との連携を進めるものとする。

3 企業防災の促進

学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする事業所及び施設等については、防火管理者を主体とした自衛消防隊組織の育成を図るものとする。

(1) 法令により義務づけられた組織

事業所等の管理者は、法を遵守するとともに、積極的に防災活動を行うことができるよう装備の充実、要員の資質向上に努める。

(2) 自発的な自主防災組織

町、消防本部等及び関係機関は、自発的な自主防災組織が結成できるよう事業所等管理者に働きかけるとともに、講習会等を開催して職員の意識高揚を図る。

(3) 協力体制の確立

事業所等の自主防災組織にあっては、応援協定等の締結を通じ、消防本部等及び地域住民の自主防災組織と応援体制の確立を図り、地域の安全防災のために積極的に協力する。

第6節 防災訓練の実施

災害時に県、関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、平常時から各種の防災訓練を計画的、継続的に実施する。

1 町が主催する防災訓練

町は、地域の協力や継続的な啓発による幅広い世代の積極的参加を得て、町一体となり実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。また、県及び防災関係機関と共に、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、住民一人一人の防災行動力の向上や防災意識の高揚を図る。

2 個別の防災訓練

(1) 非常参集訓練

災害時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、非常参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置・運営訓練

町は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に必要な的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図るため、図上訓練を実施する。

(3) 避難訓練

町や自主防災組織は、住民の円滑な避難を誘導し、安全を確保するため、災害時安否確認名簿等を活用した避難場所等への災害避難訓練を実施する。

また、学校、病院、社会福祉施設等では、実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習得させるよう努める。

(4) 水防訓練

水防活動の習熟を図るため、水防工法等の実地訓練を実施する。

(5) 大規模土砂災害対応訓練

国、県、関係機関と連携して大規模土砂災害に対応した訓練を実施する。

(6) 非常通信訓練

災害の種類・規模によっては、有線・無線設備等が相当な被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等について訓練を行う。

(7) 集客施設等における防災訓練

集客施設等の管理者は、利用者の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練等を実施する。

(8) その他の訓練

町、防災関係機関は、それぞれ災害応急復旧訓練、図上演習訓練等を実施する。

3 訓練結果の評価・改善

訓練実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

4 他の機関が実施する防災訓練への参加

町は、他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、連携強化に努める。

第7節 農林水産業における災害予防

災害による農地、農業施設、農産物、林産物及び漁業等に対する被害を最小限に防止するため、農林水産業における災害予防対策の促進を図るとともに、被害防止の指導を行う。

1 農林水産業施設等の整備

町は、国、県等とともに、農林水産業施設等を整備する。

- ① 防災林の造成、保安林の整備
- ② 海岸保全施設の整備
- ③ 防災ダム、堤防、排水路等の施設の整備
- ④ 地すべり防止施設の整備

2 被害防止に関する指導

町は、県と協力して、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等を通じ、次の事項について指導する。

(1) 水稲及び畑作物

- ① 倒伏に耐える健全な栽培技術の普及
- ② 水稲の早、中、晩生種の適正配分による作付け
- ③ 気象に応じた栽培管理の徹底
- ④ 病害虫防除の徹底
- ⑤ 農薬等の管理の徹底
- ⑥ 災害に備えた種子の備蓄の徹底

(2) 育苗施設及び乾燥調製施設等

- ① 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実
- ② 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前終業時点検の徹底
- ③ 燃料の管理の徹底

(3) 園芸作物及び果樹

- ① 産地ぐるみの災害防止を推進するための組織づくりや具体的な計画づくりの手法等の検討

(4) 家畜及び畜産施設

- ① 疾病予防の徹底
- ② 粪尿により河川汚濁等の防止

(5) 林産物

- ① 火災の延焼、拡大を防止するため防火道、防火林の造成と保護樹林帯の設置
- ② 風水害に強い樹種、品種の選定
- ③ 適切な枝打ちの実施
- ④ 適切な除、間伐の実施
- ⑤ 空地のできない造林
- ⑥ 災害に強い樹種を混ぜた造林
- ⑦ 小面積皆伐、伐区の分散

(6) 漁業の安全対策

- ① 漁業の安全操業に関する意識の啓蒙
- ② 海難防止講習会等の開催
- ③ 津波発生時における漁船の緊急避難体制の確立

第8節 文化財の災害予防

町は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

1 文化財の実態調査

町内にある文化財は、天然記念物、史跡及び彫刻等が主であり、関係機関と協力してこれらの保護、保存状況、防災施設設備の設置状況、入場者等の状況、防災組織の状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施する。

2 文化財の災害予防

(1) 防災上必要な教育訓練の実施

関係職員の教育をするため、関係機関と協力して講習会、研修会等を開催するとともに、防災上必要な訓練を実施する。

(2) 防災思想の普及

一般住民の防災に関する認識を高めるため、講習会の開催、関係資料の配布などを行うとともに、「文化財防火デー」、文化財愛護活動の実施を通じ、防災思想の普及に努める。

(3) 火気等の使用制限区域の設定

文化財の所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言、指導を行う。

(4) 保存施設等の整備の促進

文化財を風水害、火災等から守るために、収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報設備、排水設備等の整備を促進する。

(5) 安全点検の励行

文化財及び消防等の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制の下で行われるよう所有者又は管理者に対し、助言、指導を行う。

第9節 組織体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、町は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 初動マニュアルの整備

災害発生時、特に初動期における各部・各班の活動を迅速・的確に行うため、各部は初動マニュアルの整備に努める。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統についての習熟を図る。

(3) 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備を進める。

- ① 備品の固定、落下物の防止措置
- ② 停電時に備えた非常電源の整備及び発電機燃料の備蓄
- ③ 無線機器の点検・整備
- ④ 町内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- ⑤ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

2 情報連絡体制の充実

町は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡が行えるようにするために、防災関係機関との連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町は、防災関係機関と連携し、相互の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

3 防災関係機関との協力体制の充実

(1) 日頃からの積極的な情報交換等

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行い、防災組織相互の協力体制を充実させる。また、必要に応じ、災害時に備えた協定を締結し、協力体制の強化を図る。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、通信体制の総点検及び通信訓練の実施に努める。

4 広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、あらかじめ災害時における相互応援協定の締結に努めるなど、広域応援体制の整備充実を図る。

5 業務継続計画（B C P）の策定、活用

町は、地震等災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などをを行うものとする。

第10節 情報通信連絡体制の整備

1 防災行政無線等の整備

(1) 同報系・移動系無線の整備

町は、住民に対して防災に関する情報を迅速に伝達するために同報無線系設備及び災害現場等との通信を確保するために移動無線系設備を整備、補完するとともに、災害時において管内のアマチュア無線局の協力が得られるよう協力体制を整える。

また、管内の防災関係機関は無線通信施設等の整備に努めるものとする。

なお、災害発生の際に十分活用できるよう隨時保守点検を行うとともに、毎年1回以上の精密検査を行い、故障の事前防止に努める。

(2) デジタル化の推進

町は、防災行政無線の更新の際、デジタル化を推進する。

また、消防・救急無線についてもデジタル化を図り、情報収集・伝達体制の整備・充実に努める。

2 非常通信体制の強化

町及び防災関係機関は、災害時等に加入電話や自己所有する無線通信施設等が使用できない場合、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ非常通信体制を強化するものとする。

3 放送・通信網の活用

(1) テレビ・ラジオによる情報伝達

町は、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合「みらーれTV」による緊急文字テロップ放送や災害時における緊急番組の放送等を通じ、町民等に災害情報を的確に伝達するとともに、緊急文字テロップ放送の手順、方法などを明記した実施手順書をあらかじめ備え付け、災害発生時に迅速に対応できる体制を整えておく。

また、新川コミュニティFM「ラジオミュー」において、災害発生時に特別番組編成がなされた場合は、町民等への的確な情報伝達を行うため、必要な災害情報を提供する。

そのほか、県内のテレビ・ラジオ局に対しても、必要な情報提供を行うものとする。

(2) 町ホームページによる情報伝達

災害発時において、きめ細かな情報を提供するため、町ホームページに災害用ページを設けるなど、インターネットを通じて分かりやすく、的確な情報伝達に努める。

また、迅速な災害情報の伝達手段の一つとして、災害協定に基づき設置した「Yahoo!防災速報アプリ」の活用を進めるほか、ツイッターやフェイスブックなど、ソーシャルネットワークシステム（SNS）の活用についても調査・研究を進める。

(3) 朝日町緊急情報メールによる情報伝達

町は、登録制の朝日町緊急情報メールを活用し、災害発生時等に町民等へ情報伝達を行う。

(4) 緊急速報メールによる情報伝達

町は、携帯電話キャリア各社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）への災害発生時における一斉メールとして運用されているNTTドコモのエアメールをはじめとする緊急速報メールの独

自送信機能を活用し、災害発生時に町内にいる方々への情報伝達を行う。

(5) 多様な通信手段の確保

N T T 西日本が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、孤立集落対策等のための衛星携帯電話の活用など多様な通信手段の確保に努める。

4 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の活用

町は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、土砂災害警戒情報等の緊急情報を受信したときは、防災行政無線等を通じ直ちに関係機関及び住民にその内容を伝達するものとする。

なお、将来的には防災行政無線との連携だけでなく、ケーブルテレビや緊急速報メール等の媒体と連携するシステムの構築に向けて研究・検討を進める。

5 県システムの活用

(1) 富山県防災行政無線

県本庁、出先機関、県内市町村、各消防本部等に整備されている衛星回線を利用した「富山県防災行政無線」を活用し、各防災機関相互の情報収集・伝達を行うものとする。

(2) 富山県総合防災情報システム

気象情報、河川情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を、G I S（地理情報システム）、Lアラートや市町村に設置されている計測震度計等を活用しながら情報提供を行う「富山県総合防災情報システム」について、有効に活用し、迅速・的確な情報収集・伝達を行うものとする。

6 その他システムの活用

町は、国土交通省などが整備する防災情報を入手できる各種システム、ホームページを活用し、必要な情報を迅速かつ的確に収集する。

7 運用対策

町は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や運用方法について訓練に努める。通信機器は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。

また、非常用発電設備については、災害時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

第11節 緊急輸送活動計画

災害における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送路等の確保

町は、あらかじめ避難者の移送、生活必需品の緊急輸送に必要な道路の指定を行うものとする。また、陸路が不通になった場合は、海路、空路の活用を図るものとする。

(1) 陸路

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、陸上・海上・航空の輸送拠点施設に配慮し、幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。災害時の緊急交通路の候補となる緊急輸送道路を次のとおり定める。

ア 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速道路、一般国道及び一般国道と自動車道インターチェンジを結ぶ幹線道路。

イ 第2次緊急輸送道路

第1次路線とネットワークを構成し、市町村の防災拠点施設を相互に接続する幹線道路。

ウ 第3次緊急輸送道路

上記路線を相互に補完する幹線道路。

緊急輸送道路の指定にあたっては、各管理者でネットワーク化を図るよう適宜調整を行う。

(2) 海路

地震が発生し、陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送ルートとして、港湾及び漁港施設は重要な役割を果たすことから、県の防災拠点漁港として位置づけられ、耐震強化岸壁が整備されている宮崎漁港の活用を図る。

(3) 空路

陸路が不通になった場合の手段として、ヘリコプターによる輸送を行うこととし、ヘリポートとして文化体育センターグラウンドを使用する。

2 緊急輸送用車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結する等体制の整備に努める。

3 防災活動用空地の確保

災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である当町に集結する場合、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置づけられるスペースを把握しておく。

4 緊急通行車両の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県公安委員会が行う。

(2) 確認対象車両

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に使用されるもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- ⑥ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ⑨ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

(3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度が設けられており、この制度の効果的な活用を行う。

第12節 避難体制の整備

風水害に関する大規模災害発生時における住民避難のため、あらかじめ避難場所の選定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

1 避難場所の確保

(1) 避難場所の設置

災害対策基本法では、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として「指定緊急避難場所」を、被災者が一定期間避難生活を送る場として「指定避難所」を指定することと規定されている。

このことから町は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ避難場所を指定しておくものとする。避難場所については、指定緊急避難場所として位置づける「自主避難所」、指定避難所として位置づける「指定避難所」の2種類を指定するものとする。これら避難場所の指定については、洪水や津波、土砂災害など、災害の状況を勘案しながら、それぞれの事象において危険性の高い場所にある場合は、事象別に避難場所を定めるよう努めるとともに、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。

ア 自主避難所（指定緊急避難場所）

事前の避難を希望される方を対象に、一時的に開設する避難所及び地震の揺れなどの際に緊急的・一時的に避難する場所

イ 指定避難所（指定避難所）

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れないとなった居住者等が一時的に滞在する施設

町では、朝日町立さみさと小学校、朝日町文化体育センターサンリーナ、朝日町立あさひ野小学校の3箇所を指定避難所として指定している。

(2) 避難場所の設置基準

設置基準については、概ね次のとおりとする。

- ① 避難場所としては、公園、緑地、学校、体育館等が適当である。
- ② 避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、概ね 2 m^2 以上とする。
- ③ 要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。
- ④ 大規模なけ崩れや津波による浸水などの危険のないところで、付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。なお、公園等のオープンスペースは、必要に応じて地震による火灾の輻射熱に対して安全な空間とすることや、津波浸水深以上の高さを有することなどに配慮する。
- ⑤ 海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、住民にその徹底を図る。

(3) 避難場所における施設、設備の整備

町は、避難場所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に

努める。

- ① 避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。
- ② 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明、空調、洋式トイレ等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(4) 要配慮者のための避難体制の整備

町は、指定避難所とは別に、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、避難所の生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

なお、指定避難所においても、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が支障なく避難を実施できるよう、必要な施設・設備の整備に努める。

(5) 避難場所における運営体制の整備

避難場所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。

なお、町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(6) 観光地等における避難場所等の確保

町長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

2 避難道路の確保

避難場所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

(1) 避難道路の選定

避難場所を指定した町は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- ① 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物がないこと。
- ② 避難場所まで複数の道路を確保すること。
- ③ 地震に強い地盤で、地盤に危険な埋設物がないこと。

- ④ 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること。
- ⑤ 落下物の危険性が少ないとこと。
- ⑥ 自動車の交通量がなるべく少ないとこと。

(2) 避難標識の設置

避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

3 被災者用の住居の確保

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

4 災害時安否確認用名簿の整備と管理

(1) 災害時安否確認用名簿の整備

町は、自治振興会や町内会、自主防災組織等の協力を得て、自主避難所及び指定避難所において住民の安否を確認するための災害時安否確認用名簿を整備するものとする。

(2) 災害時安否確認用名簿の更新

町は、災害時安否確認用名簿に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに災害時安否確認用名簿を更新するものとする。

(3) 災害時安否確認用名簿の管理

災害時安否確認用名簿の内容は、個人情報を含むものであることから、避難行動要支援者の支援上必要とする機関以外が閲覧することのないよう厳重に管理する。

5 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期する。

- ① 避難の場所、避難誘導及びその指示伝達の方法を定める。
- ② 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難所の選定及び収容施設の確保並びに保健衛生対策及び給食の実施方法について定める。
- ③ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第13節 避難行動要支援者の安全確保

町では、町民のおおよそ2人に1人が65歳以上の高齢者で占められるなど、災害時に安全な場所へ避難するために人的支援が必要な方々、いわゆる避難行動要支援者が多くなっており、このような方々が迅速に避難行動をとるために、平常時から避難行動要支援者に配慮する必要がある。

のことから、町は平成23年に「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定したところであり、災害時に迅速に避難行動を取ることができるよう、避難行動要支援者に配慮した情報伝達や避難支援体制の整備などを図ることとする。

1 避難行動要支援者の対象者範囲

避難行動要支援者の対象者範囲は概ね次のとおりとする。

- ① 介護保険における要介護認定が3～5の者
- ② 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する重度障害者
- ③ 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の者
- ④ 日本語に不慣れな在住外国人
- ⑤ その他（①～④に準ずる者など）

なお、施設入所者や乳幼児については、当該施設の職員又は父母などの保護者が存在していることから、対象者からは除くものとする。

2 避難行動要支援者情報の把握

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所などの生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握と関係者間での共有が重要であり、日頃から避難行動要支援者の居住地や状態などを把握し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるとともに、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

のことから、町は、避難行動要支援者情報を把握するとともに、支援の対象となる避難行動要支援者本人や代理人、町内会などの申告により、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等を記載した避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

その際、災害時安否確認用名簿を活用するなど、総務政策課と健康課などがそれぞれ把握している情報を共有するとともに、この情報を自治振興会、町内会、町、消防署などの防災関係機関及び民生委員など福祉関係機関とも共有するよう努めるものとする。また、これら関係機関等への開示に当たっては、あらかじめ避難行動要支援者から同意を得るよう努めるものとする。

把握、共有、更新等の具体的方法については、前節中の災害時安否確認用名簿の整備と管理に準じるほか、避難支援プラン全体計画で定めるものとする。

3 情報伝達体制

町は、自治振興会や町内会などに対する要配慮者に関する情報伝達責任者を明確にするとともに、避難行動要支援者及び指定避難所運営班に対し確実に情報を伝達する体制を整備するものとする。

（1）情報伝達ルート

避難情報については、町から各自治振興会長を通じ避難行動要支援者に伝達する。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、視覚障害者、聴覚障害者など身体的特性などに応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。また、外国人への配慮として避難地までの誘導標識など案内表示に英語及び中国語等で併記するよう努める。

表 3-1-13-1 避難行動要支援者に対する情報伝達手段

対象者	手段
介護保険における要介護認定が3～5の者	防災行政無線、消防団等による口頭伝達など
視覚障害者	防災行政無線、町広報車、サイレンなど
聴覚障害者	携帯電話メール（エリアメール等）、書面（手書き、印刷物）など
一人暮らし高齢者 高齢者のみの世帯	防災行政無線、サイレン、消防団等による口頭伝達など
日本語に不慣れな在住外国人	防災行政無線、サイレンなど

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、消防団など支援者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報などを伝えることとする。

4 避難行動要支援者の避難支援活動

(1) 避難情報発令の判断基準の明確化

町は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する判断基準を明確化している。この判断基準は、対象とする自然災害ごと、具体的な地域ごとに個別具体的に定めるものとし、必要に応じて見直しを図る。

また、町は、避難行動要支援者の行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「避難準備情報」を「避難行動要支援者避難情報」と位置付け、安全な避難行動が行われるよう配慮するものとする。

(2) 避難誘導の手段・経路

風水害や津波などの災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報などを発令した場合は、町及び関係機関と地域住民などが連携し、朝日町地域防災計画及び個別避難計画に基づいた避難誘導を行う。

(3) 避難所における支援対策

町は、避難所において避難行動要支援者ができるだけ不自由なく過ごすことができるよう配慮するものとする。

- ① 避難所においては、障害者用トイレなどの仮設など、避難行動要支援者のための設備や備品の配備に努める。
- ② 避難所では、避難行動要支援者からの要望や相談などに対応することにより、安心して生活ができるよう体制の整備に努める。

(4) 地域における支援体制の構築

避難にあたっては、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、自主

防災組織や民生委員等などが中心となり、声かけや見守り活動等の地域における各種活動との連携を深めつつ、平常時から地域住民を中心としたネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくるよう努める。

(5) 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うため、自治振興会や自主防災組織、町内会などが中心となり、避難行動要支援者対策を考慮した避難訓練などを実施する。具体的には、避難行動要支援者の居住情報の共有、避難準備情報などの伝達確認、具体的な避難支援方策の検討や障害物の確認などを行うものとする。

5 避難支援プラン（個別避難計画）の策定

災害が発生し又はそのおそれがある高まつたときに、避難行動要支援者の避難誘導などを迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所などに避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織、町内会、民生委員などの協力を得ながら、個別避難計画を策定する。具体的な策定方法等については、避難支援プラン全体計画の中で定めることとする。

6 要配慮者に対する防災知識の普及、啓発

要配慮者は、災害が発生したとき、その災害の覚知、情報の収集、伝達、避難などの対応に大きなハンディキャップを負っている。

これらの要配慮者を災害から守るためにには、町その他の防災関係機関による各種施策の推進とともに、町民の理解と協力が不可欠である。

このため、従来の広報活動に加え、要配慮者のための防災対策の重要性について町民に周知、啓発活動を進め、地域社会全体で取り組む土壤の醸成を図る。

(1) 防災ハンドブック等の作成配布

高齢者や障害者等、それぞれの特性に応じ、通常の活字の冊子のほか、点字版、録音テープ版等の防災ハンドブックを作成し、防災についての基礎知識、日頃の備え、いざというときの行動を身につけてもらう。

なお、作成配布にあたっては、さまざまな要配慮者の協会、福祉関係機関等の協力を得て行うものとする。

日本語の理解できない外国人に対しては、英語（及び中国語等）で記述されたパンフレットを配布し、日頃の備えや災害時にとるべき行動について周知する。

(2) 防災講習会等の開催

要配慮者自身及びその家族に対して防災講習会等を催し、防災知識を身につけてもらうとともに、民生委員、ホームヘルパー等に対しても、防災研修を行い、要配慮者の家庭訪問時に防災指導を行わせる。

なお、避難行動要支援者の避難を支援する人々が、避難行動要支援者を搬送する際に用いる車椅子やその他器具の使用方法を身につけるための講習会を行うことも必要である。

(3) 町民への啓発

町民に対し、要配慮者のための防災対策の必要性を深く認識してもらうため、広報あさひやリー

フレット等を活用して、周知・啓発活動を実施する。

(4) 学校教育での指導

学校における児童、生徒に対する防災教育の内容として、要配慮者の援助について、幼少時から理解を深めるようにするとともに、年齢に応じた援助方法を指導する。

(5) 要配慮者に関する防災のスペシャリストの育成

防災や防災援助について専門的な知識を持ち要配慮者のための防災対策を具体的に推進するための防災リーダーや、目の見えない人、耳の聞こえない人に対して防災知識の普及を行える人（手話通訳者、点字取扱可能者）などの要配慮者防災にかかるスペシャリストの養成を進める必要がある。

(6) 個人情報の取扱い

防災関係者はもちろんのこと、町内会、自主防災組織等において日常生活を通じて知り得た個人情報は、決して第三者に漏らしてはならない。

(7) ボランティアの育成

避難行動要支援者の避難支援のためには「人手」が最も大きな要素であり、積極的にボランティアに協力してもらう必要があり、平常時から町民にボランティアへの理解を深めてもらうよう広報活動を行うとともに、ボランティアの育成に努めるものとする。

7 社会福祉施設等における対策

(1) 避難体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難体制の確立に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設等の管理者に対する啓発・指導

ア 防災点検及び防災機材の配備

施設を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び施設職員等に対し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の態様に応じた避難誘導方法を確立する。

ウ 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所者は自力での避難が困難である者が多いため、施設職員だけでは迅速な対応が困難な場合も想定される。そこで、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを進める。

エ 緊急連絡先の整備

施設と保護者又は家族との連絡が確実にとれるよう緊急連絡先の整備を進める。

第14節 医療・救護体制の整備

災害時においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想されるため、情報の混亂と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から町及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化するよう努める。

1 医療救護所の整備

(1) 医療救護所の指定等

町は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備するとともに災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検等を行い、その安全性の強化を図る。

また、医療救護所への医者、看護師等の要員の参集体制や参集方法等について、事前に新川厚生センターや医師会等と協議しながら、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 医療救護所の施設設備

- ① 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。
- ② 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
 - ・テント
 - ・救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）
 - ・その他（折りたたみベット、担架、発電機等）
- ③ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

2 連絡体制の整備

町は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、新川医療圏における災害医療コーディネータとなる新川厚生センターと連携を図りながら、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

3 応急手当に関する知識・技能の普及

町は、町民に対し研修会や防災訓練を通じて、AEDの使用を含む心肺蘇生法や止血法等の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

第15節 飲料水、食料及び生活必需品等の確保

災害時には、水道施設の被害及び社会的混乱により、日常生活に不可欠な飲料水、食料等の確保が困難になり、また医療品及び救護用資機材に対する緊急の需要も高まると予想される。したがって、平時から災害に備え、県と適宜分担しつつ飲料水、食料、生活必需品、医療品等の確保に努めるものとする。これにより町は、一定量の飲料水、米を中心とした物資の確保を行うものとする。

1 飲料水の確保

災害発生時には、水道施設が破損し、飲料水の通常の供給が行われなくなる可能性がある。したがって、避難施設における給水や応急給水用資機材の整備について定めるものとする。

(1) 町の対策

- ① 応急資機材の備蓄
- ② 非常に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、その利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ③ 給水タンク、トラック、ろ水器等応急給水機材の整備
- ④ 住民及び自主防災組織に対する貯水や応急給水についての指導を行う。
- ⑤ 水道施設の早期復旧を図るため、工事業者等との協力体制を確立しておく。
- ⑥ 応急給水を円滑に実施するため、給水班編成等、給水計画を作成しておく。

(2) 町民の対策

ア 家庭における貯水

- ① 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- ② 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- ③ 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、地震等により水漏れ、破損しないものとする。

イ 町内会（水道組合含む。）・自主防災組織等の対策

- ① 応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成を計画しておく。
- ② 非常に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施して、町の指導のもと、その利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ③ ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒剤、燃料等応急給水に必要な資機材等の整備に努める。

2 食料の確保

大災害の発生時には、多くの被災者が発生する一方で一般流通機構が一時的に麻痺状態に陥り、食料及び生活必需品の不足を招くことが予想される。このため被災者、特に避難施設での生活者に対し、速やかに最低限の食料を配給できるよう、平時から調達計画を定めておく。

(1) 食料及び生活必需品の確保

米、乾パン等をはじめとした非常に必要な食料（以下「緊急食料」という。）の需要動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより、災害時の緊急食料の円滑な確保を図る。

(2) 緊急食料の調達の基本方針

大災害の直後は、輸送網が寸断され、輸送手段が制約されるなかで、人命救助を優先せざるを得

ないため、緊急食料の調達は、困難が予想される。このため、各家庭での備蓄と流通備蓄の活用を基本とし、町民に対し、緊急食料の準備を呼びかける等、次の対策を講ずるものとする。

ア 町民

- ① 家庭で1週間程度の最低生活ができる食料を備蓄するものとする。
- ② 家庭で3日分程度の非常持出食料を準備する。
- ③ 自助・共助の精神に基づき、隣近所で助け合う。
- ④ 共同備蓄を推進する。

イ 町

- ① 町内の緊急食料として調達できる在庫量を調査する。
- ② 町内の緊急食料の調達及び配分計画を策定する。
- ③ 食料の集積場所を準備する。
- ④ 給食計画を策定する。
- ⑤ 町民の実施する対策を指導する。

(3) 町民に対する指導

町は、(2)－アに掲げる事項の実施を町民に対し、広報等を通じて指導する。

具体的な内容は次のとおりとする。

ア 緊急食料の備蓄

米、乾パン等をはじめとした長期保存の可能な食料を一週間分程度備蓄する。

イ 非常持出食料の準備

アの長期保存可能な食料を家庭で3日分程度準備する。

ウ 助け合い運動の推進

自主防災組織活動の一環として指導する。

エ 緊急食料の共同備蓄の推進

自主防災組織活動の一環として緊急食料の共同備蓄を推進する。

(4) 緊急食料の調達分の具体的方針

ア 被災者5日間程度の最低生活を維持するための食料確保を目途に計画する。なお、被災直後の2～3日間は、(2)－ア－②により対処し、8日目以降については、逐次輸送条件の改善が見込まれることから、自主調達を中心とする。

イ 協力店制度の確立

緊急食料の調達は、町内協力店との間に事前に調達に関する協定を締結するものとする。また、年1回は、物資保有数量の報告を依頼し、在庫量の確認をするほか、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応するものとする。

(5) 緊急食料の集積場所

朝日町文化体育センター(朝日町越306番地、電話83-1838)とする。

(6) 緊急食料の配分

各地域の被害状況に応じ、原則として避難施設単位に実施する。

(7) 炊きだし

「拠点炊きだし」方式とし、自主防災組織、日赤奉仕団等と協力のうえ行い、学校給食施設等を活用する。

(8) 調達する食料及びその必要量

農業協同組合、町内製造業者、卸・小売業者等の流通可能在庫調査の結果に基づき必要時に農業協同組合及び町内業者の流通備蓄から調達するが、不足する場合は、県と協議し、県内から調達する。

3 生活必需物資の確保

災害時における被服、寝具、その他の生活必需品等非常時に必要な物資（以下「緊急物資」という。）の需給動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより、災害応急対策の円滑な実施を図る。

(1) 緊急物資確保の基本方針

大災害の発生直後は、輸送網が寸断され、輸送手段が極めて制約され、災害応急対策は多岐にわたり、かつ負傷者の救出、自衛隊、医師団等の救助活動要員の輸送等、人命救助活動を優先すべきこと等から、緊急物資の調達配分は相当の制約を余儀なくされる。このため、町民に対し、緊急物資の準備を呼びかける等、次の対策を講ずるものとする。

ア 町民

- ① 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常用持出品の準備
- ② 毛布等生活必需品について災害時の助け合いの実施
- ③ 緊急物資の共同備蓄の推進

イ 町

- ① 緊急物資の流通備蓄の調査
- ② 緊急物資の調達及び配分計画の策定
- ③ 緊急物資の集積場所の準備
- ④ 町民の実施する対策の指導

(2) 町民に対する指導

町は、(1)～アに掲げる事項の実施を町民に対し、広報等を通じ指導する。

なお、具体的な内容は次のとおりとする。

ア 緊急物資の備蓄

1週間程度の最低生活を維持できる緊急物資の備蓄

イ 非常用持出品の準備

非常用持出品の内容は、その重量、避難の距離により異なるが、日用品等については、概ね次の基準により準備するものとする。

- ① 準備するもの

- ・救急薬品

- 消毒薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角布、油紙、ガーゼ、バンソーコ、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等

- ・携行品

- 懐中電灯、携帯ラジオ、衣類(1組)、タオル、マッチ、チリ紙、石鹼、ビニール袋、食器、鍋又は飯ごう、はし、スプーン等

- ② 必要により準備するもの

燃料(固形燃料等)、工具、毛布

③ 自主判断によるもの

貴重品、その他

ウ 助け合い運動の実施

町内会、自主防災組織活動の一環として、地域の実情に応じ指導する。

(3) 緊急物資共同備蓄の推進

町内会、自主防災組織ごとに非常用持出品を中心とする緊急物資を共同備蓄することは、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災組織の向上につながる。

備蓄物資としては、町民個々の非常持出品のほか、自主防災組織活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ゴザ、発煙筒等を、町内会、自主防災組織ごとに計画するものとする。

(4) 緊急物資調達の方針

ア 被災町民に1週間分程度の最低生活を確保するための物資を調達することを目途に計画する。なお、8日目以降については、逐次輸送条件も改善されるものと見込まれることから、自主調達を中心とし、他市町村あるいは県外からの物資の移入に努めるものとする。

イ 緊急物資調達については、毛布等特定のものを除き、次のとおりとする。

① 特に備蓄が必要な物資を除き、備蓄は行わず必要時に流通備蓄から調達すること。

② 原則として、町内業者から調達するが、不足する物資については、県を通じ県内又は県外より調達すること。

(5) 緊急物資の調達

ア 緊急物資の調達は、町内協力店との間に事前に調達に関する協定を締結するものとする。また、年1回は、物資保有数量の報告を依頼し、在庫量の確認をするほか、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応するものとする。

イ アで調達不可能なものについては、町外の業者等から調達する。

(6) 緊急物資の集積場所

朝日町文化体育センター(朝日町越306番地、電話83-1838)とする。

(7) 緊急物資の配分

各地域の被害状況に応じ原則として避難施設単位に実施する。

第16節 災害ボランティア受入体制の整備

災害発生時において、県内外から駆けつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、町ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう朝日町災害救援ボランティア本部の設置及び運営について支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門的知識や技能、資格を必要とし、通常、行政関係機関からの要請に基づいて活動する「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的に誰でも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ① 消防、救助、医療救護
- ② 建築物の危険判定
- ③ 通信の確保
- ④ 行方不明者の捜索
- ⑤ 特殊車両等の運転操作
- ⑥ その他、特殊な技術を要する作業

(2) 一般的なボランティア活動

- ① 避難所管理運営補助
- ② 避難行動要支援者の介助、誘導
- ③ 手話、外国語の通訳
- ④ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- ⑤ 炊出し、給水
- ⑥ 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの処理
- ⑦ その他、被災者の生活支援

2 ボランティアの普及、養成

(1) ボランティア活動の普及啓発

町は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

町は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害ボランティア講習や訓練を実施する。なお、高齢者等の介護や手話、通訳等として、日頃活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) 朝日町災害救援ボランティアネットワーク

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについて検討を行うため、ボランティア関係団体等との相互協力・連絡体制を整備する。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成

町は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

(3) 災害救援ボランティア本部運営マニュアルの作成

災害救援ボランティア本部運営マニュアルを作成し、災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動の展開を図る。

(4) 防災訓練への参加

町は、総合防災訓練へのボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第2章 応急対策

第1節 発生の覚知

1 風水害等に関する第一報の収集

気象・地象・水象等による災害の被害を最小限に抑えるためには、これらの情報を一刻も早く関係機関、地域住民等に伝達することが重要であることから、関係各部は次の情報収集に努める。

- ・気象警報等に関する情報
- ・河川水位に関する情報（水防警報、避難判断水位情報、指定河川洪水予報等）
- ・雨量情報
- ・ダム流量に関する情報
- ・波高、風向、潮位に関する情報
- ・土砂災害に関する情報（土砂災害警戒情報等）

2 水防活動

風水害については、気象予警報等により災害の危険性をある程度予測することができるから、被害を軽減するためには、災害発生前における情報収集・伝達や災害未然防止活動等を的確に実施することが重要である。

そのため、富山地方気象台より暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、若しくは富山県新川土木センター入善土木事務所より水防警報の発令があり、水防活動の活動が認められるときは、状況に応じて水防本部の特別警戒配備体制等をとり、適切な水防活動を行う。

また、被害が発生するおそれがある場合、関係各部・各班は広報車、同報系無線、ケーブルテレビ等を利用して、町民に対し警戒の強化や避難の準備等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意喚起する。その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行し、諸活動を実施する。

3 土砂災害警戒活動

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、町及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要である。

(1) 情報の収集及び伝達

- ① 土砂災害危険箇所が含まれる地域においては、線状降水帯等の局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。この場合、町民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- ② 広域的な土砂災害が発生し、又は発生することが予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努める。
- ③ 土砂災害の発生が予想される場合は、町民及びライフライン管理者、交通機関等に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行い、特に具体的に危険が予想される土砂災害危険箇所周辺の町民に対しては、極力戸別伝達に努める。

(2) 危険箇所の警戒及び避難

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、関係機関と協力して警戒にあたる。

(3) 二次災害防止対策

- ① 降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行う。
- ② 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行う。
- ③ 行方不明者等の捜索活動、応急工事等にあたっては、特に十分な注意、監視を行う。
- ④ 降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努める。
- ⑤ 安全が確保されれば、直ちに二次災害防止のための堆積土砂等の除去、土留工事等を実施する。

(4) 専門技術者への協力要請

二次災害が発生する可能性の判断等について、必要に応じ、N P O 法人富山県砂防ボランティア協会や地元在住の専門技術者（コンサルタント、斜面判定士等）へ県を通じて協力要請する。

第2節 水防対策

1 水防組織

朝日町内における水防を統括するために「朝日町水防本部」を設置する。

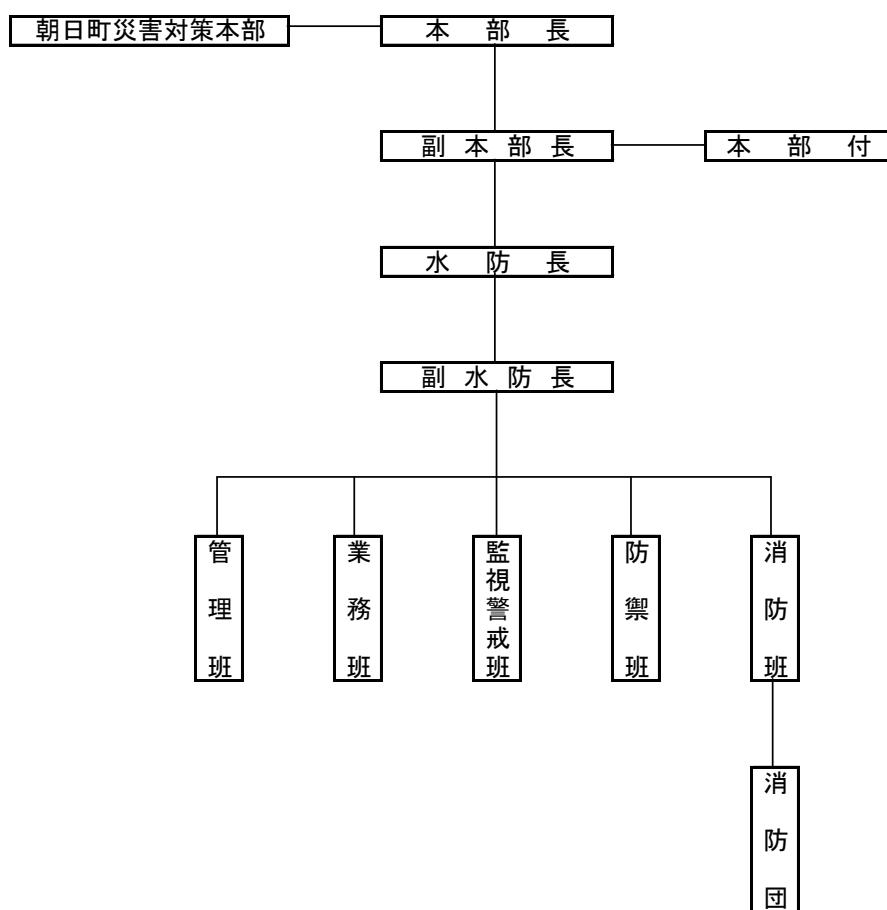
なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

(1) 所掌事務

- ① 水防情報の収集
- ② 水防活動に関すること
- ③ 水防関係機関等との連絡、要請に関すること

(2) 水防本部の組織

図 3-2-2-1 水防本部組織図



(3) 各班の所掌事務

表 3-2-2-1 水防本部業務分担表

区 分	主務（班長）	所 属 員	業 務 内 容
本 部 長	町 長		本部業務統括
副 本 部 長	副 町 長		本部長を補佐し、業務の全般の調整に関するこ
本 部 付	教 育 長 各 課 局 の 長	各 課 局 の 職 員	本部業務の支援及び通常行政事務との調整

水防長	建設課長		水防活動実施の全般に関すること
副水防長	総務政策課長 農林水産課長		水防長を補佐し、水防活動全般の調整に関すること
管理班	総務政策課主幹 総務政策課係長	総務政策課員	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整に関すること ・各班相互の協力、応援に関すること ・連絡用車両の配車に関すること ・広報、避難、誘導、報道に関すること ・被害状況のとりまとめ及び災害対策本部への移行に関すること
業務班	建設課主幹	建設課員 農林水産課員	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報資料の収集、連絡、整理に関すること ・水防現地、パトロール車等との連絡に関すること ・水防関係機関との連絡調整に関すること ・水防資器材、車輛等の整備・調達に関すること ・被害状況のとりまとめに関すること ・他の班に属せざる事項
監視警戒班	農林水産課主幹	建設課員 農林水産課員	<ul style="list-style-type: none"> ・管内防禦作業の技術指導に関すること ・水防現地の情報、資料の収集連絡に関すること ・水防時における通行路線の決定、交通不能箇所等の調査に関すること
防禦班	建設課課長代理 建設課係長	建設課員 農林水産課員	<ul style="list-style-type: none"> ・現地防禦作業の技術指導に関すること ・水防資器材の配分輸送に関すること ・河川海岸施設の水防に関すること ・道路、橋りょうの水防に関すること ・農林水産施設の水防に関すること ・その他公共施設の水防に関すること
消防班	消防署長	消防署員 (消防団員)	<ul style="list-style-type: none"> ・町水防本部との気象情報等の相互通信連絡に関すること ・消防通信連絡に関すること ・消防団の出動及び現地での指揮に関すること ・消防相互応援に関すること ・救急活動に関すること

2 雨量の把握

町は、大雨のおそれがあると判断できる場合、旧基幹集落センター（朝日町南保町）に設置されている雨量観測所をはじめ、県、国、気象庁などから提供される各種情報、システム等を通じて雨量の把握に努める。

3 水位の把握

(1) 水位観測所

水位観測所は、次のとおりとする。

表 3-2-2-2 水位観測所一覧

河川名	観測所		平水位	水防団 待機水位 m	はん濫 注意水位 m	避難 判断水位 m	はん濫 危険水位 m	備考
	場所	観測所名						
境川	境	境橋 橋左岸側 橋脚部	0.40	1.30	1.50	2.00	2.40	テレメータ
笛川	笛川	笛川	0.30	0.70	1.00	1.80	2.20	テレメータ
木流川	宮本町	木流橋 下流約30m	0.30	0.80	1.40	1.70	2.10	テレメータ
小川	桜町	小川橋 橋右岸側 橋脚部	0.45	1.00	1.45	2.80	3.10	テレメータ
舟川	金山	学校橋 下流約40m	0.15	0.40	0.70	1.20	1.60	テレメータ
山合川	山崎	山崎 食彩あさひ看板横	0.30	0.70	1.00	1.90	2.30	テレメータ

(2) 情報の収集

監視警戒班は、警戒体制に入った場合、河川上流部にある他の機関の水位観測結果について、県、国、気象庁などから提供される各種情報、システム等を通じて情報収集に努める。

4 河川等の巡視

(1) 危険箇所への処置

水防管理者は、隨時区域内を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、関係機関等と協議のうえ、必要な処置をとるものとする。

(2) 巡視項目

巡視員は、水防長の指示により所管区域内の河川等の水防区域及既往の被害箇所その他重要な箇所を中心に堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、特に次の状態に注意を払う。

- ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ② 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の溢水状況
- ⑤ 橋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合の異状
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防の取付け部分の異状

(3) ため池の巡視

ため池管理者は、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心に巡回し、特に上記の状態のほか、次の状態にも注意を払う。

- ① 取入口の閉塞状況
- ② 流域の山崩れの状態
- ③ 流入水及びその浮遊物の状態
- ④ 余水吐及び放水路付近の状態
- ⑤ 重ね池の場合その上部ため池の状態
- ⑥ 橋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

(4) 通報

河川の巡視員及びため池管理者は、異常を発見したときは直ちに第2節1(7)エの情報収集系統に従って通報する。

5 非常配備

(1) 非常配備体制

洪水又は高潮のおそれがあるときは、水防活動が迅速かつ強力に推進するため、平常勤務体制から次の非常配備体制に切り替える。

表 3-2-2-3 非常配備出動表

種別	配 備 時 期	配 備 内 容	出 勤 者
警戒配備	1. 大雨、洪水、高潮注意報及び波浪警報の一以上が発表され、今後の気象情報と水位及び流量情報に注意と警戒を必要とするが、具体的な水防活動を必要とする事態の発生までの状況に余裕があるとき。 2. 国土交通省黒部河川事務所田中観測所において有義波高 2.5mを観測し、更に波高が大きくなる見込みがあるとき。 3. その他必要により水防本部長が指令したとき。	情報の収集及び連絡などの業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに召集、その他の活動ができる態勢を整えておくものとする。	水防長 副水防長 各班長 業務班員
第一非常配備	1. 大雨、洪水及び高潮警報の一以上が発表されたり、水防活動を必要とする事態の発生が予想され、水位及び流量が水防団待機水位（流量）に達し、今後増水等の恐れがあつて水防活動の開始を考えら	水防事態が発生すればそのままで水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連絡し、万全の水防態勢を整えるものとする。	警戒配備のほか 本部長 副本部長 各班員

	<p>れるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 下新川海岸において水防警報が発令されたとき。 3. 津波について、県沿岸で津波警報又は大津波警報が発表された場合で、水防本部長が指令したとき。 4. その他必要により水防本部長が指令したとき。 		
第二 非常 配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事態が切迫し、水防活動の必要が予想され又は事態の規模が大きくなつて第一配備では対処しかねると考えられるとき。 2. その他必要により水防本部長が指令したとき。 	完全な水防態勢をとる。	第一配備のほか 本部付員 消防団員

付記 配備、出勤者内容は状況により適宜調整する。

(2) 非常配備体制の解除

非常配備体制の解除は、水防活動の必要がなくなったときに本部長が指示する。

6 出動準備及び出動の基準

水防警報発令指定河川における水防警報の発令基準は、水位観測所の水位がはん濫注意水位を超える恐れのあるときとし、その段階は次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。

表 3-2-2-4 水防警報発令基準（指定河川）

種類	発令基準
準備	雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき、又は水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を超える恐れがあるとき。
出動	はん濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
状況	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	水位がはん濫注意水位を下回り、かつ、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。または準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇する恐れがないとき。

段階

- | | | |
|------|----|---|
| 第1段階 | 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団の出動準備等に対するもの。 |
| 第2段階 | 出動 | 水防団員の出動を通知するもの。 |
| 第3段階 | 状況 | 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。 |
| 第4段階 | 解除 | 水防活動の終了を通知するもの。 |

7 ダム、水門、ため池等の操作

ダム、水門、ため池等の管理者は、洪水のおそれがあるときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

8 水防作業

水量が増加し、堤防が溢水、漏水、破堤したときは、朝日町水防計画の定めるところにより各種水防工法を速やかに実施する。

水防工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面及び護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得易い工法を選び施工する。

また、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、極力被害の拡大防止に努める。

9 資機材の調達

資機材については、原則として水防倉庫の資機材をもってあてるが、不足するときは現地調達又は国、県に調達を依頼する。

10 輸送の確保

水防資機材、作業員等の輸送を確保するため、保有数以上の車両及び舟艇が必要なときは、民間業者等から借上げる。

また、状況により通行路線を定め、輸送の迅速を図る。

11 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちにその旨を国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所及び富山県新川土木センター入善土木事務所並びに氾濫が予想される方面的隣接関係団体その他に通報する。

12 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）又は知事若しくはその命令を受けた富山県新川土木センター入善土木事務所長は、必要と認められる区域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

なお、水防管理者が指示したときは、入善警察署長にその旨を通知する。

また、国土交通省直轄管理区間の区域については、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長に助言を求める。

避難については、第8節「避難対策」による。

13 協力・応援

(1) 地元民の協力および警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、一般町民及び警察官に応援を求めるものとする。

(2) 相互水防協力

水防管理者は、緊急の必要があるときは他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求めるものとする。

(3) 隣接自治体との相互協力

洪水又は高潮の際における富山県と新潟県との水防事務に関する協定により、朝日町と糸魚川市は、次の水防区域において相互に連絡、協力し、水災の防止軽減に努めるものとする。

表 3-2-2-5 水防協定区域

河川又は海岸名	水防区域	摘要
境川	当河川の水系流域	二級河川
青海海岸	新潟県糸魚川市	
朝日町海岸	富山県下新川郡朝日町	

(4) 自衛隊の応援

水防管理者は、人命及び財産に重大なる影響を与えるような水防非常事態が発生又は予想され、自衛隊の要請が必要なときは、知事に自衛隊の出動を要請するものとする。

14 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、かつ洪水等の危険がなくなり水防解除したときは、一般に周知させるとともに富山県新川土木センター入善土木事務所に対しその旨通報する。

第3節 動員配備

災害の発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合に、災害応急対策を強力に推進するため、速やかに動員配備体制を確立するものとする。

1 災害時における職員動員・非常配備体制等

(1) 配備基準

職員の動員区分並びに警備体制は、災害の規模及び被害地域等により一定化することはできないが、概ね次のとおりとする。

表 3-2-3-1 配備基準及び配備体制

種別	配備基準	配備体制
警戒配備	1 大雨、洪水、強風、高潮注意報及び波浪警報の一つ以上が発表され警戒を要する時	下記職員は、情報の収集及び連絡などの業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集、第1非常配備の活動ができる体制を整える。
	2 大雪注意報が発表され危険な状態が予想される時、及び大雪警報が発表され警戒を要する時	【総務政策課】総務政策課長、総務政策課員 【建設課】課長、(水防・除雪当番職員) (状況により関係職員を招集)
	3 町長が必要と認め、当該配備を指示した時	
第一非常配備	1 大雨、洪水、暴風、波浪及び高潮警報の一つ以上が発表され災害の発生が予想される時	次の職員が役場に集合 町長、副町長
	2 大雪警報が発表され災害の発生が予想される時	【総務政策課】総務政策課長、総務政策課員 【建設課】建設課長、建設課員 (水防・除雪当番職員)
	3 気象に関する特別警報が発表された時	【各部署】課局長、出先機関の長 (状況により関係職員を招集)
	4 町長が必要と認め、当該配備を指示した時	
第二非常配備	1 全域にわたり災害が発生するおそれがある時、又は被害が甚大と予想され、あるいは、これらの災害が発生した時	全職員集合 【本庁・保健センター・図書館の職員】 役場に集合 【病院・在宅介護支援センター・小・中学校の職員】 各勤務先に集合(ただし、病院事務部長は役場に集合)
	2 地区支援が必要になった時	【保育所の職員】 勤務時間内であれば各勤務先 勤務時間外であれば役場に集合
	3 町長が必要と認め、当該配備を指示した時	「災害時職員緊急初動体制」を参照

(2) 配備指令

- ① 本部長は、災害応急措置を講ずるため、配備基準に基づき、警戒配備、第1、第2の各配備体制を発令する。ただし、災害の規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を発令することができる。
- ② 各部長は、災害の規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、本部長の了承を得て、独自の配備体制を発令することができる。

(3) 勤務時間内における配備体制

- ① 各部長は、指令された配備体制により、あらかじめ定めた職員を各班に配備し、応急活動を命令する。
- ② 配備についた職員は、上司の命に従って直ちに応急活動を実施する。

(4) 勤務時間外における配備体制

- ① 本部長は、勤務時間外に配備指令を発令したときは、指令した配備体制に基づき、職員を動員する。ただし、次に掲げる職員は動員対象から除外する。
 - ・平常時における病弱者、身体不自由者等で、応急活動を実施することが困難であると本部長が認めた者、又は、発災時において急病、負傷等で参集が不能となった者
 - ・その他本部長が認める者
- ② 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策班を編成する。
この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。

なお、職員の参集状況と災害の状況を勘案し、順次指名された配備体制に移行する。

- ③ 配備体制指令の伝達系統は、事前に定めた連絡方法による。
- ④ 職員は、動員命令を受けたとき、又は動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により「(1) 配備基準」に該当する災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときはこれをもって伝達に替え、直ちに登庁し、上司の指示を受けること。電話回線途絶等の場合、職員は、テレビ、ラジオ等により震度情報、津波情報の把握に努め、「(1) 配備基準」に従って自動参集する。

なお、災害事象によって配備基準の判断が困難な場合は、上位の配備基準により参集する。

- ⑤ 職員は、登庁途上において、町民等に危害が及ぶ状況を発見したときは、電話等により上司の指示を受け、最善の措置をとらなければならない。ただし、指示を受ける暇のないときは、最善の措置をとった後、直ちに上司に対し報告すること。
- ⑥ 職員は、登庁途上において知り得た被害報告について上司に報告すること。
- ⑦ 交通の途絶等により登庁不能のときは、電話等により上司の指示を受けること。
- ⑧ 招集の際、特に指示のないときは作業服を着用し迅速な方法でこれに応じること。
- ⑨ 職員は、常に外出先を明らかにするよう心掛けること。

2 夜間、休日等における宿日直者の災害時対応

(1) 連絡体制の確保

宿日直者は、災害情報機器（FAX受信）に十分注意を払い、災害情報があれば、直ちに連絡ができる体制をとるものとする。

(2) 連絡方法・内容

宿日直者は、宿日直業務時において、FAXの受信音、及び全国瞬時警報システム（J-ALE RT）による放送等を確認した場合、確実に情報が伝わるよう、次の【宿日直者の留意すべき事項】に注意し、連絡体制の徹底に努めるものとする。

また、その他の情報についても必要に応じて適切に伝達・処理するものとする。

表 3-2-3-2 宿日直者の留意すべき事項

区分	説明・特記事項
全体的事項	<p>※ 連絡については、当直室に掲示してある状況区分及び連絡先により対応する。</p> <p>※ 連絡は、第1次連絡先へ行うこととし、本人不在もしくは連絡が取れない場合は、順次第2次以降へ連絡すること。 (必ず本人と連絡を取ること。)</p> <p>※ 大きな地震が同時に発生した場合は電話がつながりにくいことも予想されるため、衛星携帯電話を使用し連絡をとるよう努めること。</p>
伝達すべき内容	<p>① 災害発生時刻 ② 災害の種別・内容 ③ その他災害・被害に関する情報</p>

第4節 災害時における活動体制

災害の発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合に、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、速やかに活動体制を確立するものとする。

1 災害警戒本部

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置される前又は災害対策本部が設置されない場合で、必要があると認めるときは、総務政策課長は災害警戒本部を設置することができる。

(1) 設置基準

災害警戒本部は、次の事項に該当する場合に設置する。

- ① 暴風（暴風雪）、大雨、大雪、洪水、波浪及び高潮のいずれかの警報または大雨、洪水及び乾燥のいずれかの注意報が発せられた場合等で、災害発生のおそれがあるとき。
- ② 津波、地震動、気象等のいずれかの特別警報が発表されたとき。
- ③ 震度4以上の地震が発生したとき。
- ④ 津波警報が発表されたとき。
- ⑤ 局地的災害が発生したとき。
- ⑥ その他町長が指示したとき。

(2) 組織

- ① 災害警戒本部は、下表に掲げる班をもって組織する。
- ② 災害警戒本部に部長、班長及び班員をおく。
- ③ 災害警戒本部長には総務政策課長を、班長には下表に掲げるものを、班員には班長が所属する課員の中から、班長が必要に応じて指定する職員をもって充てる。
- ④ 災害警戒本部の設置に当たっては、まずは初動段階として下表の第1段階にあたる班で構成するものとし、応援が必要となった場合は下表の第2段階にあたる班を加えるものとする。
また、被害状況が明らかになった段階で、必要に応じて下表の第3段階にあたる班の一部もしくは全部を加えるものとする。
- ⑤ ④で第2段階、第3段階の各班を加える場合は、災害警戒本部長が各班長に対し応援を要請するものとする。

表 2-2-3-1 災害警戒本部組織表

段階	班	班長	班員
第1段階 (初動段階)	総務班	総務政策課長代理	総務政策課員
	建設班	建設課長	建設課員
第2段階 (応援段階)	農林水産班	農林水産課長	農林水産課員
	消防班	新川地域消防組合朝日消防署長	朝日消防署員
第3段階 (被害調査段階)	保育班	住民・子ども課長	住民・子ども課員
	福祉班	健康課長	健康課員
	商工観光班	商工観光課長	商工観光課員
	文教班	教育委員会事務局長	教育委員会事務局員
	調査班	税務課長	税務課員
	財務班	企画財政課長	企画財政課員

(3) 所掌事務

- ① 災害情報の収集伝達に関すること。
- ② 災害応急対策に関すること。
- ③ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ④ その他必要事項

(4) 廃止基準

災害警戒本部は、次の各号に該当する場合に廃止する。

- ① 町災害対策本部が設置されたとき。
- ② 応急対策等の措置が完了したとき。
- ③ 災害の発生するおそれがなくなったとき。

2 災害対策本部

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、町長は朝日町災害対策本部を設置することができる。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の事項に該当する場合で、町長が必要と認めたときに設置する。

- ① 大規模な災害が発生するおそれがあり、災害予防及び災害応急対策の実施の必要があるとき。
- ② 大規模な災害（その他人為的災害）が発生し、その必要が認められるとき。
- ③ 災害が発生し、その規模及び範囲からして災害応急対策の実施上必要があるとき。
- ④ その他町長が指示したとき。

(2) 廃止基準

災害対策本部は、次の各号に該当する場合に廃止する。

- ① 応急対策等の措置がおおむね完了したとき。
- ② 災害の発生するおそれがなくなったとき。

(3) 設置及び廃止の通知

朝日町災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知するとともに、災害対策本部の標示を役場庁舎正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

表 2-2-3-2 設置及び廃止の通知

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部班	庁内放送	総務部総務班長
各出先機関	無線、電話	主管課の班長
一般町民	防災行政無線、町ホームページ及び報道機関を通じて公表	総務部総務班長
県災対本部	県高度情報通信ネットワーク、電話	総務部総務班長
報道機関	電話（口頭）又は文書（FAX）	総務部総務班長

(4) 朝日町災害対策本部員の明示

本部員及び本部車両を明示するために黄色の腕章及び車旗を交付する。

(5) 朝日町災害対策本部の位置

朝日町道下1133番地 朝日町役場4階大ホール、2階第3会議室

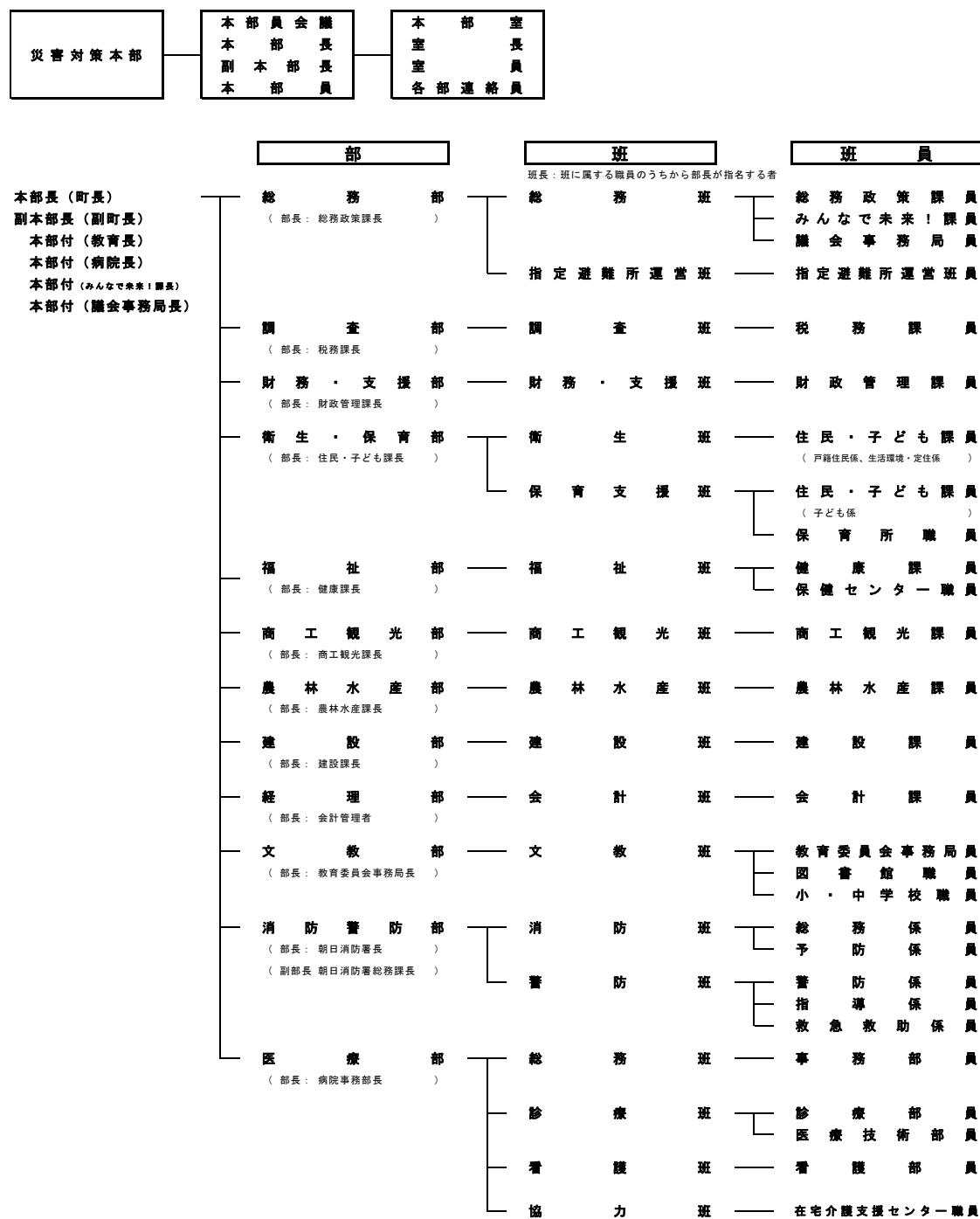
TEL 0765-83-1100 (内線: 400、276)

FAX 0765-83-1109

(6) 組織及び所掌事務

ア 組織

別表第1 朝日町災害対策本部組織図



※表記されていないその他の出先機関については、担当の各部・班において管轄する。

イ 所掌事務

区分（部・班等）		緊急初動体制として行う所掌業務	緊急初動後に行う所掌業務
部	班		
共通事項		①災害関係情報の収集に関すること。 ②安否確認情報の収集に関すること。 ③被害状況の調査に関すること。 ④関係各機関への被害状況等の報告、通報に関すること。 ⑤災害写真の撮影、収集に関すること。	①必要経費の支出伝票処理に関すること。
総務部	総務班	①災害対策本部の庶務に関すること。 ②本部会議に関すること。 ③職員の非常招集、配置及び派遣に関すること。 ④安否確認状況のとりまとめ・報告に関すること。 ⑤指定避難所運営班との連絡に関すること。 ⑥現地対策本部との連絡に関すること。 ⑦自治振興会との連絡に関すること。 ⑧各部の総合調整に関すること。 ⑨防災行政無線の管理運営、その他通信業務に関すること。	①防災会議に関すること。 ②自衛隊の出動要請及び活動状況の把握に関すること。 ③災害時における県及び他市町村への応援依頼に関すること。 ④災害協定締結団体への応援依頼に関すること。 ⑤災害対策物資等の輸送に関すること。 ⑥町議会との連絡に関すること。 ⑦災害対策本部の報道に関すること。 ⑧各報道機関との連絡調整に関すること。 ⑨臨時電話の設置に関すること。 ⑩災害に関する広報資料収集及び提供に関すること。 ⑪その他各部各班に属さないこと。
	指定避難所運営班	①避難所の開設・運営に関すること。 ②被災者の収容に関すること。 ③朝日町災害対策本部（総務班）との連絡に関すること。 ④現地災害対策本部との連絡に関すること。 ⑤消防警防部（消防班・警防班）との連携・連絡に関すること。 ⑥各自治振興会及び各町内会との連携・連絡に関すること。 ⑦安否未確認者の救助・捜索応援及び情報提供に関すること。 ⑧防災行政無線での通信業務に関すること。 ⑨その他指定避難所における住民対応に関すること。	①安否確認状況の取りまとめ・報告に関すること。

調査部	調査班		①住宅等の被害調査に関すること。 ②被害報告のとりまとめに関すること。 ③り災証明書の発行に関すること。 ④災害に関する陳情・請願・要望に関すること。 ⑤災害に伴う町税の減免措置に関するこ と。
財務・支援部	財務・支援班		①町有財産の災害対策に関すること。 ②町有財産の被害調査のとりまとめに関すること。 ③災害における施設の借上げに関するこ と。 ④緊急輸送車両及び燃料の調達に関するこ と。 ⑤災害対策に関する予算措置に関するこ と。 ⑥町の応急復旧資金の調達に関するこ と。 ⑦食料の確保、配給に関するこ と。 ⑧炊き出し、給食に関するこ と。
衛生・保育部	衛生班	①環境衛生関係施設の被害確認に関するこ と。 ②各種戸籍・住基システム稼働状況確認に に関するこ と。	①被災地の防疫に関するこ と。 ②被災地の食品衛生及び環境衛生保持に關 するこ と。 ③環境衛生関係施設の被害復旧に関するこ と。 ④災害による死体収容場所の開設・管理に 関するこ と。 ⑤災害による死体の収容・埋葬に関するこ と。 ⑥ごみ収集運搬委託業者の被害確認に関するこ と。 ⑦ごみ仮置き場設置検討・準備に関するこ と。 ⑧ごみ収集運搬実施内容の検討に関するこ と。 ⑨不燃ごみ持ち込み申請受付事務に関するこ と。 ⑩獣類死骸処理に関するこ と。 ⑪迷い犬の情報管理に関するこ と。 ⑫犬の登録台帳関係事務の対応に関するこ と。

		<p>と。</p> <p>⑯被災地病害虫発生の防除に関すること。</p> <p>⑰水質汚濁実態調査に関すること。</p> <p>⑱突発公害物質測定に関すること。</p> <p>⑲各種戸籍・住基システム被害復旧に関すること。</p> <p>⑳住民基本台帳関係事務（照会等）に関すること。</p> <p>㉑戸籍関係事務（照会等）に関すること。</p> <p>㉒死亡・婚姻・出生届受付・審査に関すること。</p> <p>㉓印鑑等諸証明発行に関すること。</p> <p>㉔火葬許可証発行に関すること。</p> <p>㉕国民年金事務（照会等）に関すること。</p> <p>㉖その他保健衛生に関すること。</p>	
	保育支援班	<p>①保育所児童の安全確保及び援護に関すること。</p> <p>②児童館、放課後児童クラブの利用児童の安全確保及び援護に関すること。</p>	<p>①保育施設等の被害対策に関すること。</p> <p>②児童の応急保育に関すること。</p> <p>③給食の応急対策に関すること。</p> <p>④衛生班への協力に関すること。</p>
福祉部	福祉班	<p>①救護班の編成及び救護所の開設に関すること。</p> <p>②社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>③要配慮者の安全確保及び援護に関すること。</p> <p>④感染症の予防に関すること</p>	<p>①被災者に対する生活必需等救援物資の供給に関すること。</p> <p>②被災者に対する健康状況の把握に関すること。</p> <p>③災害ボランティアの受入窓口設置に関すること。</p> <p>④被災者の相談室開設に関すること。</p> <p>⑤被災者に対する生活保護、法外援助に関すること。</p> <p>⑥その他住民の厚生、福祉に関すること。</p>
商工観光部	商工観光班		<p>①商工観光関係の被害調査に関すること。</p> <p>②被災商工業者への融資に関すること。</p> <p>③観光施設の災害対策に関すること。</p> <p>④災害者の就労あっせんに関すること。</p> <p>⑤生業資金の貸付に関すること。</p> <p>⑥その他商工観光業に関すること。</p>

農林 水産部	農林 水産班	<p>①農林水産関係の被害調査に関すること。</p>	<p>①農作物及び農業施設の災害対策に関する こと。</p> <p>②農作物種苗及び生産資材の緊急あつせん に関すること。</p> <p>③家畜及び畜産物の災害対策に関するこ と。</p> <p>④家畜の伝染病予防及び防疫に関するこ と。</p> <p>⑤水産業関係の災害対策に関するこ と。</p> <p>⑥漁船等の緊急使用に関するこ と。</p> <p>⑦被災農林水産業者への融資に関するこ と。</p> <p>⑧農地及び農業用施設の災害対策に関する こと。</p> <p>⑨治山及び林道施設の災害対策に関するこ と。</p> <p>⑩林産物の災害対策に関するこ と。</p> <p>⑪その他農林水産業に関するこ と。</p>
建設部	建設班	<p>①町災害対策本部との連絡に関するこ と。</p> <p>②土木・建築関係の被害調査に関するこ と。</p> <p>③水道施設の被害調査に関するこ と。</p> <p>④下水道施設の被害調査に関するこ と。</p>	<p>①災害緊急調査班、工作班の編成、派遣に 関すること。</p> <p>②応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の 調達に関するこ と。</p> <p>③道路の除雪計画及び実施に関するこ と。</p> <p>④水防協議会に関するこ と。</p> <p>⑤水防計画及び活動の総括に関するこ と。</p> <p>⑥水防管理団体との連絡及び指導に関する こ と。</p> <p>⑦道路、橋梁の災害対策に関するこ と。</p> <p>⑧河川、海岸等の災害対策に関するこ と。</p> <p>⑨砂防施設の災害対策に関するこ と。</p> <p>⑩地すべり対策に関するこ と。</p> <p>⑪応急仮設住宅の建築に関するこ と。</p> <p>⑫災害応急復旧事業への協力に関するこ と。</p> <p>⑬災害時における飲料水の供給に関する こ と。</p> <p>⑭し尿汲取り及び清掃に関するこ と。</p> <p>⑮その他建設に関するこ と。</p>

経理部	会計班		①災害救助基金の出納に関すること。 ②応急救助物資の調達に関すること。 ③義援金品・見舞金等の受付・出納保管に関すること。
文教部	文教班	①学校教育関係施設の災害対策に関すること。 ②社会教育施設の被害調査に関すること。 ③体育施設の被害調査に関すること。 ④学校教育関係施設の被害調査に関するこ と。 ⑤児童生徒及び教員の被害調査に関するこ と。 ⑥児童生徒の避難救助に関するこ	①文化財の被害調査に関すること。 ②社会教育施設及び文化財の災害対策に関すること。 ③体育施設の被害対策に関すること。 ④社会教育関係諸団体への協力出動の要請に関すること。 ⑤児童生徒の応急教育に関すること。 ⑥教材学用品の調達及び配給に関するこ と。 ⑦教育災害対策予算に関するこ と。 ⑧学校給食の応急対策に関するこ と。 ⑨学校保健対策に関するこ と。 ⑩被災生徒の育英、奨学に関するこ と。 ⑪教育関係機関との連絡に関するこ
消防 警防部	消防班	①消防活動に関するこ と。 ②水防活動に関するこ と。 ③気象情報の接受及び通報に関するこ と。 ④気象情報に基づく非常配備に関するこ と。 ⑤危険物、爆発物の保安に関するこ と。 ⑥災害対策本部との連絡に関するこ と。 ⑦大震対策に関するこ と。 ⑧災害現場に出動した消防団の指揮連絡に に関するこ と。 ⑨その他消防活動に関するこ	①消防施設の被害調査に関するこ
	警防班	①安否確認支援に関するこ と。 ②避難誘導及び救急・救助活動に関するこ と。 ③人命救助用具、車両、舟艇等の確保整備 に関するこ と。 ④通信施設の保全、非常通信に関するこ と。 ⑤行方不明者捜索に関するこ と。 ⑥その他警防活動に関するこ	

医療部	総務班		①病院施設の被害調査に関すること。 ②医療関係機関との連絡に関すること。 ③救急医薬品・医療用機材等の確保に関すること。
	診療班	①傷病者の収容に関すること。	①助産救助に関すること。 ②被災者の医療救助に関すること。 ③患者の輸送に関すること。 ④災害時の死体処理の協力に関すること。
	看護班	①災害時における看護活動に関すること。	
	協力班	①看護班への協力に関すること。	①看護班への協力に関すること。

3 災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は、本部長、副本部長、各部長及び副部長をもって組織し、重要な災害対策について協議する。

(1) 本部員会議の運営

- ① 本部員会議は、必要な都度本部長が招集する。
- ② 本部長が不在のときは、代理者がこれを行う。
- ③ 本部員会議に必要な資料は、各部長がそれぞれの所掌事務について作成する。

(2) 所掌事務

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること。
- ② 動員配備体制に関すること。
- ③ 各部班間調整事項の指示に関すること。
- ④ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ⑤ 現地災害対策本部に関すること。
- ⑥ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑦ 災害救助法適用申請に関すること。
- ⑧ 他市町村への応援要請に関すること。
- ⑨ その他災害対策に関すること。

4 災害対策本部室

朝日町災害対策本部が設置されたときは、当該災害総窓口として本部室を設ける。

(1) 本部室の要員

- ① 本部室長は、総務政策課長をもって充てる。
- ② 本部室には、総務部総務班、福祉部福祉班、建設部建設班、消防警防部消防班及び本部長が指示する部班の部班員若干名並びに各部連絡員を配置する。

(2) 所掌事務

- ① 各種情報の管理に関すること。
- ② 各部班の活動状況の把握に関すること。
- ③ 防災活動全般の調整に関すること。

- ④ 本部員会議の運営に関すること。
- ⑤ その他本部長が指示した事項に関すること。

5 現地対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合は、必要に応じて本部長の指示により現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現場近くの適当な公共施設等に設ける。

(2) 現地対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、その都度本部長が各部長のうちから指名する。

(3) 所掌事務

- ① 災害情報等の調査収集及び本部への報告に関すること。
- ② 応急対策の実施に関すること。
- ③ 現地における関係機関との連絡調整に関すること。

6 要員配備の調整

(1) 本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

(2) 各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

(3) 応援要請

町職員のみでは充分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市町村等に職員の派遣応援協力を要請する。

第5節 災害情報の収集・伝達

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。町は、各防災関係機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を速やかに把握する体制を整えるよう努める。

1 被害情報の収集・伝達活動

(1) 県への報告

町は、災害により被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概略的な被害状況を県（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、隨時、県（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 県への報告ができない場合等の対応

県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。

また、地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに国（総務省消防庁経由）又は県（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

2 災害確定報告

町は、応急対策が終了した後、原則として10日以内に災害確定報告を県（防災・危機管理課）に報告する。

3 土砂災害対策

(1) 緊急現地調査

当町は山地が多く、降雨による土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害など）による二次災害が想定される。次の事態が発生した場合には、その情報を県に報告するとともに、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整することとし、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が緊急調査を行うものとする。

- ア 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「天然ダム」ができた場合
- イ 山地水源部で大崩落の発生が確認又は予想される場合
- ウ 斜面崩壊防止施設（地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設）が崩壊又は崩壊のおそれがあり場合
- エ 砂防設備、治山施設、ため池等かんがい施設等が崩壊又は崩壊のおそれが大きい場合

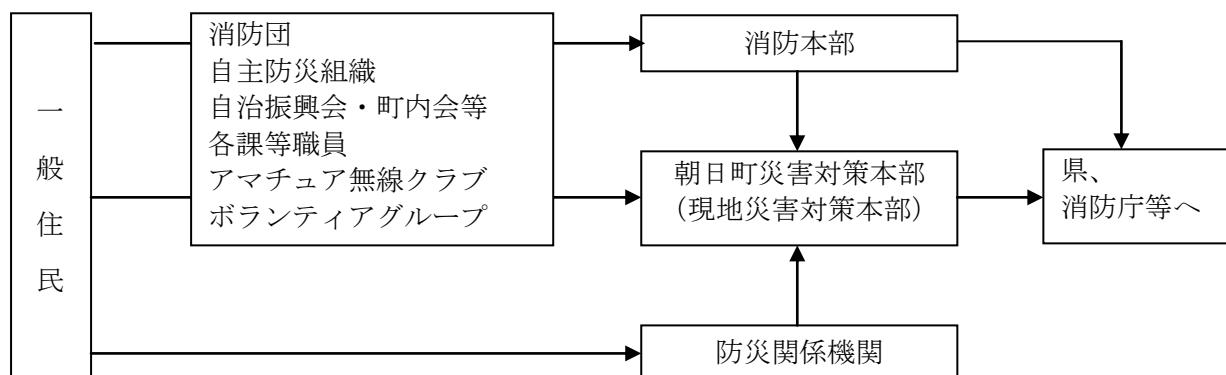
表 3-2-5-1 土砂災害緊急情報（緊急調査の対象となる土砂災害の要件）

現象		要件	調査主体
天然ダム	天然ダムによる湛水を発生原因とする土石流	・天然ダムの高さが概ね20m以上ある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
	天然ダムによる湛水	・天然ダムの高さが概ね20m以上ある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり		・地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	都道府県

(2) 専門技術者の協力

必要に応じて、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・町職員OB等）、斜面判定士へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度を活用し、早期の被害の把握に努める。

4 被害情報の収集・伝達系統



5 収集手段

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、町は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

また、収集した情報の整理に当たっては、災害協定により提供された地図情報等も活用する。

(1) 地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、郵便局等及びボランティアグループやアマチュア無線クラブ等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように努める。

(2) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(3) 防災関係機関からの情報収集

警察への110番や消防の119番通報のほか、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を収集する。

(4) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあっては、被災状況の調査のため調査隊を組織し、

派遣することとする。また、今後の災害救助活動に重要な町外への幹線道路（国県主要道等）の被害状況の調査も迅速に実施する。

(5) ヘリコプター保有機関等による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター及び自衛隊や海上保安本部の航空機等により、上空からの被害状況を収集する。また、活動を行う空域が緊急用務空域に指定された場合は、災害協定締結団体等による無人航空機の当該空域の飛行を禁止し、必要に応じ当該団体等と調整を行うものとする。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、運送会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(8) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

6 災害時の通信連絡

(1) 伝達手段

町は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- ① 有線が途絶した場合は、防災行政無線又は他機関の無線通信施設等を利用する。
- ② すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- ③ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビシステムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛星通信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。

(2) 通信連絡の方法

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話を利用し、迅速かつ的確に行う。

ア 有線電話正常時の連絡

① 通信窓口

災害時の通信の混乱を避けるため、災害用電話（有線電話）を指定し窓口の統一を図る。

総務部総務班 0765-83-1100

ただし、災害対策本部が設置されたときは、臨時架設電話を増設する。

② 収集・伝達する情報の優先順位

表 3-2-5-2 収集・伝達する情報の優先順位

順 位	情 報 の 種 類	収 集 ・ 伝 達 手 段
第 1 種	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報 ・人命の安全に関する情報 ・津波情報 ・気象情報 ・水防情報 ・救援のため緊急を要する情報 ・応急対策に必要な指示・命令 	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線 ・消防無線 ・広報車 ・口頭伝達 ・サイレン ・ケーブルテレビ、コミュニティFM、ホームページ等

第 2 種	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険箇所等に関する情報 ・被害状況の収集・報告 ・通信の確保に関する情報 ・交通の確保に関する情報 ・生活基盤を維持するために必要な情報 ・安否情報 ・秩序の維持のため必要な情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線 ・衛星携帯電話 ・広報車 ・加入電話 ・ケーブルテレビ、コミュニティFM、ホームページ等
第 3 種	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の災害予防又は復旧に関する情報 ・その他災害に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線 ・衛星携帯電話 ・加入電話

イ 有線電話途絶の連絡

- ① 有線電話が途絶したときは、無線電話に切り替えるとともに、各部・班長は口頭の連絡に備える措置をとる。
- ② 防災行政無線は、総務部総務班で統制管理し、災害の規模、状況により町有の無線車を適切な場所に配置して通信の確保にあたる。
- ③ 防災関係機関との連絡は、原則として高度情報通信ネットワークを活用する。

7 非常通信の利用

町、県及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助や災害の救援のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急な危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ実施する。

(1) 非常通信の利用

災害時において、情報の通信が途絶したときは、非常通信を利用する。

ア 公衆電気通信施設

(ア) 災害時優先取扱電話の指定

災害時において通信を確保するため、次の加入電話をあらかじめNTTの「災害時優先取扱い電話」の指定を受けておく。

総務部総務班 0765-83-1101 (この電話は発信専用とする。)

(イ) 非常・緊急通話用電話

非常時において災害の予防、救援、復旧のために緊急に通信することを要する場合は、市外電話局(100番)を呼び出して非常・緊急電話の旨を告げ、接続を依頼する。

(ウ) 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書し、NTT西日本に申し込む。

イ 関係機関の有線通信設備

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、その通信のため特別の必要があるときは、あらかじめ定められた手続きに基づいて、関係機関の所有する通信施設（専用通信施設）を使用し、又は利用する。

ウ 非常無線通信

災害の状況により通信施設が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関係機関の保有する無線設備（アマチュア無線も含む。）を使用する。

(ア) 発信の手続き

次の事項を明記のうえ無線局に依頼する。

- ① 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- ② 本文（なるべく200字以内で簡明に）及び末尾に発信人名
- ③ 用紙の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(イ) 通信の内容

人命救助、緊急物資等の確保、災害応急対策、その他災害に關係した緊急措置を要する内容

エ 公共放送（テレビ、ラジオ）

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、その通信のため特別の必要があるときは、県（防災・危機管理課）を通じて又は町から直接放送を依頼する。町から放送を依頼した場合は、県（防災・危機管理課）にもその旨報告する。

(ア) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、電話、ファックス又は県高度情報通信ネットワークによって依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

- ① 放送を求める理由
- ② 放送の内容
- ③ 発信者名及び受信の対象者
- ④ 放送の種類

(イ) 放送の依頼先

- ① NHK富山放送局
- ② 北日本放送
- ③ 富山テレビ放送
- ④ 富山エフエム放送
- ⑤ チューリップテレビ

オ ケーブルテレビ、コミュニティFM放送への依頼

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、その通信のため特別の必要があるときは、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合「みらーれTV」及び新川コミュニティFM「ラジオ・ミュー」に対し、上記エと同様の内容により放送を依頼する。

(2) 通信統制

通信が輻輳するときは総務部総務班が統制し、通信の効果的な運用を図る。

(3) 通信設備の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るため、経験豊かな無線従事者の配置、修理体制の整備など必要な措置を講ずる。

8 他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達等災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、関係法令の規定により、町長は消防通信設備、警察通信設備、電気通信設備の通信設備を使用することができる。（電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、消防組織法第41条等）

9 自衛隊の通信支援

町長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。（「第14節 自衛隊の災害派遣要請依頼」参照。）

10 その他の通信の利用**(1) 防災相互通信用無線の利用（全国共通波 466.775MHz）**

被害状況や応援要請等を県、防災関係機関に伝送する手段として、全国共通周波数を用いる防災相互通信用無線を活用する。

(2) 移動式通信設備の使用

緊急時や災害復旧活動における通信手段として、携帯電話等を有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

被災情報、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達等について、アマチュア無線クラブ等の協力を得る。

11 公衆通信事業者への応援要請

N T T西日本富山支店等に対し災害対策本部の緊急連絡電話として、衛星携帯電話の設置を依頼する。また、大規模な避難所への無料特設公衆電話の設置も併せて依頼する。

12 すべての通信が途絶した場合

すべての有線通信、無線通信が途絶した場合は、使送により情報の収集・伝達を行う。

13 応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被害状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、防災関係機関相互の通信回路の確保にあたる。

第6節 消防活動

暴風等の大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において消防機関の行う応急活動について定めるものとする。

なお、当節に記載のない事項については、第2編「震災対策編」第2章「応急対策」第5節「消防活動」及び第4編「その他災害編」第2章「火災対策（大規模火災）」を参照すること。

1 応急活動体制の確立

暴風その他大規模災害が発生するおそれがある場合は、次により非番消防職員及び消防団員を招集し、特別配備体制の確立を図るものとする。

(1) 特別配備体制

特別配備体制は、次に基づき発令する。

- ① 町災害対策本部が設置されたとき。
- ② その他災害の状況により、消防長が必要と判断したとき。

(2) 参集及び部隊編成

消防職員及び消防団員の招集は、原則として無線・電話等で連絡のうえ招集するものとするが、通信手段が途絶した場合において、災害の発生を知覚したときは、自動的に招集が発令したものとみなし、それぞれ参集のうえ部隊を編成するものとする。

(3) 災害時の通信統制

無線通信の円滑な運用を図るため、移動局は次の事項を守らなければならない。

- ① 移動局は、全て基地局（消防本部）の統制に従うこと。
- ② 移動局相互間の通信は、基地局の承認を得て行うこと。

2 警防活動の基本方針

暴風災害の発生時に消防が行う警防活動の基本方針は次のとおりとする。

(1) 消火活動の優先

暴風災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。

したがって、発災時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消防活動を優先することを原則とし、総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地に続発した場合はあらかじめ指定する防ぎょ地区を優先し、避難の安全確保活動を展開するものとする。

(2) 救助、救急活動

人命資機材の活用等により、人命救助活動を実施し、人命の安全確保に努めるものとする。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、住民の危険地域からの避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。

特に泊地区など住宅密集地においては避難場所、空地、広場等には多数の町民が殺到し、混乱を極める事態も予想されるので、これらの避難援護の防ぎょ活動に努める。

3 初動措置

暴風、その他大規模な災害が発生し、又は発生することが予測される場合は次の初動措置をとる。

- ① 特別配備体制の発令
- ② 出火防止措置
- ③ 各種警報、情報等の伝達
- ④ 配備体制の確認及び報告
- ⑤ 情報の収集及び報告
- ⑥ 通信施設の確保
- ⑦ 消防庁舎被害状況の確認
- ⑧ 高所見張りによる多発火災の早期発見
- ⑨ 消防団車両等が出動不能時の措置

4 防ぎよ地区の指定

災害等における多発的火災における消防効果をあげるために、地域及び対象物等の重要度に応じ、現有消防力を最も効果的に投入すべき地域を明確にするため、防ぎよ地区を指定する。

(1) 特定防ぎよ地域

特定防ぎよ地域は、地盤、地質、市街地、構成内容、その他の条件を全町的に総合判断して、地震時の被害が最も甚大であり、かつ出火件数が多く、延焼拡大のおそれが高い市街地で、地域住民の安全避難確保のため、他地区から応援を要する地域をいい、朝日都市計画用途地域内の地域とする。

(2) 重要防ぎよ地域

住民生活に直接影響をおよぼす重要対象物（避難場所、救護施設、医療施設及び防災拠点施設）があり、延焼危険のある地域とする。

5 応急活動要領

同時多発火災のおそれのある災害等の発生後、消防隊及び消防団が行う消火活動、人命救助、救急活動は、次により実施する。

(1) 消火活動

この活動は、応急消防活動の最優先活動であり、災害等発生後の出火状況が消防力を下回るときは、先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、又、火災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎよにより消火活動を実施する。

- ① 重要防ぎよ地区優先の原則
- ② 消火有効地域優先の原則
- ③ 市街地火災優先の原則
- ④ 重要対象物優先の原則

(2) 人命救助、救急活動

救助・救急活動は次の原則に基づき実施する。

- ① 重症者優先の原則

- ② 幼児・高齢者優先の原則
- ③ 火事現場付近優先の原則
- ④ 救助・救急効率重視の原則
- ⑤ 大量人命危険対象物優先の原則

6 避難指示

火災が広大な地域にわたり延焼拡大した場合等において、住民を避難させる必要があると判断したときは、町災害対策本部に対し住民の避難指示を要請する。

なお、人命危険が著しく切迫しているときは、現場活動の消防署員等により直接避難の指示を行う。

この場合、速やかにその旨を町長及び入善警察署長に通報するものとする。

具体的な避難指示等の方法については、第8節「避難対策」を参照すること。

7 情報の収集・伝達と広報

災害発生に伴い生じた火災状況・救助事象の状況及び被害状況については、高所見張り等あらゆる手段により情報を収集し、関係機関に伝達するものとする。

町災害対策本部は、次の事項については、町民の混乱を防止するため防災行政無線その他により広報を実施する。

- ① 被害状況に関する情報
- ② 避難に関する情報
- ③ その他必要と認める情報

第7節 広報

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。町は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために広報活動を行う。

1 広報活動

(1) 広報における留意事項

- ① 災害で通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- ② 視覚、聴覚障害者にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- ③ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、コミュニティFM放送等を通じての外国語放送に努める。
- ④ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう努める。
- ⑤ 自主防災組織、自治会・町内会、地域住民等は、地域における要配慮者への災害に関する情報伝達に努める。

(2) 町の広報内容

町は、地域における第一義的な広報機関として、県、警察署、消防署、医療機関その他現地機関との連絡調整を行い、住民に対し一元化した正確な情報を速やかに提供する。

ア 広報内容

(ア) 災害発生直後（概ね3～4時間以内）

- ・災害発生情報の伝達、被災状況速報の発表

(イ) 応急対策初動期（概ね2日以内）

- ・避難の指示等、避難所の指定
- ・食料・医療・道路復旧等、応急対策状況に関する情報
- ・住民の精神的な安定及び社会秩序維持のための呼びかけ
- ・住民の安否確認
- ・避難所の開設情報
- ・自主防災組織、自治会・町内会等への依頼事項
- ・テレビ・ラジオを通じ被災状況とその対応について説明し、地域住民の協力を要請
(町長・知事)
- ・生活関連情報、その他必要事項

(ウ) 応急対策本格稼働期（概ね3日目以降）

- ・消毒、衛生、医療救護
- ・小・中学校の授業再開予定
- ・仮設住宅の建設計画の策定
- ・住宅応急修理制度の実施（半壊認定住宅）

(エ) 復旧対策期

- ・被害規模・金額の発表
- ・復旧状況及び見込報告（ライフライン、交通、公共土木施設等）
- ・復興方針説明（知事・町長）
- ・り災（被災）証明の発行
- ・生活再建資金の貸付
- ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- ・その他生活再建に関する情報

イ 広報手段

- ① 町民相談所（総合案内所を含む。）の開設
- ② ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、報道機関を通じての広報
- ③ 防災行政無線（同報系）、広報車、ハンドマイクによる広報
- ④ 広報紙、チラシの掲示・配布
- ⑤ 避難所への職員の派遣
- ⑥ ボランティアによる外国人等への広報活動
- ⑦ ヘリコプターによる上空からの広報

2 報道機関に対する情報提供、資料提供

（1）報道機関に対する情報提供等

本庁舎内に設置するプレスルームを拠点に、総務部総務班が調整主体となって報道機関への情報提供等を行う。

- ① 本部室、各部室、関係機関は、情報をとりまとめ、総務部総務班を通して報道機関に情報提供等を行う。なお、電気、ガス、電話等のライフライン関係機関は、プレスルームとの連携が十分図れるよう、プレスルームの職員の常駐等可能な手段を用いて迅速・的確な情報の提供体制の確保を図る。
- ② 関係機関は、必要に応じて報道機関に直接情報提供等を行う。
- ③ 総務部総務班は、本庁舎内に設置したプレスルームで、記者発表等により報道機関に情報提供、資料提供を行う。その際、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人等にも可能な限り配慮する。

（2）報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、総務部総務班を窓口にして対応する。

（3）災害時における放送

町は、必要があると認められる場合は、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合放送センター（みらいれTV）と協力し、ケーブルテレビで緊急割込放送及び災害緊急放送を行う。

また、必要に応じて株式会社新川コミュニティ放送（ラジオミュー）へラジオ放送の協力を求める。

さらに、町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、県があらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に定めた手続きにより、放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、県知事を通じて依頼することができる。

3 記録を目的とする取材活動

町は、後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音・文書（電子データを含む。）等により記録を残す。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第8節 避難対策

災害により、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、町民に対して適切に避難の指示等を行うとともに、町民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等避難行動要支援者の避難を優先して行う。

1 避難情報の発令と行動

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、警戒レベル5段階で発令する。発令区分及び住民が取るべき行動等は次のとおりである。

表 3-2-8-1 避難情報の発令と行動

	区分の定義	住民が取るべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報	・警報級の現象が5日先までに予想されているときに発表するもの。	・災害への心構えを高める。 ・防災気象情報などの最新情報に注意する。
【警戒レベル2】 注意報	・気象状況が悪化しており、災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけるもの。	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等の要配慮者が危険な場所から安全に避難できるよう、避難に時間を要する要配慮者に対し避難を促すもの。	・高齢者等の要配慮者は危険な場所から指定避難所等へ避難する。 ・それ以外の人は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難のための準備をし、自主的に避難する。
【警戒レベル4】 避難指示	・災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長が必要と認める地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示するもの。	・前兆現象の発生、堤防の隣接地等、地域の特性等から災害の発生する危険性が明らかに高まった状況であり、危険な場所から全員避難する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるとき、いまだ危険な場所にいる住民等に対し発令されるもの。	・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、命を守るための最善の行動をとる。

2 発令基準

避難情報の発令は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

なお、避難情報の判断・伝達マニュアルを策定しており、このマニュアルに沿って発令基準とするが、必要に応じて適宜見直しを図る。

- ① 災害の拡大により、町民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- ② 警報等が発令され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
- ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、町民に生命の危険が認められるとき。

- ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示等が必要と認められるとき。
- ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- ⑦ その他、災害の状況により、町長が認めるとき。

3 避難情報発令の実施責任者及び区分

(1) 避難情報発令の実施責任者

避難情報発令の実施責任者は次のとおりである。実際に避難情報が発令されたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

町長は、指示等を行った場合、速やかに県知事に報告するものとする。

なお、危険が予想される緊急な状態においては、消防吏員が自主的な判断に基づいて、関係住民の身体と生命を保護するため、避難のための指示等を行うことができる。

表 3-2-8-2 避難情報発令の実施者

	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示・緊急安全確保	町長	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 海上保安官	立退き及び立退き先及び緊急安全確保の指示	町長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等において必要な措置をとる。

(2) 対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者。

(3) 担当部班

消防警防部警防班及び総務部総務班

(4) 避難情報発令の区分

次の状況が認められるときを基準として、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。

ア 事前避難

- A 次の条件で、過去の災害の発生、地形等から判断すれば、災害発生のおそれがある場合。
- a 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
 - b 地滑り、山崩れ、崖崩れ、なだれ等による災害が発生するおそれがあるとき。
 - c 河川が警戒水位を突破し洪水が生ずるおそれがあるとき。
 - d 河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。
 - e 有毒ガス等の危険物の流出により災害が発生するおそれがあるとき。
 - f 富山地方気象台や防災関係機関により災害に関する警報が発表され、住民の生命又は身体を災害から保護するのに避難を要すると判断されるとき。

B 措置

危険地域の住民に対し避難準備又は事態の周知を図り、縁故避難（安全な地域の親戚、知人、友人等の縁故先への避難）又は計画避難（指定避難場所への避難）の指示等をする。

イ 緊急避難

A 条件

避難指示の暇がなく災害の発生が目前に迫っているとき、又は一部に災害が発生したときに居残っている者がいる場合。

B 措置

より安全な場所へ緊急避難させ、安全を確かめた後、指定避難所へ避難誘導する。

ウ 収容避難

A 条件

利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な避難場所に避難させる必要がある場合。

B 措置

町が保有する車両を動員して移送にあたるが、不足する場合は隣接市町村に応援要請する。

4 避難情報発令の伝達方法等

(1) 伝達方法

町長又は警察官、消防職員、消防団員等は、危険地域の住民に対して、次の方法により伝達する。

ア 防災行政無線（同報系）による伝達

町が設置している防災行政無線（同報系）により伝達する。

イ 広報車による伝達

町が保有している広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ サイレンによる伝達

町消防署及び消防団に設置しているサイレンを利用して伝達する。

エ 伝達員による口頭伝達

避難情報を発令したときが夜間である場合や風雨が激しい場合等で、上記の方法では伝達が十

分でないと認めるときは、消防団、警察官、自主防災組織などで協力して関係地区の家庭を個別に訪問し伝達の周知を図る。

オ 朝日町ホームページ等への掲載

朝日町ホームページ、朝日町緊急情報メール、朝日町防災情報アプリ、町フェイスブックなどのSNSに情報を掲載する。また、国・県、その他関係機関ホームページでの情報掲載も依頼する。

カ ラジオ、テレビ（CATV含む。）放送等の利用

利用できる通信の機能がマヒし、緊急に伝達できない場合も含め、住民等に周知、広報を図るために、次の事項を明らかにして、県内各テレビ、ラジオ局に対しては県（防災・危機管理課）を通じて、CATVやコミュニティFMに対しては町から直接、それぞれ放送を依頼する。

なお、緊急性が認められる場合は、町から直接放送を依頼することとし、あわせてその旨を県にも報告するものとする。

キ 携帯電話、スマートフォンへのメール送信

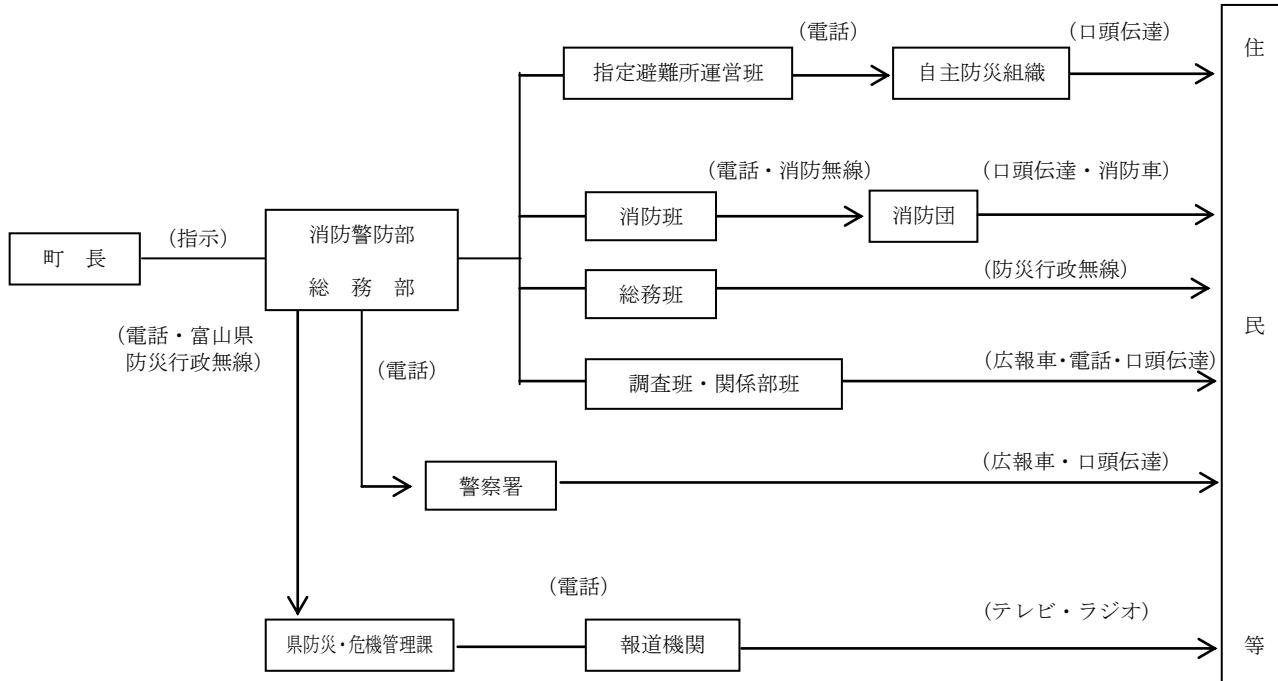
（NTTドコモのエリヤメール、au、ソフトバンク、楽天モバイルの緊急速報メールを活用し、各社の端末向けに発信する。）

ク スマートフォンアプリへの情報発信

（朝日町防災情報アプリを活用し、緊急情報及び避難情報を伝達する。）

22

図 3-2-8-1 避難情報発令の伝達系統図



(2) 伝達内容

避難情報を伝達する場合は、次の事項を明らかにして行う。

ア 発令日時

イ 発令者

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別

エ 対象地域及び対象者

- オ 避難すべき理由
- カ 危険の度合い
- キ 避難場所の名称及び所在地
- ク 避難経路（あるいは通行できない経路）
- ケ 住民のとるべき行動や注意事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）

(3) 関係機関相互の連絡

関係機関相互の連絡は、次の事項を明らかにして行う。

- ア 避難情報発令の日時
- イ 避難情報発令の理由
- ウ 避難場所及び施設名
- エ 収容状況及び収容人員
- オ 避難所開設機関の見込み

5 避難誘導

(1) 避難の誘導

避難の誘導は、消防警防部警防班員、消防団員、警察官、自主防災組織等が連携し行うものとするが、できるだけ地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては住民が安全かつ迅速に避難できるよう配慮する。

特に夜間は照明を確保し、また、浸水地域等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置する等、誘導の安全を図る。

(2) 学校・社会教育施設及び社会福祉施設等における避難の誘導

- ① 学校、社会福祉施設、病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の管理者等は、あらかじめ定めてある計画に基づき、迅速な避難対策を確保する。
- ② 在宅障害者及びひとり暮らしの高齢者の世帯の避難については、福祉部福祉班が消防団、自主防災組織等と連携を密にして、迅速な避難対策を確保する。

(3) 避難先の基準

避難先は、次表を基準とし、安全を確認して決定する。

表 3-2-8-3 避難先の基準

避 難 の 理 由	避 難 場 所
・地震火災の拡大による避難をするとき	指定避難所
・崖崩れ等の地変により避難をするとき	指定避難所
・洪水等の危険により避難をするとき	自主避難所
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	指定避難所 自主避難所
・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき	指定避難所
・指定避難所又は自主避難所における避難が長期に及び宿泊を要するとき	自主避難所 縁故先

(4) 避難経路の安全確保・事故防止対策

避難経路については、安全を確保し、危険箇所を避ける。また、誘導経路に危険箇所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(5) 避難方法

避難の方法については、次のように指導する。

- ① 避難に際しては、自主防災組織又は隣近所等で互いに助け合い、集団行動をとる。
- ② 避難の順序は、妊産婦・傷病者・身体障害者・老幼者を優先し、一般を次順序とする。
- ③ 避難時には自動車を原則使用しない。

(6) 避難時の服装、携行品

- ① 服装は軽装とするが、靴を履き、帽子（できればヘルメット）を被る。
- ② 非常袋（食糧、タオル、チリ紙、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は、持ち出さない（飛び火防止等のため）。

(7) 移送

避難者が自力で避難できない場合、避難途中に危険がある場合、病院等の入院患者その他施設の高齢者、子供の避難の場合又は遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、隣接市町又は県に対し応援要請を行う。

6 避難場所、避難道路の運用

(1) 避難場所の運用

町は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

- ア 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと
- ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること
- エ 避難場所の衛生保全に努めること
- オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること
- カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は避難場所への移動を安全かつ円滑に誘導すること

(2) 避難道路の運用

町は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

また、必要に応じて警察に交通規制等の処置を要請するなど、関係機関と連携のうえ、避難路の確保を図る。

7 避難所外避難者

町は、警察官、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員等の協力を得て、避難所外避難者の状況の把握に努めるとともに、避難行動要支援者については、できるだけ避難所又は医療施設等へ移送するよう努める。

8 自動車内の避難

被災者が多数となった場合又は避難所が被災し、使用不能になった場合等は、町内の避難所だけでは、収容が困難になることが予想される。このような場合は、近隣の自治体の協力を得て、その自治体の避難所に収容させてもらうことも考えられるが、緊急の避難手段として、次の事項に留意しながら、各自の判断により自動車内で避難することもやむを得ない。

- ① 二次災害の危険性が低いこと。
- ② 駐車場周囲の建物、工作物等に崩壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。
- ③ 町や自主防災組織、町内会等の安否確認が容易に受けられること。
- ④ 給水、給食等の救助活動を容易に受けられること。
- ⑤ エコノミークラス症候群を予防するため、時々車外に出て体操を行い、適度に水分を補給すること。
- ⑥ 排気ガスによる一酸化炭素中毒等に注意すること。（特に降雪期の積雪等による排気筒の目詰まり）この場合において、町は、エコノミークラス症候群の発生等の危険性についての注意喚起とその広報を行う。

9 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- ① 町長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、町長（本部長）が発令する暇がないときは、当該地域にいる各部（班）長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を町長（本部長）に報告しなければならない。
- ② 警察官又は海上保安官は、前記の町職員が現地にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を町長（本部長）に通知しなければならない。
- ③ 警戒区域の設定にともなう必要な措置（表示、なわ張り、警戒員の配置、夜間の照明等）は、各部班が連携し、警察官等の協力を得て実施する。

第9節 避難所の開設・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

町長は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 開設時の連絡

避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

(3) 避難所管理要員の設置

避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。

なお、災害時における初動体制として、指定避難所については、あらかじめ指定避難所運営班の中から職員を指定しておくものとする。

(4) 開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、町長は県知事との協議のうえ、県知事と協議を行った厚生労働大臣の同意を得て、延長することができる。

(5) 必要資機材、台帳等の整備

避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。

(6) 要配慮者への配慮

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 避難所の運営

町は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

(2) 管理要員、災害対策本部の責務

管理要員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、無線、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により町災害対策本部へ連絡する。

町災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、県（災害対策本部総務班）へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

(3) 関係書類の整理・保存

避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(4) 学校を避難所とした場合の運営

避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、震災時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。

(5) 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 避難所における女性の参画

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7) 避難所の早期解消

町は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、県など関係機関と協力しながら、避難所の早期解消に努める。

3 避難所におけるペット対策

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、町は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

4 被災者の他市町村への移送

町の避難場所に被災者を収容できないとき、町長は、県に対し被災者の他市町村への移送について要請する。この場合、町長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

第10節 避難行動要支援者の安全確保

1 対策要員の確保

避難行動要支援者を災害から守るためにには、なによりもその身辺にいる町民の協力が必要である。避難行動要支援者の近隣住民を中心とした自主防災組織による支援体制の協力者は、災害発生時には「避難行動要支援者対策要員」として支援対象となっている避難行動要支援者との情報連絡、避難誘導等を行う。

避難行動要支援者対策要員の災害発生時の行動は、おおむね次のとおりとする。

- ① まずは自己と家族の安全を守る。
- ② 近隣の安全を確認し必要があれば応援する。
- ③ 支援対象となっている避難行動要支援者宅へ駆けつけ、避難行動要支援者の安全を確認する。
- ④ 他の避難行動要支援者対策要員や家族等と協力して、避難行動要支援者を避難所へ避難誘導する。

2 情報の伝達

避難行動要支援者対策要員は、防災行政無線等からの情報があった場合は、避難行動要支援者にその内容がよく伝わる方法で知らせる。なお、その他の情報についても必要に応じて知らせる。

また、外国人への情報伝達のため、防災行政無線での放送は必要により英語など外国語でも実施する一方、報道機関等の協力のもと生活必需品や利用可能施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

3 避難対策

大災害が発生したとき、必要に応じて一時避難場所に避難するか、直接指定避難所へ避難し、一時避難場所に集合した人もなるべく早い時点に指定避難所へ移動するものとし、避難行動要支援者対策要員は、避難行動要支援者を支援体制用に配備された避難用の器具等で避難させる。

なお、指定避難所が遠い場合やその他の事情で避難に時間がかかる場合には、避難を早めに開始する。特に、豪雨の中での避難には困難を伴うことが多いため、雨の降り方が急激になる前からの早めの避難に配慮する。

4 救出対策

(1) 負傷者の救出対策

倒壊した建物等による負傷者は、負傷のため避難に遅れることになるため、消防機関が主体となる救出隊は、これらの負傷者を救出、救助し、迅速、安全な搬送を行う。なお、避難行動要支援者を救出する場合、災害救助者に適した救出器具により救出することに留意する。

また、支援体制がうまく機能しなかつたり、あるいは支援体制がまだ確立されていなかつたりする場合には、避難行動要支援者は周囲の状況から取り残されやすく避難に遅れることとなるため、消防機関は、各地区の自主防災組織と連携して避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 外国人の救護対策

外国人の救護については、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、安否確認や

避難誘導、救助活動等に努める。

5 避難生活の確保

(1) 避難施設への移送

高齢者や身体の不自由な人等避難行動要支援者のために、できるかぎり早急に屋内の避難施設を開設し、避難行動要支援者は、なるべく早く早く避難施設へ移送する。

(2) 避難施設での生活

避難行動要支援者は、避難後の生活について、肉体的な面と精神的な面でも困難が多い。そこで、避難行動要支援者への日常的なケアとともに、精神面での救助を行うため、介護者を確保する。その場合、避難行動要支援者の支援体制の協力者、被災者の救護のために参集する個人のボランティアや団体等に依頼する。

外国人の応対については、県や被災していない市町村に対し、関係職員等の派遣を要請し、ニーズを把握するための相談体制を確保する。

(3) 長期避難対策

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努める。

ア 被災者等の精神保健対策

避難が長期にわたる場合は、避難施設において、精神保健対策(メンタルヘルス)のための相談所の設置を行い、被災者の心の健康の保持、治療に努めるとともに、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスにも十分留意する。

イ 疎開システムの実施

避難生活が長期にわたるような場合には、避難行動要支援者に肉体的、精神的に多大な負担がかかることになる。そこで、大規模な災害で避難生活が長期化するような場合には、他の市町村の施設に避難行動要支援者及びその家族を受入れてもらう等の疎開システムを実施する。

なお、疎開生活を希望しない者には、応急仮設住宅の中に、要配慮者の施設を持つ住宅を建設し、入居するようにする。

6 要配慮者が入所する施設の応急対策計画

要配慮者が多数入所(通所)する施設では、災害発生時の具体的な応急対策マニュアルを事前に策定することとし、これに従って応急対策を実施する。

7 医療計画、助産計画

(1) 搬送体制

災害時に、負傷者及び要配慮者、中でも医療救護を必要とするものに適切な医療救護活動を実施するためには、これらの者を迅速に搬送、収容する体制の整備が必要である。

福祉部福祉班は救護班を編成し、負傷者等を被災現場から救護所に搬送する。搬送に使用する車両は、あさひ総合病院の搬送車及びデイサービスセンターの輸送車をあてるほか、財務・支援部財務・支援班に配車を要請するが、状況により消防署に応援を要請する。

救護班は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者を搬送する。重傷

者等を後方医療施設に搬送するため、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速、的確に把握する。

(2) 医療品、資機材の確保

医療救護活動中に必要な医薬品及び医療用資機材は、「第2章第17節医療救護」に定める方法で確保する。

8 要配慮者の住宅復旧計画

災害によって住家が被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない人を対象として、復旧事業として高齢者向けアパートや公営住宅を建設し、疎開先、応急仮設住宅から受け入れる。

9 学校・保育所等における幼児・児童・生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

町は、在校・在所中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児・児童・生徒の安全確保の状況について校長・所長等を通じて調査する。

(2) 幼児・児童・生徒の保護

幼児・児童・生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校の防災計画に従い、保護に努める。

ア 学校・保育所等の対応

- ① 校長・所長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- ② 学校内、通学路の危険箇所の点検及び回路の設定等を早急に行う。
- ③ 幼児・児童・生徒については、まずは学校・保育所等の保護下において安全確保を最優先する。その後、周辺地域の状況や今後の地震・津波の予測等を充分に把握したうえ、そのまま学校・保育所等において保護するか、集団下校させるか、あるいは保護者に引き渡すかを、あらかじめ定められた学校等の防災計画に基づき判断するものとする。
- ④ 施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

イ 教職員の対処、指導基準

- ① 災害発生の場合、幼児・児童・生徒の安全を確認した教室等に集める。
- ② 幼児・児童・生徒の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ③ 学級担任等は、出席簿等を携行し、学校・保育所等の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- ④ 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- ⑤ 幼児・児童・生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。
- ⑥ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない幼児・児童・生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。
- ⑦ 幼児・児童・生徒の安全を確保した後、学校・保育所等の指示により防災対策にあたる。

(3) 臨時休校・休所等の措置

町は、施設の被害又は幼児・児童・生徒、教職員の被災の程度によっては、校長・所長等との協議のうえ、臨時休校・休所等の措置をとる。

10 外国人の援護対策

(1) 外国人の安否確認・避難誘導

町は、日本赤十字社、外国大使館等を通して、照会のある在住外国人の安否調査について、関係各機関との連絡やボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い回答する。また、ボランティアの協力を得ながら避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

町は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

町は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら相談体制を整備する。

11 宿泊者の安全確保

(1) 宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

町は、町内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合には、町に通報する。

(2) 宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一時的には各宿泊施設の責任において万全を期す。避難等において支援が必要な場合、各宿泊施設は町に支援を要請し、町は要請を受けた場合、可能な限り支援を行う。

第11節 ボランティアとの連携

大規模な災害が発生したとき被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、町民の応急活動だけでは、対応が十分にできないことが想定されるため、災害ボランティアの役割は重要である。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等その支援に努める。

1 町災害救援ボランティア本部

町災害対策本部が設置された場合は、町及び町社会福祉協議会は、災害対策本部の指示等により、連携して速やかに町災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

町災害救援ボランティア本部設置後は、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

(1) 設置場所

町災害救援ボランティア本部は、町災害対策本部との連携ができる場所（施設）に設置するものとする。町及び町社会福祉協議会は、あらかじめ協議して設置場所を定めておく。

(2) 役割（機能・業務）

- ① 被災者支援ニーズの把握
- ② 相談窓口（電話）の設置
- ③ 町災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- ④ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- ⑤ 現地事務所間のボランティア等の配置調整
- ⑥ 地域内への広報
- ⑦ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- ⑧ 活動用資機材の調達
- ⑨ 救援物資の仕分け、搬送、供給調整
- ⑩ 各種相談対応

2 災害救援ボランティア現地事務所

町災害救援ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は町災害救援ボランティア本部が担う。

(1) 設置場所

現地事務所を設置する場合は、町は、ボランティア活動が円滑に行うことができる場所（公民館、避難所等の施設）の確保に協力する。

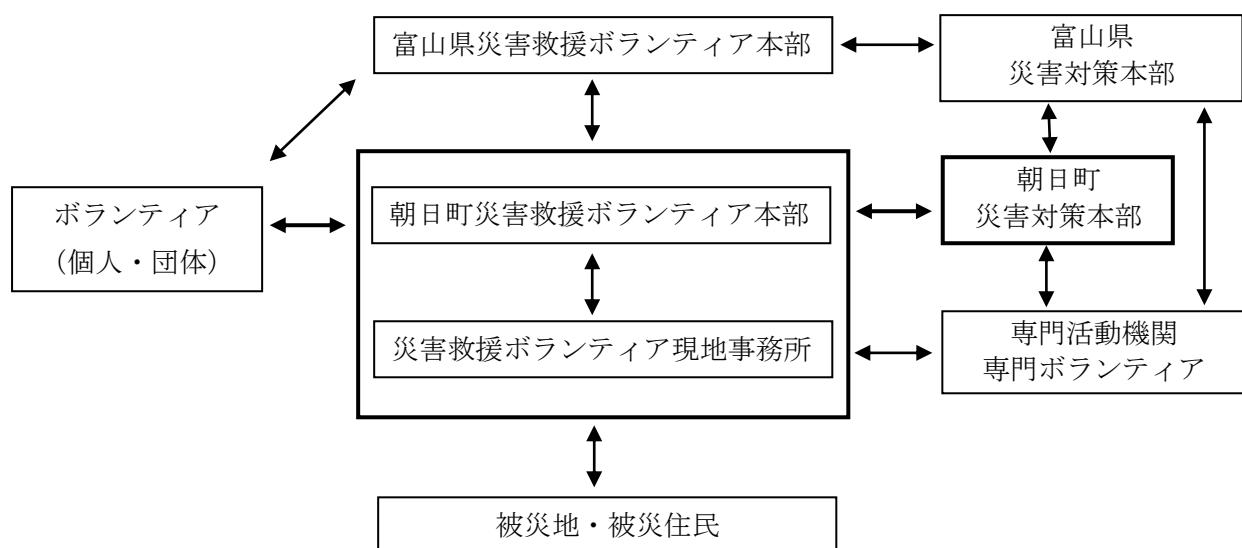
(2) 役割（機能・業務）

- ① 町災害救援ボランティア本部との連絡調整

- ② 被災者ニーズ及び被災状況の把握
- ③ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- ④ コーディネート
- ⑤ 救援物資の整理配布
- ⑥ 活動用資機材の配布
- ⑦ 現地での活動支援
- ⑧ ボランティアの健康管理

3 連携体制

町災害対策本部とボランティアとの有機的な連携を図るため、次のような体制をとる。



4 町災害救援ボランティア本部への協力依頼事項の例

- ① 広報活動に関する事項
- ② 被災者名簿の整理に関する事項
- ③ 給水、食料給付に関する事項
- ④ 避難所の運営に関する事項
- ⑤ 社会福祉施設等の支援に関する事項
- ⑥ 救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
- ⑦ 保育、子どもの遊び相手、高齢者や障害者等の援護に関する事項
- ⑧ 被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

5 ボランティアへの支援

- ① 町は、ボランティア活動に必要な行政情報等を求められた場合、的確に提供する。
- ② 町は、ボランティア活動に必要な各種資機材等のあっせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。
- ③ 町は、ボランティア活動の拠点（現地事務所等）の確保に努める。
- ④ 町は、ボランティアの災害ボランティア保険への加入を支援する。

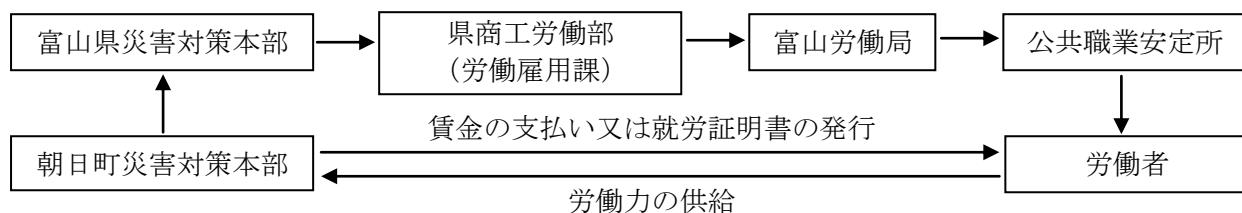
第12節 民間団体等からの人員の確保

1 民間団体からの人員の確保

炊き出し、物資の仕分け、運搬、配布等のために、自治振興会・町内会、その他各種民間団体から人員を確保する必要があると認めた場合は、それぞれの部班が町災害救援ボランティア本部へ要請し、ボランティア本部が必要な人員等の調整を行う。なお、急を要する場合は、当該部班が直接民間団体に要請し、その旨をボランティア本部に報告する。

2 労働力の確保

廃棄物の処理、物資の仕分け、応急仮設住宅の建設、道路の応急復旧等において労働力を確保する必要がある場合、各部班は、商工観光部商工観光班を通じて県に要請する。要請を受けた県は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内又は町指定場所に待機させる。



3 医療救護関係者の出動要請

医師、看護師等の動員に関する必要な事項は、第17節「医療救護」に定める。

4 土木・建設業者の動員要請

各部班は、土木・建設業者の動員を必要とする場合には、災害の状況及び必要建設機械等を把握し、建設業協会等に対し要請する。

5 受入体制の確立

各部班は、動員された者の作業が効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入体制を整える。

第13節 広域応援要請

大規模な災害発生時において、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、町と防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期する。

1 他市町村への応援要請

(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請

町長は、事務処理のため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要請

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示して応援を求める。

- ① 応援を求める理由
- ② 応援を必要とする人員、物資等
- ③ 応援を必要とする場所、期間
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ 応援の受入れ
- ⑥ 必要とする食料、飲料水及び生活必需品及び資機材等の種類、数量
- ⑦ 派遣職員等の職種、人数及び派遣見込期間、派遣場所
- ⑧ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑨ 児童生徒の受入希望人数
- ⑩ その他必要とする事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。町長は、自らの消防力では対応できないときは、県内の他の消防に対し次の事項を示して応援要請を行う。なお、県知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、緊急消防援助隊又は他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請する。

- ① 災害の種別
- ② 災害の状況
- ③ 応援隊の種別、隊員数及び人員
- ④ 防ぎよに必要な資機材の種別及び数量
- ⑤ 応援の場所及び誘導員の配置場所
- ⑥ その他必要な事項

2 県への応援要請

(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請

町長は、事務処理のため必要があると認めるときは、県知事に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要請

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を必要とする人員、物資等
- ③ 応援を必要とする場所、期間
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ 応援の受け入れ他
- ⑥ その他必要な事項

(3) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

町は、次のアのいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの緊急運航要請が必要となった場合、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請することができる。
(要請の際に伝達すべき事項は次のイのとおり)

なお、要請にあたっては、防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じて次のウのとおり受入態勢を整える。

ア 要請の範囲

- ① 救急搬送等の緊急性があると認められる場合
- ② 町の消防では、災害の防ぎよ等が著しく困難と認められる場合
- ③ その他、ヘリコプターの出動が必要であると判断される場合

イ 要請の際に伝達すべき事項

- ① 災害等の種別
- ② 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害等の発生現場の気象状況
- ④ 災害等の現場の最高指揮者の職、氏名及びその者との連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- ⑥ 支援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

ウ 受入態勢の整備

- ① 離着陸場所及び安全対策の確保
- ② 傷病者等の病院等への搬送手配
- ③ 空中消火用水利、空中消火基地の確保
- ④ その他必要な事項

(4) 警察官の出動要請

各部班は、警察官の出動を要請する場合には、本部室を通じ所轄警察署長（入善警察署）に対し出動を要請する。本部室に要請を依頼する時間がないときは、当該部班において、直接要請し、その旨を本部室に報告する。

なお、広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、広域緊急援助隊があるが、この部隊の派遣についても、必要に応じて所轄警察署長（入善警察署）に対し要請する。

(6) 災害対策基本法第30条に基づく職員派遣のあっせん要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を示して、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員派遣のあっせんを求める。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 国等の機関に対する職員派遣の要請

町長は、町の地域に係る災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し次の事項を示して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(災害対策基本法第29条に基づく要請)

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

4 公共的団体、民間団体に対する要請

町長は、必要があると認めるときは、あらかじめ災害協定を締結した団体・企業等をはじめ、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

5 相互応援・協力

町長は、県知事、他市町村長等から応援又は協力を求められた場合は、正当な理由がない限り応援し、又は協力しなければならない（災害対策基本法第67条・68条）。

第14節 自衛隊の災害派遣要請依頼

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要と認めるときは、自衛隊の派遣を要請する。

1 派遣要請事項

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため、緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、概ね次の事項とする。

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索救助
- ③ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- ④ 救助活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
- ⑤ 主要道路の応急復旧
- ⑥ 被災者に対する給食及び給水支援
- ⑦ 林野火災に対し、防火帯の啓開及び空中消火用ヘリコプター支援
- ⑧ 被災者に対する入浴支援
- ⑨ その他必要と認める事項

2 派遣要請の依頼手続き

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにし、文書をもって県知事（防災・危機管理課）に依頼する。

- ① 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考事項（業用資材、宿舎の準備等）

3 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所、その他受け入れのための必要な措置及び準備をする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び県との連絡職員を指定して連絡にあたらせる。

ウ 作業計画の作成

応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備しておく

エ ヘリコプター受入れ時の留意事項

ヘリコプターによる災害派遣要請を行った場合、ヘリポートの基準に基づいたヘリポートを選定しておくとともに、風向表示、着陸地点の表示について必要な準備をする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 県への報告

到着後及び必要に応じて、派遣部隊の長の職氏名、部員数、到着日時、従事している作業の内容及び進捗状況、その他参考となる事項を県に報告する。

4 派遣部隊の撤収要請手続き

災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、依頼する。

5 経費の負担

(1) 自衛隊が負担する経費

派遣部隊等の給食、装備資器材、被服の整備損耗・更新、燃料及び災害地への往復に要する費用（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行料は除く。）とする。

(2) 町が負担する経費

応急対策、復旧等に必要な資機材の借用、代価及び役務の費用、宿泊施設等の借上料、損料、入浴料、光熱料、電話等通信費、消耗品費、補償費、各高速道路株式会社の管理する有料道路以外の有料道路の通行料等防災活動に要する費用とする。

(3) その他

経費の負担区分に疑義が生じた場合は、協議して定める。

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく、以下の、判断基準に基づいて、部隊等の派遣を行う。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ 他の災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められること。

第15節 災害救助法の適用

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急措置である。人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、災害救助法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

1 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

ア 適用単位

適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 基準の適用

原則として、同一の災害によることとする。ただし、次のような例外がある。

① 同時点又は相接近して異なる原因による災害

② 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

③ 市町村又は県の人口に応じ、一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

① 町の区域内で、住家の滅失世帯数が60世帯以上あるとき。

② 被害が広範にわたり、県下の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合で、町における滅失した世帯数が30世帯以上に達したとき。

③ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の保護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 被害状況認定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家の滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を滅失した1世帯とするが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家滅失の認定

ア 住宅の全壊（全焼・全流失）

住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋

没、焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかに該当するものである。

① 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。

② 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかに該当するものである。

① 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。

② 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水

① 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。

② 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

① 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

② 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

① 現にその建物を居住のために使用しているものをいう。

② 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。

③ アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれ1住家とする。

④ 学校、病院等の施設の一部に住込みで居住している者がいる場合は、住家とする。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法適用の県への要請等

大規模な災害が発生し、町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、町長は、直ちに県知事に対し被害状況を報告する。県知事は、県内各市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、厚生労働省に情報提供する。

① 災害発生の日時及び場所

② 災害の原因及び被害の概要

③ 被害状況調べ

④ 既にとった救助措置及び今後とろうとする措置

⑤ その他の必要事項

(2) 救助の種類・実施機関

- ① 災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動する。なお、災害救助法第30条第1項及び富山県災害救助法施行規則第16条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長が行うこととされた場合は、当該救助の実施に関する事務を処理する。
- ② 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、県知事の指示を待ついとまがない場合には、町長が救助を開始し、事後、県知事に報告する。

表 3-2-15-1 救助の種類及び実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与(教科書)(文房具)	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。また、医療、助産、死体の処理(死体の洗浄、縫合等)については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

(3) 救助の実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び後日における災害救助費国庫負担金の清算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況の日計表及び救助日報を記録して、適宜県に報告する。

4 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない災害の場合については、災害の状況により必要に応じて町長の責任において救助を実施する。

第16節 救助・救急

大規模な災害が発生した場合、多数の町民が被災するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助が必要となることから、町は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、町民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

町は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、県消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 陸上における救助

(1) 救助活動

救助活動は消防警防部が主体となり、救助に必要な部隊編成、車両、舟艇その他資機材を準備し、それぞれの状況に応じた救助作業を実施する。

救助活動に当たっては、要救助者的人命確保を最優先し、効率的な活動を行う。

救助した負傷者は、原則として救急隊に引き継ぐ。

(2) 危険区域の監視

警戒区域が設定された場合は、消防団員、警察官等により区域内の監視に努め、救助活動が迅速に実施できるよう配慮する。

3 海上における救助

海上での救助活動を行う必要が生じたときは、伏木海上保安部が主体となり、漁業協同組合、関係機関等の協力を要請して救助活動を実施する。

4 救急体制

(1) 救急隊の編成

救急隊は、消防法施行令第44条の規定により救急車1台及び隊員3名以上をもって編成する。

(2) 救急体制の不足時における対策

傷病者が多数発生し、救急能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自立的な搬送協力を求めるなど、効率的に活動できるように考慮する。

(3) 現場救護所

必要に応じ災害現場に救護所を設置して、傷病者のトリアージ（傷病程度により搬送先等を決定すること）とともに、必要に応じ福祉部福祉班と医療部診療班が協力して救護を行う。

5 関係機関への応援要請

災害が甚大な場合あるいは、同時に多数発生した場合において救助等が困難なときは、県、警察、隣接市町の消防機関に対して応援を要請するとともに、必要に応じて県消防防災ヘリコプターや警察、自衛隊等のヘリコプターの派遣要請も検討する。

第17節 医療救護

大規模な災害が発生すると医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する場合がある。また、医療機関は被災しなくてもライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する場合がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、防災関係機関との情報の共有化を図るとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

1 医療救護に関する情報の収集・伝達・広報

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要である。このことから、町は医療部や総務部指定避難所運営班が中心となり、医療機関の被災状況や避難所等における医療・保健ニーズの把握等、情報収集に努める。

また、必要な事項については、報道機関に情報提供を行い、町民への周知に努める。

- ① 被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- ② 稼動状況（診療受入可能状況）
- ③ 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- ④ 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- ⑤ 血液、医薬品、医療資機材の状況
- ⑥ 医師、看護師等医療スタッフの状況
- ⑦ 重症患者等の受け入れの可能性

2 医療救護体制

(1) 医療対策の種類

災害時の医療対策は、次のとおりとする。

- ① 現地医療救護所開設
- ② 負傷者の搬送
- ③ 医療救護活動

(2) 医療救護班の編成

ア 町の医療救護班

医療部長は、あさひ総合病院を中心に医療救護班を編成させる。

イ 他の機関による医療救護班

本部長は、医療救護班の編成派遣を医師会に要請する。

医師会は、緊急を要すると判断したときは町の要請を待たずに医療救護班を派遣できる。この場合、派遣後ただちに町に報告するものとする。

災害の規模が大きく、町のみでは対応が困難なときは、県及び関係機関に協力を要請する。

(3) 現地医療救護所の設置

傷病者が多く発生し、現地で救護活動を実施した方が効果的なときは、医療活動の拠点として被災住民の利用しやすい学校、公民館などの指定避難場所等に現地医療救護所を開設する。

現地医療救護所を開設する場合、町は、新川厚生センター等関係機関に開設した旨を報告するとともに、医師等の参集要請、物品等（設備、医薬品、衛生材料）のセッティングを行う。

(4) 医療救護活動の内容

医療救護活動の内容は、原則として次のとおりとする。

- ① 傷病者の重傷度の判定（患者の振り分け業務）
- ② 重傷患者に対する救急蘇生術の施行
- ③ 後方医療施設への移送の要否及び転送順位の決定。必要に応じ、後方医療施設への緊急連絡事項を簡記して傷病者に装着する。
- ④ 転送困難な患者及び避難所等における簡易な患者に対する医療・助産活動
- ⑤ 死亡の確認

(5) 負傷者の搬送

現地救護所において負傷者に応急治療を施し、さらに医療行為を必要とする重傷患者については、被災状況の推移等を勘案しながら他機関との協力のもと、後方医療施設へ搬送する。

(6) 医療器具、医薬品等の調達

- ① 町医療救護班は、町の現有医療器具、医薬品等を携行し、使用する。
- ② 医師会医療救護班は、原則として町が備えている医療薬品等（救急箱）を優先的に使用する。
ただし、不足する場合は自己が携行した医薬品等を使用し、この場合の使用消耗資材の費用については、町に請求する。
なお、医師会医療救護班が使用する町備蓄医療薬品等の搬送は、原則として医療部総務班が行う。
- ③ 医療部総務班は、各医療救護班が使用する医療資材が不足したときは、町内又は近隣市町の医療器具取扱業者、薬局等から調達する。
なお、調達が困難なときには、県（厚生部くすり政策課）に対して応援要請する。
- ④ 輸血用血液等が必要な場合は、日本赤十字社富山県支部（赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、町民に献血の協力を要請する。

3 後方医療機関への搬送

町内の医療機関や医療救護所で処置の困難な重症患者が発生した場合、消防本部に町外の後方医療機関への搬送を要請する。なお、町は消防本部で対処できない場合には、県、海上保安部に船舶、ヘリコプター等による輸送を要請する。

4 医療機関の被災時の対応

被災時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ病院防災マニュアル等の作成に努めるとともに、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

5 応援要請

町は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関から支援の要請を受けたとき、その他医療救護活動の実施に当たり支援が必要となったときは、県、医師会、災害ボランティア活動組織等の関係機関・団体に応援を要請する。

6 災害派遣医療チーム（DMA T）

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「DMA T ディ・マット」）は、災害の急性期（48 時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できないことが想定されることから、救命率の向上のため、DMA Tによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

県内においては、次の各病院においてDMA Tの体制の整備が行われている。

- ・ 富山大学付属病院
- ・ 富山県立中央病院
- ・ 黒部市民病院
- ・ 富山市民病院
- ・ 富山赤十字病院
- ・ 高岡市民病院
- ・ 厚生連高岡病院
- ・ 市立砺波総合病院

第18節 緊急交通路の確保

1 道路の被害状況、応急復旧状況の把握

(1) 情報の収集・伝達

- ① 農林水産部農林水産班は、漁港被害状況、復旧見込み状況、建設部建設班は、道路被害状況、復旧見込み状況等の情報を収集し、財務・支援部財務・支援班に連絡する。
- ② 財務・支援部財務・支援班は、各輸送担当部班に連絡する。

(2) 輸送時の安全確保

各輸送担当部班は、安全な輸送ルート等を選定して輸送にあたる。

2 交通規制

町は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、町民への広報に努める。

3 緊急輸送道路の応急復旧

農林水産部農林水産班及び建設部建設班は、町が管理する道路に災害が発生した場合は直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合は代替道路として利用し、交通の確保を図る。

また、国、県等の管理道路については、早急に応急措置をするようそれぞれの管理者に要請する。

第19節 輸送対策

災害発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を円滑に行うための必要な体制、車両、人員、資機材の確保、調整等について定める。

1 輸送の方法

災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急性度及び現地の交通施設等の状況を勘案して次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 車両による輸送

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道輸送に使用する駅は、泊駅とする。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は海上輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行う。

船舶輸送に使用する港は、宮崎漁港とする。

(4) 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、又は山間僻地等へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、航空機により必要な人員、物資等を輸送する。

航空機輸送に使用するヘリポートは、文化体育センターグラウンドとする。

(5) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

(6) その他

災害の状況により、迅速確実な輸送を行うため、適宜上記を組み合わせて実施する。

2 優先輸送の対象

(1) 人員

災害時において優先輸送できる人員は、次の通りとする。

- ① 災害応急措置を行う要員
- ② 救出されたり災者
- ③ 公共施設の応急復旧作業員
- ④ 災害対策本部員
- ⑤ 消防職・団員
- ⑥ その他本部長が特に必要と認めた者

(2) 物資

災害の範囲、実態を勘案して県及び関係機関と連絡調整を行い、決定するものとするが、概ね次のとおりとする。

- ① 食料
- ② 飲料水
- ③ 医薬品
- ④ 防疫物資
- ⑤ 生活必需品
- ⑥ 災害応急復旧用資材
- ⑦ 車両等の燃料
- ⑧ その他本部長が特に必要と認めたもの

3 車両等の調達

(1) 車両の使用・待機

輸送手段として必要な車両、舟艇等は、原則として各部班保有のものを第一次的に使用するものとし、災害の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、あらかじめ一定数の車両等を待機させる。

(2) 車両不足時の対応

不足を生ずる場合は、財務・支援部財務・支援班に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時等を明示のうえ、調達を依頼する。ただし、特殊車両については、各部で調達する。

(3) 集中調達の方法

各部から調達依頼を受けた場合、財務・支援部財務・支援班は次のように集中調達する。

ア 車両

町内にある公共機関に属する車両、営業用の車両、自家用の車両を借り上げるものとするが、町内で不足する場合は隣接市町及び県に応援を求める。

イ 鉄道

西日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）に依頼する。

ウ 船舶

町内の船舶を借り上げるものとするが、町内で不足する場合は隣接市町及び県に応援を求める。

エ 航空機

県を通じて航空機輸送の要請を行う。

(4) 配車等

集中調達した車両等については、調達依頼及び調達の指示の内容に基づき、車両等の用途別配車等計画を作成し、的確に配車する。ただし、依頼、指示通りに調達できないときは、依頼された部班と連絡調整し、的確な配車等に努める。

4 集積場所及び要員の確保

物資の集積配分業務を円滑に行うため、公共施設を利用するものとし、集積配分については各輸送担当部班があたる。

5 輸送関係機関との連絡調整

鉄道、船舶、航空機については、駅、港又はヘリポート等の間で陸上輸送を要する場合があるので、

行き違いのないよう十分連絡調整を行うものとする。

6 緊急輸送車両の確認手続き

(1) 確認手続き

県公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づいて、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、各部班保有車両及び、調達した車両について総務部総務班が、次の確認届出書に必要事項を記載のうえ、県知事又は県公安委員会に確認の申出を行う。

様式 3-2-19-1 届出書様式

確 認 届 出 書	
富山県知事 殿 公安委員会	年 月 日 朝日町長 (印)
緊急輸送の必要があるので、下記車両について緊急輸送車両の確認証明を願います。	
記	
1 番号票に表示されている番号	
2 輸送人員又は品名	
3 使用者住所氏名	
4 輸送日時	
5 輸送経路	
6 備考	

(2) 緊急輸送の対象範囲

- ① 応急（復旧）対策作業に従事する者
- ② 医療、通信、災害調査等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- ③ 食料、飲料水、その他生活必需物資
- ④ 医薬品、衛生器材等
- ⑤ 救援物資等
- ⑥ 応急（復旧）対策用資材及び機材
- ⑦ その他必要な人員、物資及び機材

(3) 緊急輸送車両確認の申出先

- ア 県知事の場合
 - A 知事政策局防災・危機管理課
 - B 各県税事務所長
- イ 県公安委員会
 - 各警察署長

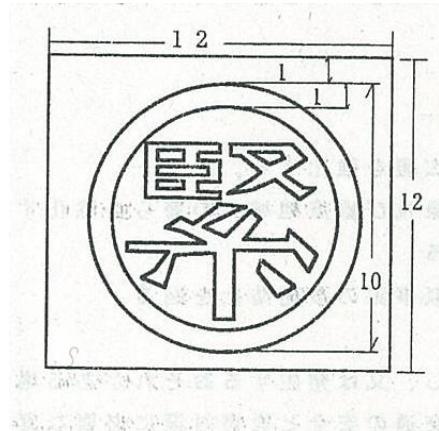
(4) 緊急輸送車両の標章及び証明書

緊急車両として確認されたものについては、下記の標章及び証明書が交付される。

交付を受けた標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を携行する。

様式 3-2-19-2 緊急輸送車両の標章及び証明書

標 章



証 明 書

第 号 年 月 日	
緊 急 輸 送 車 両 確 認 証 明 書	
知 事 印	
公安委員会 印	
番号 標に表 示されてい る 番 号	
輸送人員 又は品名	
使 用 者	住 所
	氏 名
輸 送 日 時	
輸 送 経 路	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B6とする。

(注)

- 1 標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- 2 本証明書は、車両の運転者が携行すること。
- 3 道路交通法（一般自動車）の規定を順守すること。

7 燃料の調達確保

(1) 業者からの調達方法

応急対策作業が長時間にわたる場合、車両等の燃料は町内の業者から調達するものとし、財務・支援部財務・支援班は、事前に業者等と協定を行い、その確保に努めるものとする。なお、近隣市町で調達する方が効率的な場合は、当該市町に依頼するものとする。

(2) 燃料の緊急輸送方法

町内で燃料が不足する場合は、隣接市町及び県に緊急輸送を依頼する。

第20節 食料等の供給

災害の発生により、多数の住民が家屋の倒壊消失のため、食料と自炊手段を失ううえ、食料の供給、販売機能もマヒ状態に陥るので、り災者に対し、速やかに食料の応急供給を行い、人心の安定を図るものとする。

1 食料の調達

(1) 調達にかかる事前調査

本部長は、平常時において町内における米穀等の主食及び副食物の備蓄、調達可能数量、調達先その他調達に必要な事項について調査し、応急供給について必要な事項を定めておくものとする。

(2) 炊き出し実施時における食料調達

本部長は、炊きだし等食品の給与を実施しようとするときは、直ちに財務・支援部長に連絡し、食料の調達を要請するものとする。

(3) 備蓄食料の放出

財務・支援部長は、本部長から要請があった場合は備蓄食料放出のための必要な措置をとるとともに、米穀の調達については、農業協同組合及び町内小売販売業者から、副食、調味料等については関係業者等から調達するものとする。

また、必要と認めたときは県知事に対し町内の被害状況を報告し、災害救助に基づく救援、救助を要請する。

2 応急供給の実施

本部長は、次によりその必要を認めたものについて、食料の応急供給を行う。

- ① り災者に対して炊きだしによる給食を行う必要があるとき。
- ② 被災により米穀等の供給機関が通常の供給を行うことができないため、それらの機関を通じないで供給を行う必要があるとき。
- ③ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合。

3 応急供給の対象者

災害時において、応急供給を行う対象者の決定は、本部長が町内の被害状況及びり災者の状況等から次の事項を勘案し、決定するものとする。

- ① 避難施設に収容された者。具体的には、災害により現に被害を受け、又受けるおそれがあるため、避難施設に収容され、炊飯ができない者。
- ② 住家が全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事ができない者。
ただし、床下浸水であっても炊事道具が全部流失し、又はコンロの破損、あるいは土砂に埋まり炊事ができない場合は対象とする。
- ③ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し持ち合わせのない者。
- ④ 旅人、一般家庭の来訪者、電車、船の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく調達できない者。ただし、鉄道会社またはそれらの関係機関において、必要な救済措置を講じる場合は対象

としない。

- ⑤ 災害地において救助作業、応急復旧作業等に従事する者

4 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、調味料等とする。

5 供給数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。(乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。
ただし、生パンは原料の小麦粉の重量で計算する。)

- ① 2の①の場合は、一食当たり精米換算200g以内
- ② 2の②の場合は、一食当たり精米換算400g以内
- ③ 2の③の場合は、一食当たり精米換算300g以内

6 応急供給の方法

応急供給の方法は、状況に応じて次のとおりとする。

- ① 災害救助法が適用され、り災者を一定場所に収容し、給食を行う場合は、その責任者が給食受給の申出を本部長に申請し、その対価を支払う。
- ② 被害程度が軽微であるため、災害救助法が適用されないが、給食を必要とする場合は、町内会その他団体の長が給食受給の申出を本部長に申請し、その対価を支払う。
- ③ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対し給食を行う必要がある場合は、その責任者が給食受給の申出を本部長に申請するものとする。
- ④ り災により米穀等の供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合は、町内会その他の長が米穀等受給の申し出を本部長に申請し、供給可能な最寄りの販売業者等から購入のうえ、り災家庭に供給するものとする。
- ⑤ 災害救助法が適用され、その被害規模が甚大で通常供給機関が麻痺した場合は、本部長は知事の指示に基づき政府米指定倉庫に対し引渡し要請を行うものとする。

7 必要数の把握

応急給食の必要数は、次により把握する。

- ① 避難施設については、避難施設の責任者が必要量を把握し給与するものとし、食物アレルギーを有する者のニーズの把握や、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- ② 住宅在宅者については、町内会または自主防災組織の協力を得て把握する。
- ③ 給与に際しては、乳幼児、児童、高齢者、身体障害者等を優先的に行う。

8 食品の輸送

調達または給付を受けた食品は指定の集積場所に集め、本章第19節「輸送対策」に定める方法をもって避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況によっては、調達先から直接避難所へ輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等を考慮する。

9 炊き出しの方法

炊き出しの具体的な作業は、原則として既存の給食施設（各学校、保育所の厨房）を利用するものとし、各現場に責任者として総務部指定避難所運営班員、要員として財務・支援部財務・支援班員（不足する場合は、他の町職員）を配置する。

責任者は、地域住民、日赤奉仕団等の協力を求め円滑に実施するものとする。

10 炊き出しの応援要請

炊き出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、県や隣接市町に対し、次の事項を明示して応援要請をする。

(1) 炊き出し

- ① 所要人員
- ② 炊き出し期間
- ③ 炊き出し用備品
- ④ 送付先等

(2) 物資の確保

- ① 所要物資の種別、数量
- ② 物資の送付先
- ③ 送付期日等

11 炊き出しの食品衛生

炊き出しにあたっては、次の事項に留意して常に食品の衛生に心がける。

- ① 炊き出し施設に飲料適水を供給する。
- ② 必要な器具、容器を十分確保する。
- ③ 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。
- ④ ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- ⑤ 臨時の炊き出し設備を設置するときは、湿地、排水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から遠ざける。

12 食品の配分方法

食品の配分については、指定避難所運営班員又は財務・支援班員の立会い、指示のもと、原則として当該避難者の代表（町内会長等）、各自主防災組織等が行う。

13 災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。

(1) 費用の限度額

炊き出しその他による食品の供与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第21節 生活必需品の供給

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものとする。

1 生活必需品の調達

衛生福祉部福祉班又は町内会等からの要請があったときは、本部長の指示により直ちに取扱業者に依頼して調達する。この場合、同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

なお、調達は町内又は近隣市町の業者から調達するものとし、調達不可能な場合は県（厚生部厚生企画課）へ要請する。

2 生活必需品の輸送

調達した生活必需品は指定の集積場所に集め、「第19節 輸送対策」に定める方法をもって避難施設等へ輸送する。

なお、災害の状況によっては、調達先から直接避難施設等へ輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の方法をとる。

3 生活必需品の給付又は貸与の対象者

給付又は貸与の対象者は、次のとおりとする。

① 災害により住家に被害を受けた者等。

被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水とする。

② 被服、寝具その他生活上必要な家財を喪失した者。

③ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

4 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需物資の品目はおおむね次のとおりとする。ただし、被災状況、物資調達状況等を考慮して一部、又はり災者が入手不可能と予想される生活必需品を重点に給与又は貸与することもある。

① 寝具 毛布、布団等

② 外衣 普通着、作業衣、婦人服、子供服等

③ 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等

④ 見廻り品 タオル、手拭等

⑤ 炊事道具 鍋、釜、包丁、バケツ等

⑥ 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等

⑦ 日用品 石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、紙おむつ、生理用品等

⑧ 光熱材料 マッチ、ローソク、プロパンガス等

5 生活必需品の必要量等の把握

生活必需品の品目及び必要量は、次により把握する。

- ① 避難施設については、避難施設の責任者の協力を得て把握する。
- ② 在宅者については、町内会又は自主防災組織等の協力を得て把握する。

6 生活必需品の配分方法

生活必需品の配分方法は、次のとおりとする。

- ① 生活必需品の配分に当たっては、当該避難者の代表（町内会長等）、各自主防災組織等の協力を得て福祉班員が責任者となって行うものとする。人員が不足するときは、他部の班員、ボランティアからの応援、労働者の雇上げ等により実施する。
- ② 責任者（福祉班員）は、物資の配分に際しては、被害の状況、り災人員、り災者の世帯構成人員等を十分調査し、世帯ごとに取りまとめ配分するものとする。

7 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、町長は補助機関として実施し、生活必需物資の支給又は貸与対象者、品目、費用、期間等については、災害救助法及び富山県災害救助法施行規則によるものとする。

第22節 給水対策・水道施設応急対策

災害時における被災者の飲料水の確保は最も必要である。災害が発生した場合は、水道施設の損壊等による断水が予想されるので、迅速かつ適格な応急対策活動ができるよう体制を確立する。

1 給水活動の実施

町の全域又はかなり広範囲に給水機能が停止し、ある程度の期間を要すると判断されるとき実施する。

2 給水の対象

災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲水に適する水及び炊事のための水を得ることができない者とする。

3 需給の把握

応急給水の需要は、次により把握する。

- ① 被害情報により把握する。
- ② 水道管理者、町民からの通報により把握する。

4 給水の方法

(1) 給水場所

給水は、原則として拠点給水（避難場所、公園等）とし、断水地域が一部の場合は、状況に応じて設定する。

(2) 給水の優先順位

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから実施する。

(3) 一般住民の給水受け取り方法

一般家庭用水は、原則として各家庭において自ら容器を持参し、給水を受ける。

(4) 給水用容器の手配

輸送の容器が極端に不足している地域にあっては、備蓄しているポリタンクを貸与する。この場合、町内会や自主防災組織に対しての貸与とする。

(5) 給水手段

給水は、一般貨物自動車に給水タンクを積載し給水するものとし、不足する場合は、水槽付消防自動車等を消毒のうえ使用するほか、ポリタンク等により給水を実施する。

(6) 給水困難時における応援要請

現有施設等で給水が困難な場合は、県又は隣接市町に対し応援を要請する。

(7) 給水時間の配慮

給水時間については、早期、夜間の給水についても配慮する。

5 給水量

給水量は、1人1日当たり3リットル程度とする。

6 水源の確保

応急給水に必要な水は、次により確保する。

なお、使用前に水質検査を実施し、飲用に適さない水については、適当な消毒を行う。

- ① 被害を受けていない他の水道施設の水
- ② 井戸水
- ③ 自然水（川、ため池等の水）の浄化水
- ④ プール、受水槽、防火貯水槽の浄化水
- ⑤ その他の貯留水の浄化水

ただし、③～⑤は、①及び②によることができない場合とする。

7 水道施設の応急復旧

断水が長期にわたると、町民の生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するものとする。

（1）施設の応急復旧順位

応急復旧は、次の順序により行う。

- ① 取水、導水、浄水施設
- ② 送配水装置
- ③ 給水装置

（2）配水管路の応急復旧順位

応急復旧は、次の順序により行う。

- ① 配水場及び給水拠点までの配水管
- ② 病院、学校その他緊急給水施設への配水管
- ③ その他の配水管

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して貯水量の確保及び給水の早期開始を図るとともに、路上又は浅い土被りによる仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。

（3）応急復旧用資機材の調達

- ① 配水管及び給水装置の資材については、水道工事業者に依頼し復旧を行う。
- ② 復旧用工器具は、水道工事業者の協力により対処する。

（4）要員の確保

基本的には、「第4節 災害時における活動体制」によるものとするが、受けた被害及び緊急度により、水道工事業者からの応援を求めるとともに、隣接の市町に対しても応援を要請する。

（5）応急措置

ア 停電の場合

浄水場が停電し、送電にある程度の期間を要すると判断したときは、発電機により電力を確保し、ポンプ運転を行う。

イ 汚染又は汚染のおそれがある場合

施設の破損により、汚水等の混入が予想され、あるいは混入の事実を知った場合には、ただ

ちに破損箇所の復旧と施設の洗浄及び消毒を実施して汚染の防止に努める。

また、広報車等の広報により水道の使用禁止あるいは使用制限の周知徹底を図る。

ウ 取水、導水、浄水施設が破損した場合

簡易水道の配水域が隣接する簡易水道にあっては、連絡可能な場合配水管を繋ぎ、相互で利用できるようにし、断水区域の縮小を図るとともに、断水区域に対しては、給水タンク等による応急給水を実施し、かつ、破損した施設の復旧工事に全力をあげる。

エ 配水管が破損した場合

簡易水道の大口径の配水管が破損した場合又は破損箇所が多数ある場合は、出水による浸水、道路陥没等の二次的な災害を防止するため、井戸からのポンプアップ又は配水槽からの送水を一時制限又は停止する。このために断水又は減水する区域に対しては給水タンク等により給水するとともに、広報車等により断水の原因、断水期間等の広報を行う。

その他の配水管が破損した場合は、修理のためのバルブ操作により、断水、減水及び汚水が生じるときは、給水タンク等による応急給水及び広報車等による広報を行う。

8 広域応援体制

町の能力では応急給水、応急復旧活動が困難な場合は、管工事業協同組合、日本水道協会中部地方支部等の水道事業体に応援要請を行う。また、必要に応じ、県へ自衛隊の派遣要請を行う。

9 恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所のほかに、地下の漏水箇所を詳細に調査し、優先順位を定め修理計画を策定する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道施設全体の耐震化計画を策定する。また、配水区域のブロック化、配水管のループ化等により補完機能の構築を図る。

第23節 下水道施設応急対策

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、町は、直ちに下水道施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。また、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、入浴等の自粛の協力を住民に広報する。

1 被害調査の方法

町は、被害調査について、次の各段階に分け実施する。

(1) 第1次調査（緊急調査）

処理場・ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、下水道本来の機能のほか道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2) 第2次調査（応急調査）

処理場・ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を実施し、管渠については、被害の拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を広げる。）、下水道の機能的・構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 第3次調査（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

2 応急対策

(1) 応急対策のための判定

町は、調査結果をもとに、次の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められたときは、適切な対処を行う。

- ① 管渠・処理場・ポンプ場施設の構造的な被害の程度
- ② 管渠・処理場・ポンプ場施設の機能的な被害の程度
- ③ 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

(2) 処理場、ポンプ場の応急対策

処理場・ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最低限の機能を回復させるため行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固体塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場・ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行う。

(3) 管渠の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

3 本復旧

(1) 本復旧のための判定

町は、応急対策を行うにあたり、次の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は下水道施設復旧計画を策定し、適切な対処を行う。

- ① 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害の程度
- ② 管渠・処理場・ポンプ場施設の耐用年数
- ③ 管渠・処理場・ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
- ④ 他施設に与える影響の程度
- ⑤ 被災地の特殊性

(2) 復旧計画

本復旧を行うにあたり、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設復旧に努め、その後、枝線管渠、桟、取付管の復旧を行う。

第24節 トイレ対策

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、避難所の上下水道等の被害状況を調査し、仮設トイレの設置が必要と認められる場合は、至急、県及び関係団体等に協力を求め、仮設トイレを調達する等の応急対策を実施する。

1 被害調査

町は、職員の配置、巡回等により、避難所の状況及び上下水道等の利用状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

2 仮設トイレの確保・設置

町は、リース業者から仮設トイレを借り上げ、必要となる場所に設置する。仮設トイレが町内業者からの調達だけでは確保できない場合は、県に対して調達のあっせんを依頼する。

(1) 設置数

仮設トイレの設置目標数は、避難者60人に1基とする。

(2) 災害用トイレの備蓄

町は、仮設トイレ等の災害用トイレを備蓄し、外部からの応援がくるまでの数日間、対応できるような体制を講じておく。

3 し尿処理

(1) 非常処理計画の作成

建設部建設班は、新川広域圏事務組合の処理施設、処理業者の施設車両等の被害状況を速やかに把握するとともに、町内の被害状況及び施設の被害状況を基礎にしてし尿の非常処理計画を作成し、関係機関、業者と協力して実施する。

(2) 収集処理

ア 収集順位

浸水地域等の悪条件の地域や重要性の高い施設のし尿を優先的に収集する。

イ 収集処理方法

し尿の非常処理計画に基づいて、次の方法で収集処理する。

- ① 平常作業は、できる限り並行して行う。
- ② し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、収容施設等緊急を要するものから実施する。
- ③ 処理能力を超す場合には、とりあえずの措置として便池容積の20~30%程度の汲み取りを実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。
- ④ 被害が大きく、復旧が長期にわたる場合には、次の施設から優先的に仮設便所を設置する。
 - ・避難施設（避難施設内で不足又は使用できないとき。）
 - ・住宅密集地内
- ⑤ し尿汲取車、運搬車による収集ができない場合には、ビニール袋、し尿凝結剤の配布、ドラム缶、樽等を配置する。

この場合の容器、消毒薬剤、回収方法について、状況に応じて適切な措置を講ずる。

また、貯蔵したし尿最終処分は、し尿処理施設への搬送、焼却、あるいは土壌還元とし、災害の状況により適切な判断を行う。

- ⑥ 最悪の事態では、土壌還元方式（素掘り）により対応する。

この場合にあっては、地域の状況、感情を最優先するとともに、以下の点に注意する。

- ・地下浸透率の高い土壌は避ける。
- ・飲料井戸からできるだけ離す。
- ・消毒は石灰とし、頻繁に行う。
- ・ある程度の量が投入される毎に土覆いをする。
- ・土壌分解能力を考慮し、1箇所で大量の処理をしない。
- ・現場周辺の衛生と安全確保には、万全の注意を払う。

- ⑦ し尿の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じて一定の地下投棄の方法によって処分するよう簡易処理場を作る。

- ⑧ 衛生班及び処理業者で保有する車両及び人員で処理できない場合には、関係業者の協力を求め、また、車両の臨時借上げ及び臨時職員の雇用を行う。

なお、車両の臨時借上げ及び臨時職員の雇用を行っても処理できない場合には、隣接市町の応援を要請する。

ウ し尿処理施設の確保及び復旧

し尿処理施設及び処理業者の施設車両の被害状況を迅速に把握するとともに、その早期復旧に協力する。

4 快適な利用の確保

(1) 衛生対策

トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者やボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

(2) 定期的なし尿汲取りの実施

避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。

(3) 女性・子ども・要配慮者等への配慮

利用しやすい場所へのトイレの設置、洋式便座の配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。また、要配慮者が優先で利用できるのトイレの設置や段差の解消、手すりの設置などの配慮を行う。

5 町民への啓発

水道施設が仮復旧しても、下水管のチェックが済むまで水を流さないことや袋などに貯めた汚物をごみに混ぜて出さないようにする等の注意事項を日頃から周知しておく。

また、トイレに関する防災用品の備蓄を推奨するとともに、災害時にはマンホールをトイレに使用するなど、トイレに関するノウハウについて防災訓練等を通じて周知する。

6 公共トイレの整備

今後の公共トイレの整備にあたっては、平常時は水洗トイレを使いながら、非常時に汲み取りトイレとして使用が可能なものなど、災害時に対応できるようなトイレの整備を推進する。

第25節 廃棄物の処理

1 ごみ処理

(1) 非常ごみ処理計画の作成

衛生班は、新川広域圏事務組合の処理施設、清掃委託業者の車両等の被害状況を速やかに把握するとともに、町内の被害状況及びごみの予想発生量を基礎にしてごみの非常処理計画を作成し、委託業者を指揮し協力して実施する。

(2) 収集処理

ア 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- ① 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重要な支障を与えるごみ
- ② 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

イ 収集処理方法

ごみの非常処理計画に基づいて、次の方法で処理する。

(ア) 災害ごみ

- ① 原則として、平常作業と並行して処理するものとするが、被害状況に応じて平常作業を中止し、災害ごみの処理を行う。

なお、状況に応じて休日や早朝、深夜の収集を行う等臨時体制を考慮する。

- ② 衛生班及び委託業者で保有する車両及び人員で処理できない場合には、車両の臨時借上げ及び臨時職員の雇用を行う。

なお、車両の臨時借上げ及び臨時職員の雇用を行っても処理できない場合には、近隣市町の応援を要請する。

また、状況に応じて住民による埋立地等への自主搬入を呼びかける。

- ③ 災害ごみは、可燃物、不燃物にできるだけ分類して、空地、公園等に集積する。

なお、集積場は、消毒等を実施し環境の保全に努める。

- ④ 不燃物は埋め立てるものとし、原則として宮沢清掃センター（黒部市内 新川広域圏事務組合施設）へ搬入するものとする。

- ⑤ 可燃物は、原則として焼却する。

なお、焼却できない可燃物にあっては、埋め立てる。

(イ) 生活ごみ

原則として、平常どおり収集処理するものとするが、状況に応じて休日や早朝、深夜の収集を行う等臨時体制を実施する。

なお、被害状況によっては、自宅処理を呼びかける。

ウ ごみ処理施設の確保及び復旧

ごみ処理施設の確保及び復旧については、新川広域圏事務組合及び関係市町と協力して実施する。

- ① 施設の被害状況を迅速に把握し、使用できない場合には応急対策とし、一時集積場用地を確保する。

- ② 焚却施設については、自家発電、貯水（受水槽）等を効率的に活用して復旧に努める。

③ 埋立て処理場については、搬入路及び施設の復旧に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 実施計画の策定

各地域別の被害状況を速やかに把握し、がれき類等災害廃棄物の排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める震災廃棄物処理計画に基づき、運搬場所の決定、処分の方法等の実施計画を策定するものとする。

(2) 環境衛生面への配慮

災害廃棄物の大量発生が予想される場合、周辺環境にも十分配慮したうえで、一時保管場所を設置するとともに、ごみやアスベストの飛散防止対策等環境衛生面に配慮した管理を行う。

(3) 被災家屋における廃棄物等の処理

被災家屋からの廃棄物、がれき等については、原則として、被災者自らが町の指定する場所に搬入することとなるが、被災者自ら搬入することが困難と判断された場合及びがれき類が道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。

(4) 産業廃棄物処理にかかる留意点

地区住民が道路上に廃棄物を出すことで、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、町の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出する。

3 広域的な支援・協力の確保

町は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第26節 保健衛生

災害発生時において、水道の断水、家屋の倒壊等による生活環境の悪化に伴い、感染症の発生、多発が懸念されることから、防疫体制の確立を図るとともに、感染症対策や消毒の実施、被災者の健康状態等に充分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫体制の確保

(1) 防疫対策体制の整備

防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、新川厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防本部との連携

防疫対策にかかるあらかじめ整備された連絡体制に基づき、町内及び近隣市町の医療機関、医師会及び消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資機材の確保

町は、防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等については、新川厚生センターと協力しながら、速やかに確保する。

(4) 広報活動

町は、新川厚生センターと協力しながら感染症予防教育を行うとともに、チラシの配布、広報車等の使用により予防広報を実施する。

2 感染症対策・消毒の実施

(1) 感染症対策

- ア 感染症が発生したときには、感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- イ 手洗い等の衛生指導及び手指消毒剤の配布等を行う。
- ウ 事前に指定医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染患者、保菌者を搬送、隔離する。
- エ 感染症発生箇所の消毒の実施、又は施設管理者への指導を行う。
- オ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い、臨時の予防接種を対象、期間を定め実施する。実施にあたっては、ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を失しないよう措置する。
- カ チラシ、立て看板、広報車等により、必要な広報を実施する。

(2) 消毒の実施

町は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者に指導するとともに、次の地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行うものとする（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）。

- ① 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- ② 避難所の便所、その他の不潔便所
- ③ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

- ④ 飲料水確保場所
- ⑤ 災害廃棄物仮置場
- ⑥ ネズミ、害虫等の発生場所

(3) 町民、町内会及び事業所の役割

感染症対策及び消毒の実施にあたっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生活動に当たる。

3 保健衛生活動

(1) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

新川厚生センターは、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視を実施する。

(2) 保健活動

ア 被災者に対する保健指導

避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

必要に応じて、栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

第27節 こころのケア

災害発生時において、近くに相談する相手がない場合、「心の傷」が癒えるまでの時間が長くかかったり、悪化したりするおそれがある。このため、町は、県や各関係機関との連携のうえ、避難所における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、災害からの避難中はもちろん、災害から数年間は、病院、福祉機関、学校、職場等が連携し、心的外傷後ストレス障害(P T S D)等に対応する専門的な支援を実施するなど、被災者のこころの健康の回復に努めるものとする。

1 被災者の状況

(1) 被災者が感じる変化

被災者の多くは、今まで経験したことのない災害を目のあたりにし、次のような精神的、身体的な変化を経験することになる（以下は一例）。

ア 精神的变化

- ① 災害の光景が心に焼き付いて離れない
- ② 自分と災害との係りを否定する（心を閉ざす）
- ③ 過度の生理的な緊張が継続する

イ 身体的变化

- ① 疲労感（虚脱感）
- ② 不眠感
- ③ 眩暈
- ④ 呼吸困難
- ⑤ 下痢
- ⑥ 首・背中の痛み・こり
- ⑦ 生理不順

(2) 被災者の状況

被災者の具体的な状況としては、次のようなものが考えられる。

ア 被災と感情の変化

災害にあった人はだれもが、発災そのもの、不公平さ、理不尽などに対する怒り、自分や自分の大切な人を失う、自分が取り残される、あるいは同じことの再現に対する恐れ、失ったもの、無くした思い出などへの悲しみ、自分だけが無事だったことへのうしろめたさ、将来への希望喪失などを抱くようになる。

イ 被災と身体の変化

感情の変化に加えて、疲労感（虚脱感）、不眠感、記憶障害、眩暈、呼吸困難、吐き気、下痢、首・背中の痛み・こり、流産や生理不順など、様々な変化が現れることがある。

2 被災後の時期を耐えるために

被災者の状況は、時間とともに軽減されていくことが多いが、その時間をより短縮するために、被災者自身の心構えにより実現される場合と第三者によるメンタルヘルスにより実現される場合がある。

(1) 被災者自身の心構えと注意事項

災害等により大きなショックを受けた被災者が、心を閉ざし無感動・無関心を装うことがある。これは現実を一度機に受け入れることができず、無意識のうちに現実を少しづつ受け入れていこうとする心理が働いた結果として、心の傷を癒す過程にある状態であると考えられる。

現実を現実として受け入れる手段としては、自分の感情を言葉や文章・絵などいろいろな形で表現し、あるいは語り合うことが、現実を把握し受け入れていくために有効な手段であると考えられる。しかし、様々な感情を整理するために、時として1人の時間を持つことも有効であることはいうまでもない。

また、このような状態は、子供についても同じであり、同様の状態にあることを忘れてはいけない。

なお、特に高齢者については、位牌・写真など複製できないものを失うことにより、一般の人より大きなショックを受けることがあるので、念頭に置く必要がある。

(2) メンタルケア

メンタルケアの方法としては、被災した人々の「心体の変化」がだれにでもあるということ、どのように癒されるかということを周知することが必要であり、被災者向けの講演会の実施、家庭訪問による巡回相談の実施、相談所の開設、相談電話の設置などの実施に努めるものとする。なお、これだけでは回復・緩和できない被災者に対しては、専門医(医師・心理学者・臨床心理士等)によるカウンセリングについて周知を図るものとする。

(3) 身近な人によるメンタルケア

専門家によるカウンセリングが効果的とわかっていても、専門家の不足によりこれを必要とする全員がカウンセリングを受けられないことも考えられる。

このような場合に備え、地域において被災者に常時接することができる人によるメンタルケアの補助的システムの確立を図る必要があり、福祉担当職員、保健師、ホームヘルパー、教師の対応や専門的な教育を受けたボランティアの協力を得るものとする。

第28節 死体の搜索・処理・埋葬

災害により行方不明者又は死亡者が発生したときは、搜索、死体の処理、埋葬の各段階において消防警防部、医療部、衛生・保育部及び福祉部が担当となり、入善警察署等の協力を得て遅滞なく処理し、社会の安定を図るものとする。

1 実施機関

(1) 死体の搜索処理及び埋葬

死体の搜索処理及び埋葬は、町長が行うものとする。

(2) 死体の検分、検死

死体の検分、検死は、警察が行うものとする。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害のため、現に行方不明の状態にあり、かつ四廻の事情によりすでに死亡していると推定される者とする。

(2) 行方不明者の届出の受理

- ① 行方不明者の届出は、福祉部、町消防署、入善警察署において受理する。この場合、各機関は、連絡を密にするものとする。
- ② 届出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他身元確認のための必要事項について聴取し記録する。

(3) 搜索班の編成

次により搜索班の編成を行う。

- ① 福祉部及び消防警防部が警察署と協力し、搜索班を編成して実施する。また、被災の状況により消防団及び町内会組織等に協力を要請し地域の住民の応援を得て実施する。
- ② 本部長は、必要に応じ臨時に現地搜索班を組織し連絡所を設け効果的な搜索活動を実施する。
- ③ 人員が不足する場合には、「第12節 民間団体等からの人員の確保」に定めるところにより、労働者の雇用を行う。

(4) 搜索資機材の調達

搜索資機材については、町の保有分及び関係業者からの調達分をもって確保する。

(5) 搜索の実施

次により搜索の実施を行う。

- ① 死体又は行方不明者があると認められる地域を中心に、死体の埋没、漂着の疑いのある場所を重点としてかつ綿密に搜索するものとする。
- ② 搜索は警察官、搜索班及び死者又は行方不明者の家族、知人、縁戚のものが相互に緊密に連絡して行うものとする。
- ③ 搜索を行うにあたり、地域の住民、旅行者、滞在者等に発見通報の協力を求めるため、発見したときの通報先を明らかにして積極的に広報するものとする。
- ④ 海上に漂着が予想される場合には、伏木海上保安部等に搜索を要請する。また、他の市町村

の河岸又は沿岸に漂着していると予想される場合は、県及び該当市町村に対し捜索を要請する。

(6) 発見したときの措置

- ① 行方不明者が発見され、生存が判明したときは、その旨を速やかに福祉部へ連絡する。
この場合福祉部は、関係機関へ連絡する。
- ② 生存者が負傷し又は疾病状態にある場合は、救急隊の出動要請あるいは現地救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとる。

3 死体の収容

(1) 収容の対象

災害により死亡した者のうち、次に該当する死体とする。

- ① 身元不明の死体
- ② 死体引受人のない死体
- ③ 住家の倒壊その他の理由により、自力で火葬等ができない遺族から死体収容の要請があった死体

(2) 死体の届出の受理

死体発見の届出及び死体収容の要請は、衛生・保育部、町消防署及び入善警察署において受理する。この場合、各機関は連絡を密にするものとする。

(3) 収容処理班の編成

衛生・保育部及びあさひ総合病院を中心として収容処理班を編成する。

また、必要に応じて町内の医師、地元関係者等の協力を求めて実施する。

(4) 死体の処理

死体を発見又は死体のある場所へ到着したときは、次により処理する。

- ① 死体について、死因その他について医学的検査（検案）を行う。
- ② 入善警察署に連絡して見分（検視）を受ける。ただし、現場で見分（検視）を受けることが困難な場合は、あらかじめ警察官の承諾を得て、死体収容所へ搬送した後見分（検視）を受ける。
なお、犯罪に關係する疑いの死体は、警察から引渡しを受けるまで収容しない。
- ③ 死体処理票に死体発見現場の状況、死体の性別、身長、着衣、所持品特徴などについて詳細に記録するとともに、可能な限り状況写真を添付する。
- ④ 死体の洗浄、縫合又は消毒等の処置を行う。
- ⑤ 身元不明者については、入善警察署や自治振興会、町内会の協力を求めて身元の確認に努める。
- ⑥ 死体発見現場において死体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合、町長に連絡のうえ原則として死体を引き渡す。
なお、死体を引き渡すときは、見分（検視）、検案が済んだ後に引き渡す。
- ⑦ 死体引受人の無い死体は、死体収容所へ搬送する。
- ⑧ 死体収容所への搬送は、入善警察署及び関係機関等の協力を得て実施する。

4 死体収容（安置）所の開設及び管理運営

(1) 死体収容（安置）所の開設

衛生・保育部は、死体の収容（安置）が必要な場合は、町内の寺院、公共建物又は公園等死体收

容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。死体収容（安置）所には、管理運営に要する職員を派遣する。

なお、適当な建物がない場合又は不足する場合は仮設テント等を使用する。

(2) 葬祭用品等の調達

死体収容（安置）所において必要な納棺用品、仮葬祭用品等を調達する。

(3) 死体の安置

検分（検視）、検案を受けた死体は、納棺し安置するとともに、氏名又は符号を記載した名札により明示する。

(4) 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死体が多数のため短時間に火葬ができない場合は、死体を火葬処理するまで保存する。

5 死体の輸送

死体収容（安置）所から火葬場への死体輸送は、火葬場の処理状況等を勘案のうえ、死体輸送計画をたて、民間葬祭業者等に死体輸送を依頼する。

なお、民間葬祭業者等の輸送力が不足する場合は、死体輸送班を編成し、福祉部長の指揮により輸送する。この場合、遺族等が判明している死体を優先とし、身元不明の死体を次順位とする。

6 死体の火葬

(1) 火葬の対象

災害により死亡した者について、その家族が自己の資力で火葬を行うことが困難な場合、又は身元不明の死体で町長が必要と認めた場合、応急措置として行う。

(2) 火葬の方法

① 遺体（死体）は、火葬許可証に基づき火葬する。この場合、町は棺、骨つぼ等火葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供を行う。ただし、遺体（死体）が多数のため火葬場で処理しえない場合又は処理不能の場合は、適当な場所で荼毘に付すものとする。

② 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しない者の火葬は、行旅死亡人取扱とする。

(3) 遺骨の取扱

身元不明及び引受人のない遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、保管する。埋葬して1年以内に引受人の判明しない場合には、身元不明者扱いとして町の納骨堂等に移管する。

7 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、次の方法で処理する。

(1) 集中処理

死亡獣畜を移動できる場合は、適当な場所で集中して焼却等の方法で処理する。

(2) 個々の処理

移動し難い死亡獣畜については、その場で他に影響を及ぼさないように個々に処理する。

第29節 社会秩序の維持

1 防犯対策

入善警察署は、次の事項に重点をおき、犯罪の予防措置をする。

- ① 防犯情報を収集し、関係機関等に通報連絡するとともに、防犯広報を強化する。
- ② 被災地、避難場所、救援物資集積場所、金融機関等主要防犯対象及び重点地域への警らを強化する。
- ③ 防犯協力団体及び関係業者に対し、防犯活動への協力を要請する。
- ④ 暴利販売、買占め、売り惜しみ事案等の早期取締りを行い、類似事犯の多発防止を図る。

2 消費生活の安定

災害後の町民の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のように活動を行う。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

町は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を行う。

(2) 消費生活相談所の開設

町は、避難所、公民館等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

町は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

(4) 消費生活に関する広報

これらの広報については、「第7節 広報」による。

第30節 ライフラインの応急対策

電気、ガス、上下水道、電話、公共交通に関する各事業者は、各自の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。町は、事業者からの要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

1 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡職員の町災害対策本部への受入れ等

- ① 災害発生時において各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧状況や復旧の見通しを関係機関に通報する。
- ② 町は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保するものとし、職員が派遣される場合は、その受け入れ体制を整備する。

(2) 被害発生時の通報

各事業者は、人身に関する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、町に通報する。

2 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、広報車、チラシ、ホームページ等を用いて町民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。なお、報道機関に情報を提供する場合、町災害対策本部に設置されるプレスルームとの連携を図るよう努める。

3 町の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合や町民向けの広報を行う場合には、事業者からの要請に基づき、町は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルームの提供、広報車両の貸出し、町ホームページへの掲載等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第31節 公共施設等の応急復旧

役場庁舎、学校、保育所、道路、橋梁、河川、その他の公共施設を所管する部班は、土砂災害等発生時の初動期において施設の緊急点検を行い、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講じる。その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先して行う。なお、電気、ガス、上下水道、電話の各事業者と十分な連携をとる。

1 公共土木施設の応急復旧の役割分担

(1) 応急復旧の役割分担

道路、橋梁、トンネル等の公共土木施設の応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行うことになるが、公共土木施設のない地区での土砂災害等の応急復旧や人命救助のための崩壊土砂の除去は、原則として町が行う。

(2) 協定締結先への応援要請

災害時において速やかな復旧作業に対応するため、町は災害協定締結先である建設業協会などの各協会・団体や販売店等に、協定に基づき応急復旧活動に関する応援を要請する。

2 公共土木施設の障害物除去

障害物除去は、障害物の規模、範囲により、必要に応じて建設業者等の協力を得ながら実施する。町のみで実施困難なときは、県知事に対し応援協力を要請する。

(1) 障害物除去の実施

- ① 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ② 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ④ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 実施機関

- ① 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、町が行う。
- ② 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ③ がけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行うものとし、町のみで実施困難なときは、知事に対し応援協力を要請する。
- ④ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する部班は、当該施設の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、報道機関、広報車、チラシ等を用いて町民に広報する。その場合、視覚障害者等にも配慮する。

第32節 農林水産業対策

大規模な災害の発生により、農地及び農作物等の被害、農業用施設等の損壊のほか、家畜被害、水産関係被害などが予想される。このため、町は各関係機関と相互に連携を図り、被害を最小限に食い止めるため的確な措置を行う。

1 農地、農業用施設及び農作物

(1) 被害状況の把握

町は、農地、農業用施設及び農作物の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、農業用施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ① 農舎、ハウス等の倒壊防止措置
- ② 農業用燃料の漏出防止措置

(3) 応急措置

町は、土地改良区、農業協同組合等農業団体と相互に連携し、農業被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

- ① 湿水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修
- ② 農業用用水路の水門操作
- ③ 農作物の病害虫発生予防措置
- ④ 病害虫発生予防のための薬剤の円滑な供給
- ⑤ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

2 畜産及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

町は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、家畜飼養施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び畜産農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ① 畜舎の倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- ② 家畜の逃亡防止措置及び家畜が逃亡した場合の住民への危険防止措置

(3) 応急措置

町は、県及び農業団体等と相互に連携し、家畜被害に対する次の事項の応急措置を講じる。

- ① 死亡獣畜の円滑な処分及び廃用家畜緊急と殺
- ② 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
- ③ 動物用医薬品及び機材の円滑な供給
- ④ 家畜飼料及び飼養管理用機材の円滑な供給
- ⑤ 畜産生産物の出荷先の確保
- ⑥ 畜舎の電力確保

3 林産物及び林産施設

(1) 被害状況の把握

町は、林産物及び林産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、倒木や林産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、森林組合や生産者等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ① 人家、道路等に影響を及ぼす場合における倒木除去
- ② 林産施設の倒壊防止措置
- ③ 周辺可燃物の除去

(3) 応急措置

町は、森林管理署及び森林組合等と相互に連携し、林産被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

- ① 地すべり等の被害拡大防止措置
- ② 苗木、立木等及び林産物の病害虫発生予防措置
- ③ 病害虫発生予防のための薬剤の円滑な供給
- ④ 応急対策用資材の供給
- ⑤ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

4 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

町は、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、水産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ① 漁船のけい留又は荷役に重大な支障を与えるけい留施設の被害の拡大防止措置
- ② 漁港の航行又は停泊に重大な支障を与える漁港の埋そく被害の拡大防止措置

(3) 応急措置

町は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産被害に対する次の事項の応急措置を講じる。

- ① 応急対策用資機材の円滑な供給
- ② 輸送が不可能又は著しく困難となる輸送施設の被害の拡大防止措置

第33節 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立した地域の応急対策は、常にこのことを念頭に置き、優先すべきことを適切に判断して対応する。

1 孤立地域への応急対策順位

孤立地域への応急対策の順位は、次のとおりとする。

- ① 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- ② 緊急物資等の輸送
- ③ ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

2 孤立地域に対する活動内容

(1) 被害状況の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちにあらゆる手段を活用して孤立状況の確認を行うとともに、情報伝達手段の確保に努める。

(2) 救出・救助活動の実施

- ① ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、県へ要請することになるが、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関しできる限り多くの情報を収集して報告する。
- ② 負傷者が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- ③ 孤立地域内の要配慮者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は市町村の応援を得て救出を行う。

(3) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(4) 道路、ライフラインの応急復旧活動

孤立地域に対する物流ルートを確保するため、優先度に応じ、仮設の輸送用道路をまず確保する。

第34節 二次災害の防止

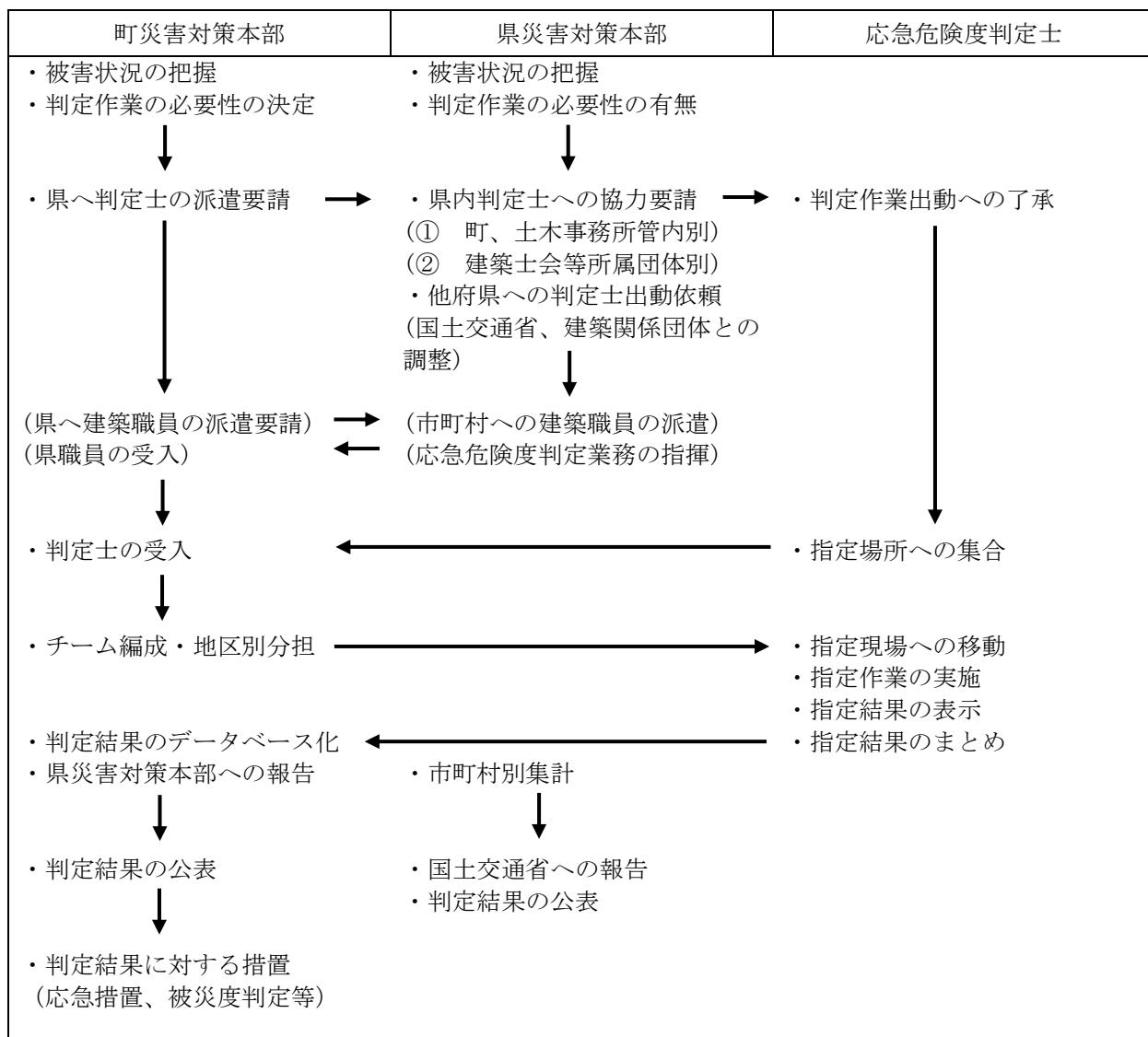
1 被災建築物の応急危険度判定

町は、地震による被害状況を勘案し、県とも協議しながら民間建物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、県及び応急危険度判定士と連携して、次の図に従って活動を行う。また、必要に応じ、県及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定実施本部を設ける。

なお、判定業務の実施にあたっては、次の点に留意する。

- ① 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器等の準備を行う。
- ② 判定業務は、2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- ③ 出動にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- ④ 建築士会等民間団体から協力の申出があった場合は、効果的な活動のための必要な調整を行う。

表 3-2-34-1 建物の応急危険度判定活動の流れ



2 被災宅地の応急危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の被害から生じる二次災害を防止し、町民の安全確保を図るため、職員の資格取得を計画的に推進するとともに、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

3 町所管建築物・構造物による二次災害防止

余震による避難所施設・町有施設の倒壊、部材の落下及び道路、橋梁等の構造物の損壊による二次災害を防止するため点検を実施するとともに、危険性が認められるときは、立入禁止の措置をとるなど、応急措置を行う。

4 水害・土砂災害対策

(1) 水防活動

二次災害防止に水防活動が必要であるときは、非常体制への切替えを迅速に行い、水防活動に万全を期すため、水防計画に基づき非常配備の体制をとる。

(2) 土砂災害警戒活動

降雨等により土砂災害の発生が予想される場合、危険区域等の警戒巡回等を行う。

5 爆発物・有害物質取扱施設による二次災害防止

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行う。

(1) 危険物施設・火薬保管施設・ガス施設・毒劇物施設

(2) その他二次災害の危険性があると判断する施設

第35節 建物の被害認定調査

町は、災害発生時には、災害の被害認定基準に基づいた被害調査を行い、「り災証明」を発行する。「り災証明」は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど各種被災者支援策と密接に関連していることから、被害認定業務が円滑かつ的確に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災者には二次災害の防止のために行う建築物の応急危険度判定との区別の理解を求めなければならない。

1 被害認定調査

(1) 判定基準

内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行うものとする。

①又は②のいずれかによって判定を行う。	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

(2) 調査活動

町は、関係機関等の協力も得てチームを編成し、被災世帯調査を実施し、町内の被災状況を把握する。

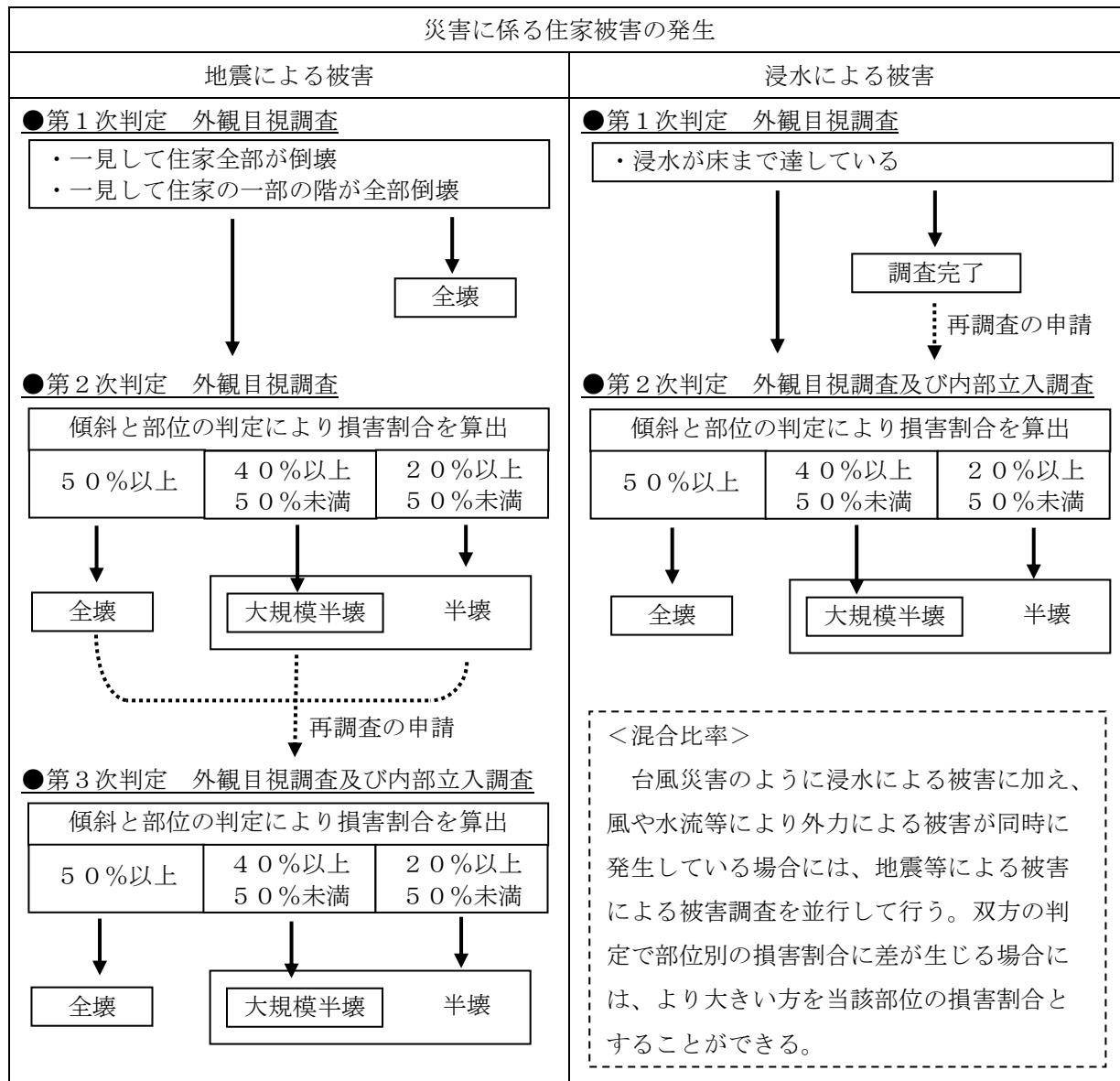
(3) り災者台帳の作成

町は、調査結果に基づき速やかに「り災者台帳」を作成する。

2 被害認定の流れ

被害には、「地震等による被害」、「浸水による被害」、この2つが混合した「混合被害」の3種類がある。「地震等による被害」とは、部材等が外力により物理的に破壊される被害をいい、「浸水による被害」とは、床上浸水等の被害のほか、水分を吸水することにより生じる機能劣化などの被害をいう。

また、建物の構造によって「木造・プレハブ」と鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの「非木造」の2種類がある。



第36節 住宅対策

災害により住宅が全壊（焼）、流失又は半壊（焼）した者に対して、応急仮設住宅の建設や応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 住宅の応急修理

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を実施するものとする。

（1）応急修理の対象者

災害により住宅が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理をすることができない者（世帯単位）とする。

（2）応急修理を受ける者の選定

応急修理の対象者のうちから修理必要度の高い順に町長が選定する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が選定するが、町長に委任された場合は、町長が選定する。

（3）応急修理の対象数

半壊又は半焼した世帯数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引き上げを要するときは、知事に対しその要請を行う。

（4）応急修理の方法

住宅の応急修理は知事が直接又は建築業者に請け負わせて現物給付を行うこととされているが、その権限を委任した場合は、町長がこれを行う。

応急修理は、居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない部分の応急修理を対象とする。

（5）応急修理の経費

応急修理に要する経費は、富山県災害救助法施行規則別表第1の規定に定める基準による。

（6）経費の負担区分

- ① 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内） 県
- ② その他の場合 町

（7）応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。これによりがたい場合には事前に知事の許可を受けて期間延長する。

（8）該当者の選定

該当者の選定は、生活能力が低く、かつ補修の必要度が高い物より順次選ぶものとする。

- ・生活保護法の要保護者
- ・特定資産のない失業者
- ・特定資産のない未亡人、母子世帯
- ・特定資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
- ・特定資産のない勤労者
- ・特定資産のない小企業者
- ・前各号に準ずる経済的弱者

2 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

- ① 災害のため、住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- ② 居住する仮住家がない者であること。
- ③ 自己の資金で住宅を確保することができない者であること。

(2) 設置戸数

全焼、全壊及び流失世帯数の三割の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合は知事の承認を得て必要戸数を設置する。

(3) 設置場所

り災者が、相当期間居住することを一応考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便、教育問題等り災者の生業の見通しについても考慮する。公有地を第一とするが、適当な場所がない場合は、私有地に建設するものとするが、この場合、後日の問題とならないよう十分協議のうえ選定するものとする。

- ① 公園、緑地、広場
- ② 公共施設敷地内の空地
- ③ 町有地、県有地、国有地

(4) 設置の方法

富山県地域防災計画に基づき、知事が直接又は建設業者に請け負わせて行うものとされているが、知事が直接設置することが困難な場合は、その委託を受けて町長がこれを設置する。

(5) 応急仮設住宅の規模及び経費

一戸あたりの応急仮設住宅の規模及び経費は、富山県災害救助法施行規則別表第1の規定に定める基準による。

(6) 経費の負担区分

- ① 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内） 県
- ② その他の場合 町

(7) 着工期間

災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に知事の許可を受けて期間延長する。

(8) 入居者の選定並びに供与期間

ア 入居者の選定

- ① 応急仮設住宅に収容する入居者の選定は、生活能力が低く、住宅の必用度の高いものより順次選ぶものとする。

例示項目は、1—(8)と同様である。

- ② 入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等り災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

なお、入居者の決定は、災害救助法第30条の規定により町長にその権限を委譲した場合を除き知事が決定するものであるが、入居者の選考については、町長は補助する。

イ 供与期間

応急仮設住宅としてり災者に供与する期間は、工事が完了した日から2ヵ年以内とする。

(9) 管理

応急仮設住宅の管理は、知事が行うが、この場合、町長は協力するものとする。

ただし、状況により、町長は、応急仮設住宅の管理の受託を受けるものとする。

3 建設資材及び建築業者の確保

応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建設資材の調達、要員の確保は、朝日町建設業協会に要請する。設計、監督等他の実施内容については、建設部建設班が担当する。

4 住宅関係障害物の除去

(1) 担当部

衛生・保育部

(2) 障害物除去の対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあるものであって、自らの資力で障害物が除去できない者に限って、居室、炊事場、便所等日常生活を可能にする程度の除去を行う。

(3) 障害物除去の調査

衛生・保育部が速やかに調査する。

(4) その他

除去に必要な機械器具の確保、障害物の集積場所等については、「第31節 公共施設等の応急復旧」に準ずる。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事から委任されている町長が実施し、対象、費用、機関等については、災害救助法及び富山県災害救助法施行規則により実施するものとする。

5 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせんする。

- ① 町営住宅
- ② 民間アパート等賃貸住宅
- ③ 企業社宅、保養所等

第37節 文教対策

災害発生時における児童・生徒の安全確保、文教施設の保全、応急教育の実施、文教施設の応急復旧及び災生徒に対する学用品の支給等文教対策について定める。

1 学校施設の管理

(1) 事前措置

- ① 校長は、災害に備え危険と思われる施設の補修、常設消火器、防火シャッター等を定期的に点検する。
- ② 校長は、電気器具、ガス器具、灯油、ガスの管理等について定期的に点検する。
- ③ 校長は、落下及び転倒の危険がある備品等について点検と防止措置を講ずる。
- ④ 校長は、地震による火災発生に備え、プール、貯水槽を常時貯水する。

(2) 応急措置

- ① 児童、生徒を安全に避難させるとともに、校長を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置をとる。
- ② 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど学校運営の正常化に努める。
- ③ 災害の状況を把握し、速やかに被害状況を町教育委員会に報告する。
- ④ 被害状況に応じ、臨時休校などの措置をとる。
- ⑤ 町教育委員会は、班を組織し被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

2 応急教育対策

(1) 休校等応急措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想されるときは、校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。この場合、帰宅途上の注意事項を十分徹底させるとともに、地域の関係機関及びPTA等と密接な連絡をとり、災害の状況などの確な把握に努め、災害の状況によっては通学路の変更又は集団下校の指示や父兄等の誘導を依頼するなどの措置をとる。

イ 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を、あらかじめ定めてある連絡網を通じ、各父兄に周知徹底する。

(2) 児童、生徒、教職員の被害状況の把握

災害発生後ただちに各学校を通じて児童、生徒、教職員の被害状況を把握する。

(3) 応急教育の確保

学校施設等の被害程度により、特別教育、体育館等の利用、二部授業などの方法を考慮し、授業を実施するように努める。この場合において、二部授業を行うときは、その旨を県教育委員会へ届け出る。

ア 校舎の被害が比較的軽微なとき。

各学校において、速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 校舎の被害が相当甚大なとき。

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧する見込みがあるとき。

臨時休校等の措置をとり、その期間、家庭、自治公民館又は地域にある公共施設を利用し、学習内容の指示、家庭訪問、生活指導の方法により教育を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき。

① 隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校の余剰教室等を借用し授業を行う。

② 児童、生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行う。

③ 児童、生徒が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。

(4) 被災校舎の修理

災害の拡大のおそれがなくなり応急教育を実施できる見込みとなったときは、修理の必要な教育施設を選定し、建設部に修理復旧のための措置を要請する。

また、状況により被災を免れた学校施設の相互利用、プレハブ校舎の建設、他の公共施設の利用等授業の早期開催を図る。

(5) 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と緊密な連絡をとり、教育職員の確保に努める。教職員派遣の応援要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

表 3-2-37-1 教職員派遣要請のための明示事項

事項	明細
応援を求める学校名	
授業予定場所	
教科別（中学校）派遣要請人員	
派遣要請予定期間	
派遣要請職員の宿舎その他の条件	
その他必要な事項	

3 教科書及び学用品の調達、給与

(1) 給与の対象

災害により住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水（土砂の堆積等により、一時に居住することができない状態となった者を含む。）の被害を受けて教科書、学用品を喪失又はき損し、ただちに入手できない状態にある児童生徒に対して必要最小限度の学用品等を給与する。

(2) 給与の品目

給与の品目については、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。

① 教科書

② 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

③ 通学用品（運動靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム靴等）

上記以外の品目についても、り災状況、程度等実情に応じて適宜調達、給与することができるものとする。

(3) 調達の方法

ア 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査して県教育委員会に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受ける。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの古本の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

応急教育に必要な学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、指示に基づき調達する。

(4) 給与の方法

各校長と連絡をとり、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、校長を通じて対象者に給与する。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の学用品の給与については、知事から委任されている町長が実施し、費用、期間等については、災害救助法及び富山県災害救助法施行細則によるものとする。

4 通学路の危険防止

学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その周知徹底を図る。

5 給食に関する措置

(1) 被害状況の調査・復旧

給食施設、設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。

(2) 学校給食の実施

学校給食については、災害により被害があってもできる限り継続して実施する。

給食施設、原材料等の被害のため平常の給食ができない場合においても、パン、牛乳等の給食を実施するように努める。

(3) 学校給食の一時中止措置

次の場合は、学校給食を一時中止する。

- ① 災害が広範囲にわたり、学校が避難所として使用され、給食施設がり災者用炊き出し施設として利用されるとき。
- ② 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。
- ③ 感染症、食中毒その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- ④ 給食物資の調達が困難なとき。
- ⑤ その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。

(4) 学校給食の再開

学校給食用施設、設備の清掃や消毒、汚染された食品等の廃棄、調理従事者の確保など学校給食ができるだけ速やかに再開できるよう努めるとともに、給食再開にあたっては給食用食品の品質管

理の徹底、調理従業者の健康管理の強化、身体、衣服の清潔保持等衛生管理に十分配慮する。

(5) 学校給食の応援

被害を受けなかった学校においては、学校給食の応援要請に対応できるよう準備しておく。

6 学校の衛生管理

(1) 学校施設の清掃等

被災校舎内外の清掃を行うとともに、施設、設備、器具等の消毒を実施する。

(2) り災教職員、児童生徒の健康管理

災害の状況によっては、病院、保健所等関係機関と連携し、り災教職員、児童及び生徒に対し次の措置をとる。

- ① 健康観察、臨時健康診断を行い、健康異常者に対しては治療を指示する等必要な措置をとる。
- ② 生水飲用を避けるなど保健指導を強化するとともに、地域における感染症の発生状況等の把握に努め、発生に際しては状況に応じた適切な措置を講ずる。
- ③ 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより事故、疾病の状況を把握すること。

7 避難所等としての学校施設、社会教育施設

学校施設や社会教育施設が避難所等災害時の緊急施設に指定されている場合、校長または施設長は、町長から避難の指示等の通知を受けた場合は、総務部指定避難所運営班と緊密な連絡をとり、避難者の収容に遗漏のないよう必要な措置を講ずる。

8 文化財の保護

(1) 被災防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

(2) 被害報告

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町に報告する。

(3) 応急対策

- ① 文化財に火災等の災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、消防本部へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- ② 国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図る。
- ③ 町は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第38節 義援金品の受付、配布

大規模な災害時には、県内外から多くの義援金、義援物資が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

1 義援金品の募集

町は、義援金品の募集について一般への周知が必要と認められる場合は、県、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会に連絡するとともに、町のホームページ及び報道機関等を通じ次の事項を公表する。

(1) 義援金

- ① 振込金融機関名、口座番号、口座名義等
- ② 受付窓口

(2) 義援物資

- ① 募集する物資リスト（募集以外の物資は受け入れず、義援金での支援を呼びかける。）
- ② 送り先（集積拠点、避難所等）

2 義援金品の受入れ及び保管

(1) 義援金

受付窓口を開設し、町が直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援物資

受入れ・照会窓口を開設し、受入要員を配置するとともに、受入物資リストを作成する。
受け入れた物資は、集積拠点等に輸送し、保管する。

3 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

町は、県から配分された義援金、町が直接受領した義援金等について、「義援金配分委員会」を設置し、配分率及び配分方法等を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑な配分を行うものとする。その際、県の義援金配分方針に従うものとする。

(2) 義援物資の配分

- ① 避難所からの情報により、必要な物資・数量を把握し、現地に届ける。
- ② 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効果的な配布を行う。
- ③ ボランティア等と連携し、必要物資を迅速に被災者に届ける。

第39節 応急公用負担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町域内の私有の施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは町域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより必要な措置を図る。

1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

(災害対策基本法第64条・65条、71条)

(1) 町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- ① 町域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- ② 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。
- ③ 町域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- ④ 町長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官は、町長若しくはその職務の権限の委任を受けた町職員が現場にいないとき、

又はこれらの者から要求があったときは、前項(1)①、②、③の町長の職権を行うことができる。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに町長に通知しなければならない。

2 応急公用負担の手続き等

(災害対策基本法第64条、同法施行令第24条-27条)

(1) 町域内の私有の土地・建物等の使用、収用にかかる手続き

町長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1-(1)-①による措置を講じたときは、次によらなければならない。

- ① 土地建物等の所有者等権限を有する者に対し当該処分等に係る必要事項を通知する。
- ② 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。

(2) 応急措置に支障となる物件の除去等にかかる手続き

町長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1-(1)-②による措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等の返還のため、保管を始めた日から14日間、当該市町村又は警察署、海上保安部もしくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示する。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のか

かる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担する。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等の所有権は次のとおりとなる。

- ① 町長が保管する場合 町
- ② 警察署長が保管する場合 県
- ③ 海上保安部長が保管する場合 国
- ④ 自衛隊の部隊等の長が保管する場合 国

3 事前措置等

(災害対策基本法第59条)

(1) 設備、物件等の除去・保安

町長は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。

(2) 事前措置等の指示

警察署長又は海上保安部長は、町長から要求があったときは、事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

4 損害補償、損失補償

(災害対策基本法第82条、84条)

(1) 損害補償

町長は、町区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

町長は、施設・土地等の管理、使用、物資の収用など応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第3章 復旧対策

第1節 民生安定のための措置

大災害の発生は、多数の地域住民の生命や身体に危害を与えるのみならず、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、住民を極度に混乱状態に落とし入れることになる。したがって、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

1 災害相談

被災者から寄せられる生活上の不安を解消するための相談業務について定める。

(1) 担当部班

福祉部福祉班

(2) 相談所の開設

災害の状況により臨時相談所を開設し、被災町民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決を図る。

なお、関係部班、関係機関はそれぞれの担当分野において協力する。

(3) 相談所の開設場所及び開設時期

臨時相談所の開設場所及び開設期間は、状況に応じて町長が決定する。

なお、避難所が設置されたときは、避難が概ね終了後なるべく早期に開設し、各避難施設の責任者等が相談に応じる。

(4) 相談業務の内容

臨時災害相談所において取扱う業務内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 行方不明者の捜索
- イ 応急生活の知識
- ウ 被災住宅の修理、応急住宅の斡旋
- エ 生活資金の斡旋、融資
- オ 被災後の安全対策

2 り災証明書の交付

町は、災害や被害を受けた世帯の再建復興のため各種施策の手続きに必要なり災証明書を遅滞なく交付するよう努めるものとする。

(1) 担当部班

調査部調査班

(2) り災台帳の作成

各調査担当部班からの被害状況調査の結果をもとに、り災台帳を作成する。

(3) 交付手続き

り災証明書の交付は、被災者の申請に基づき、り災台帳により確認して行う。

なお、り災台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

(4) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法に規定する災害で、次の種類の被害とする。

ア 人的被害

- ① 死亡
- ② 行方不明
- ③ 負傷

イ 物的被害

- ① 全壊（全焼）
- ② 流失
- ③ 半壊（半焼）
- ④ 床上浸水
- ⑤ 床下浸水
- ⑥ 一部損壊
- ⑦ その他の物的被害

(5) 証明手数料

り災証明書の交付については、手数料を徴収しない。

(6) り災証明書交付にかかる平常時からの体制整備

町は、り災証明書の交付や調査実務の習熟、住家被害等の調査について専門的な知識・経験を有する職員の育成、他の地方公共団体等との応援協定の締結など、必要な人員の確保に向けた体制の整備に努める。

また、り災証明書の交付が円滑に進むよう、事務処理に当たって参考することのできるマニュアルの作成を図る。

3 その他のり災証明

田畠等その他のり災証明は、当該対象の被害調査を所管する部署において発行する。

4 被災者のメンタルケア

災害に伴い被災者は、様々な精神障害に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはつきりと持つことができるよう、町は、県や各関係機関との連携のうえ、迅速できめ細かな対策を講じる。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

ア 茫然自失、無感情、無表情な状態反応

イ 耐え難い災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応

ウ 現実否認による精神麻痺状態

エ 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態

オ 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（P T S D）

カ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候

群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

(2) 対策

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して町は、県や各関係機関との連携のうえ、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- イ 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- ウ 専門施設での相談電話の開設
- エ 広報誌等による被災者への情報提供
- オ 小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

5 義援金、救援物資の取扱い

義援金、救援物資の取扱いについては、第2章第38節「義援金品の受付、配分」参照。

6 各種支給制度

(1) 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）窓口：町

町は、条例の定めるところにより、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- ① 1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害
- ② 県内において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- ① 生計維持者 500万円以内
- ② その他の者 250万円以内

ウ 支給遺族

配偶者、子、父母、孫、祖父母

(2) 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）窓口：町

ア 支給対象者

町は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- ① 両目が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの

- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廢したもの
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が①～⑧と同程度以上と認められるもの

イ 支給額

- ① 生計維持者 250万円以内
- ② その他の者 125万円以内

(3) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法：平成10年法律第66号）窓口：町

自然災害（地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対しその生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

ア 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項の規定により同上第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- ④ 上記A又はBに規定する市町村の区域を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- ⑤ 上記A～Cに規定する市町村の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害

イ 制度の対象となる被災世帯

- ① その居住する住宅が全壊した世帯
- ② その居住する住宅が半壊又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ④ その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（B及びCに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

ウ 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (イ-Aに該当)	解体 (イ-Bに該当)	長期避難 (イ-Cに該当)	大規模半壊 (イ-Dに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

エ 支援金の支給申請

- ① 申請窓口 市町村
- ② 申請時の添付書類
 - ・基礎支給金：り災証明書、住民票 等
 - ・加算支給金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ③ 申請期間
 - ・基礎支給金：災害発生日から13月以内
 - ・加算支給金：災害発生日から37月以内

オ 基金

国の補助を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県協会）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）。

（4）災害見舞金（朝日町住宅災害見舞金等支給要綱） 窓口：町

町は、要綱の定めるところにより、災害で被害を受けた町民又は遺族に対し見舞金を支給する。（条例に基づく災害弔慰金・災害障害見舞金又は被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた場合を除く。）

ア 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高波、地震その他の異常な自然現象又は火災、破裂、爆破等による住宅の被害

イ 支給額

区分	程度又は内容	見舞金額
住宅災害 見舞金	全焼、全壊	100,000円
	半焼、半壊	50,000
	部分焼、部分壊	30,000
	間借、アパート等の住宅災害	
	床上浸水	20,000
災害対策本部 等要請による 死亡等見舞金	死亡	30,000
	入院（5日以上）	10,000
	通院（10日以上）	5,000

7 各種貸付制度

（1）災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律） 窓口：町

ア 貸付対象者及び貸付限度額

町は、条例の定めるところにより、県内において「災害救助法」による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。

（令和5年4月1日現在）

貸付対象者	貸付限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円

② 家財等の損傷 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の全壊（エの場合を除く。） エ 住居全体の滅失又は流失	150万円 170万円 250万円 350万円
③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 イ ①と②のイが重複した場合 ウ ①と②のウが重複した場合	250万円 270万円 350万円
④ 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合 ア ②のイの場合 イ ②のウの場合 ウ ③のイの場合	250万円 350万円 350万円

イ 貸付条件

① 所得制限

(令和5年4月1日現在)

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては、1, 270万円

B 利率	C 措置期間	D 償還期間	E 償還方法
年3%以内で 町長が定める率 (措置期間は無利子)	3年 (特別の事情がある 場合は5年)	10年 (措置期間含む)	年賦、半年賦 又は月賦

(2) 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度）窓口：朝日町社会福祉協議会

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更正のために、民生委員、朝日町社会福祉協議会の協力のもと、町社会福祉協議会の行う災害援護資金及び住宅資金の貸付けを受けることができる。

種類	福祉費（災害援護資金）	福祉費（住宅資金）
内容	災害による困窮から自立更正するため に必要な経費	住宅の増改築、補修、保全等に要する経費
貸付対象	低所得世帯、障害者世帯、要介護高齢者世帯	
貸付限度額	150万円	250万円

措置期間	貸付の日から 6か月以内（災害の状況に応じ要件緩和）
償還期間	措置期間経過後 7年以内
貸付利子	年 3%（措置期間中は無利子）

(3) 母子寡婦福祉資金（母子及び寡婦福祉法）窓口：町

種類	住宅資金	転宅資金
対象災害	火災、風水害、地震など	火災、風水害、地震など
貸付対象	母子家庭の母、寡婦又は 40 歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行う方	母子家庭の母、寡婦又は 40 歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、転宅される方
貸付限度額	200 万円 (改修資金は 150 万円)	26 万円
措置期間	貸付の日から 2 年以内	貸付の日から 6 か月間
償還期間	措置期間経過後 7 年以内 (改修資金は 6 年以内)	措置期間経過後 3 年以内
貸付利子	年 3%（措置期間中は無利子）	

(4) 富山県勤労者生活資金融資制度 窓口：北陸労働金庫（県内の支店）

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し県は不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う。

種類	災害復旧資金
貸付対象	富山県内に居住しており、かつ、同一事業所に 1 年以上継続して勤務している勤労者
貸付限度額	150 万円
償還期間	5 年以内
利率	年 2.2%、保証料別途年 0.8%

8 災害弔慰金等見舞金の支給

災害により被害を受けた町民に対して支給する災害弔慰金等見舞金は次のとおりとする。

(1) 担当部班

福祉部福祉班

(2) 災害弔慰金

ア 対象災害

- ① 1 市町村に住宅が 5 世帯以上滅失した災害
- ② 県内に住宅が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ③ 県内に「災害救助法」が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ 支給額

- ① 生計維持者 500万円以内
- ② その他の者 250万円以内

ウ 支給順位

配偶者、子、父母、孫、祖父母の順

(3) 災害障害見舞金

ア 支給対象者

災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の自然災害で、その災害により負傷者又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む）に次の程度の障害を有する者を対象とする。

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの。

イ 支給額

- ① 生計維持者 250万円以内
- ② その他の者 125万円以内

(4) 県からの見舞金

ア 給付対象者

「災害救助法」が適用された市町村及びこれと同等の被害と認める市町村において、住宅が全壊、半壊した世帯に対して給付する。

イ 給付額

- ① 住宅が全壊した世帯 10万円
- ② 住家が半壊した世帯 5万円

(5) 町からの見舞金

ア 給付対象

- ① 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高波、地震、その他の異常な自然現象又は火災、破裂、爆発等による住宅の被害
- ② 災害対策本部等の要請による死亡等見舞金

町災害対策本部若しくは雪害、除雪、水防等に関し任意に設置された対策本部又は区長若しくは町内会長の要請等により出動し、死亡した場合又は負傷し、入院又は通院した場合

イ 支給額

住宅災害等見舞金の額は、朝日町住宅災害等見舞金支給要綱に定める額とする。

表 2-3-1-1 住宅災害等見舞金の額

区分	程度又は内容	見舞金額
住宅災害 見舞金	全焼、全壊	100,000円
	半焼、半壊	50,000
	部分焼、部分壊	30,000
	間借、アパート等の住宅災害	
災害対策本部 等要請による 死亡等見舞金	床上浸水	20,000
	死亡	30,000
	入院(5日以上)	10,000
	通院(10日以上)	5,000

9 災害融資

県及び町は、各種資金・融資あっせん及び必要な措置を講じて、災害により被害を受けた住民の生活を確保して社会秩序の維持、社会活動の早期回復に努めるものとする。

資金融資の制度としては、次のような制度がある。

- ① 災害援護資金の貸付 (福祉部)
- ② 生活福祉資金の貸付 (福祉部)
- ③ 災害復興住宅資金 (住宅金融公庫資金) (建設部)
- ④ 災害復興住宅補修資金 (建設部)
- ⑤ 天災による被害農林漁業者等に対する資金 (農林水産部)
- ⑥ 自作農維持資金 (農林水産部)
- ⑦ 農業経営安定資金 (県単資金) (農林水産部)
- ⑧ 主務大臣指定施設災害復旧資金等 (農林漁業金融公庫資金) (農林水産部)
- ⑨ 果樹植栽資金 (農林水産部)
- ⑩ 漁船資金 (農林漁業金融公庫資金) (農林水産部)
- ⑪ 沿岸漁業経営安定資金 (農林漁業金融公庫資金) (農林水産部)
- ⑫ 共同利用施設資金 (農林漁業金融公庫資金) (農林水産部)
- ⑬ 漁港資金 (農林漁業金融公庫資金) (農林水産部)
- ⑭ 被災農林漁業者に対する土地改良災害復旧資金 (農林水産部)
- ⑮ 中小企業設備近代化資金 (中小企業近代化資金等助成法) (商工観光部)
- ⑯ 被災中小企業者再建資金 (商工組合中央金庫法) (商工観光部)
- ⑰ 被災中小企業者等に対する災害復旧資金 (商工観光部)
- ⑱ 中小企業信用保険法による災害関係保証 (商工観光部)
- ⑲ 産業労働者住宅建設資金 (産業労働者住宅資金融通法) (商工観光部)
- ⑳ 被災医療機関等に対する災害復旧資金 (医療金融公庫法) (福祉部)

10 税の減免等

(1) 担当部班

調査部調査班

(2) 町税の減免

災害により被害を受けた納税義務者に対して、朝日町税条例等の定めるところにより、町税の減免並びに徴収猶予等の措置について定める。

ア 町民税の減免（朝日町税条例第51条）

第51条第1項第7号の規定に該当する者のうち、町長において必要と認めるものに対し、町民税を減免する。

イ 固定資産税の減免（朝日町税条例第71条）

第71条第1項第3号、又は第4号の規定に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

ウ 町民税及び固定資産税の徴収猶予（地方税法第15条）

第15条第1項第1号の規定に該当する場合において、町長において必要と認めるものに対し、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

エ 国民健康保険税の減免（朝日町国民健康保険税条例第25条）

第25条第1項第2号の規定に該当する者のうち、町長において必要と認められたものに対し国民健康保険税を減免することができる。

オ 国民健康保険税の納期限の延長（朝日町国民健康保険税条例第27条）

第27条の規定により、町長が特に必要があると認める場合において、当該納税者の申請によって、3月をこえない限度において、その納期限の延長をすることができる。

(3) 県税・国税の減免

ア 期限の延長（国税通則法第11条、地方税法第20条の5の2、富山県税条例第25条）

災害等やむを得ない理由により、税に関する法律又は条例に基づく期限までに申告書、請求書等書類の提出や納付等の行為をすることができない場合は、その期限を延長する。この場合、延長された期間の延滞税、延滞金は免除される。

- ① 災害が広範囲にわたる場合、国税庁長官又は地方公共団体の長が、告示により対象地域、延长期日等を指定する。この場合、納税者の延長の申請は必要でない。
- ② 災害が広範囲にわたらぬ場合、延長を受けようとする者の申請（災害のやんだ日以降2月以内又は速やかに）により、個別に、一定期間（2月又は30日以内）を限って、その期限を延長する。

イ 納税の猶予（国税通則法第46条、地方税法第15条）

納税者が、その財産につき災害を受け、税を一時に納めることができないと認められるとき、その者の申請により、1年以内（場合により1年延長）の期間を限って、その納税を猶予する。この場合、猶予期間中の延滞税、延滞金は免除される。

ウ 税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、地方税法第45条、第61条等、富山県税条例第26条）

災害等特別の事情がある場合で税の減免を必要とすると認められる者についてその者の申請により、税を減免する。

エ 所得税、住民税の雑損控除（所得税法第72条第1項、地方税法第34条第1項、第314条の2第1項）

① 災害等により生活用資産について損失を生じた場合（災害等に関連して一定のやむを得ない支出をした場合を含む。）、次の金額のうちいづれか多い額が所得金額から控除される。

- ・（損害金額+災害等関連支出の金額－保険金等の額）－（総所得金額等）×10%
- ・（災害関連支出の金額－保険金等の額）－5万円

② 損害金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額をいう。

災害等関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために出した金額等、及び盜難や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出等をいう。

保険金等の額とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額をいう。

災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために出した金額等をいう。

オ 所得税、法人税における損失額の必要経費等への算入（所得税法第51条、法人税法第33条第2項）

災害等により事業用資産等について損失を生じた場合、その損失額（資産の価額減少額、保険金等出損失が補てんされる部分の金額は除く）は所得の計算上必要経費又は損金の額に算入する。

11 その他の減免等

災害によって住宅等に著しい損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、介護保険料、保育料、水道料金等を減免する等特別な措置を講じる。

12 郵便事業の災害事務取扱い等

（1）郵便関係

ア 郵便はがき等の無償交付

災害救助法が適用された場合、一世帯あたり、郵便葉書5枚以内、郵便書簡1枚を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局とする。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(2) 為替貯金関係

ア 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の送金料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の送金料金免除を実施する。

イ 為替貯金業務の非常取扱い

対象地域、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

(3) 保険関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

避難生活などで保険料の払込みが困難な方のために、保険料の払込みの猶予期間の延伸を行う。

イ 保険金等の非常即時払い

保険証書がなくても、必要書類を一部省略することなどにより、保険金等の非常即時払いを実施する。

第2節 公共施設等の災害復旧対策

被災した公共施設等の復旧事業計画の策定にあたっては、単に原型復旧にとどまらず、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、将来における被害の発生を防止するに必要な施設の新設又は改良及び関連する事業を積極的に取入れた復旧計画を策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに災害復旧が完了するよう災害復旧事業の施行の促進を図る。

この場合、災害の状況によっては、公共施設の災害復旧事業費の国の財政援助及び助成に必要な措置をとる。

1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業としては、次の事業があげられる。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川公共土木施設災害復旧事業
- ② 海岸公共土木施設災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 道路公共土木施設災害復旧事業
- ⑥ 漁港関係土木施設災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市施設災害復旧事業

(4) 上水道施設災害復旧事業

(5) 住宅施設災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他災害復旧事業

2 小規模災害の復旧事業

国庫負担あるいは補助の対象とならない小規模な災害については、それぞれの施設管理者の負担する単独事業として、大規模災害等の発生誘因とならないよう早期復旧に努める。

また、これらの災害復旧の事業の実施に必要な資金需要額の確保については、起債その他の措置により速やかに対処する。

3 公共的施設の災害復旧

被災した公共的施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材、復旧計画等についてあわせん、指導を行い、又は必要に応じて資金の融資に伴う利子補給等の措置を講じる。

4 指導・助言制度の活用

(1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

第3節 激甚災害の指定

大規模災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するために「激甚法」に基づく助成援助を受ける場合の手続き等について定める。

1 激甚災害に関する調査

(1) 災害発生状況の報告

町内に災害が発生した場合は、速やかにその被害状況等を県等へ報告する。

(2) 県調査への協力

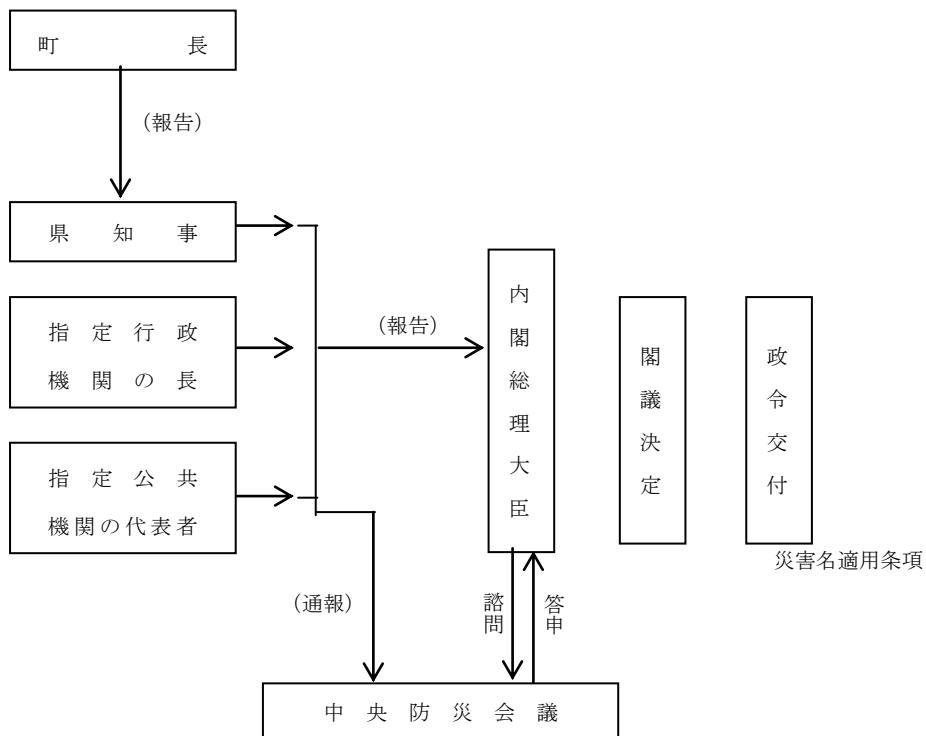
町は、県が実施する施設の被害額、復旧に要する事業費等の調査が迅速に完了するよう協力する。

(3) 指定手続き

県は、調査の結果、県下被害が指定基準に達したときは、速やかにその指定手続きを行う。

2 激甚災害指定手続き

図 4-3-1 激甚災害指定の手続き



3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行う。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は、第6編「資料編」の第6章「復旧対策」を参照。